

# 付属資料

## 目 次

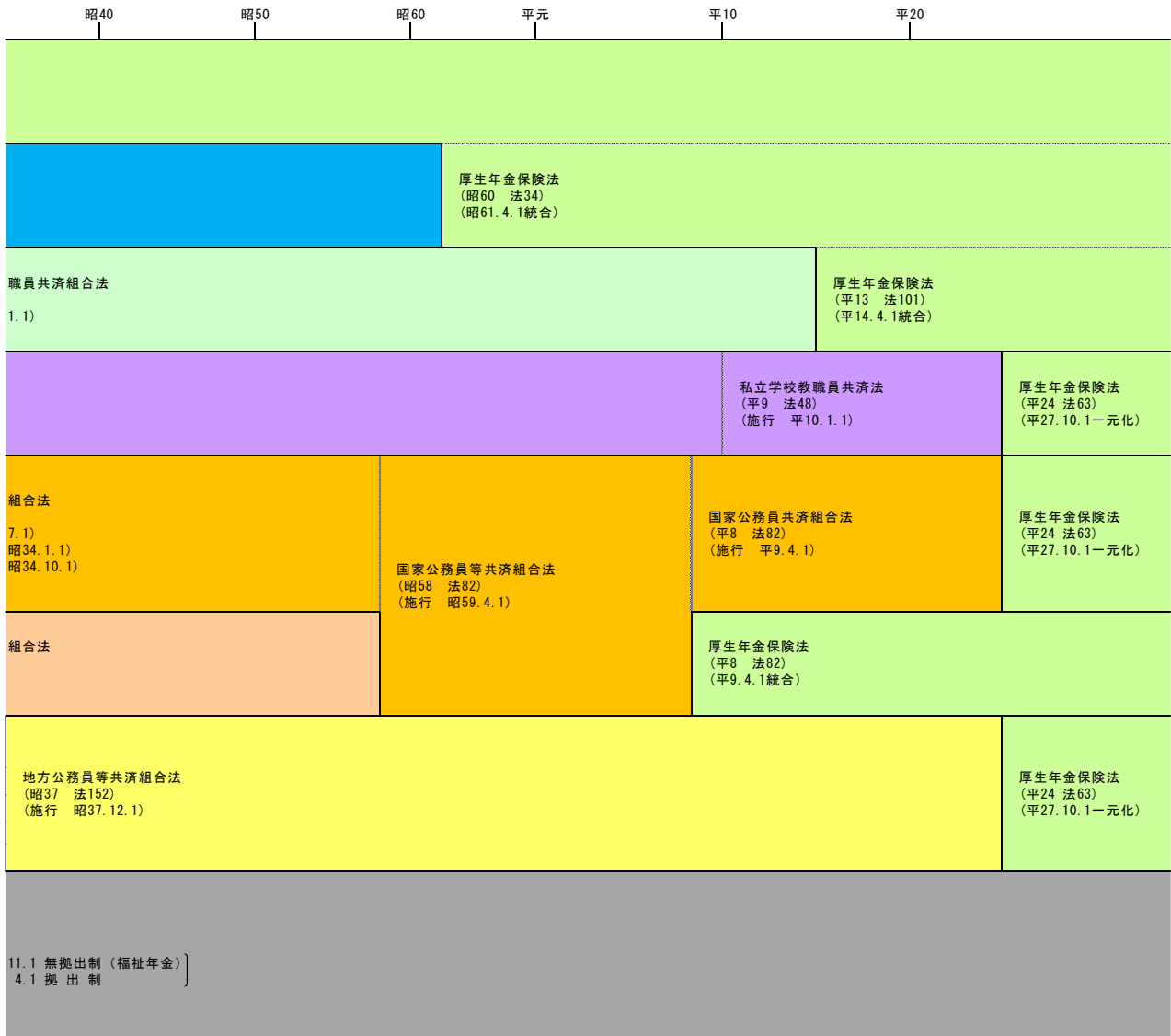
1	公的年金制度の沿革	308
	(1) 公的年金各制度の成立過程	308
	(2) 保険者及び保険料算定単位	310
2	公的年金制度一覧	311
3	財政収支状況	312
	(1) 厚生年金相当部分の財政収支状況	312
	(2) 共済組合等の職域加算部分等を含む財政収支状況	313
4	長期時系列表	314
	(1) 公的年金各制度の被保険者数等の推移	314
	(2) 公的年金各制度の受給権者数等の推移	321
	(3) 公的年金各制度の収支項目等の推移	335
	(4) 公的年金各制度の収支状況	348
	(5) 公的年金各制度の財政指標の推移	364
5	最近の経済等の状況	370
6	令和2(2020)年年金改正法の概要	371
7	用語解説	372

# 1 公的年金制度の沿革

## (1) 公的年金各制度の成立過程

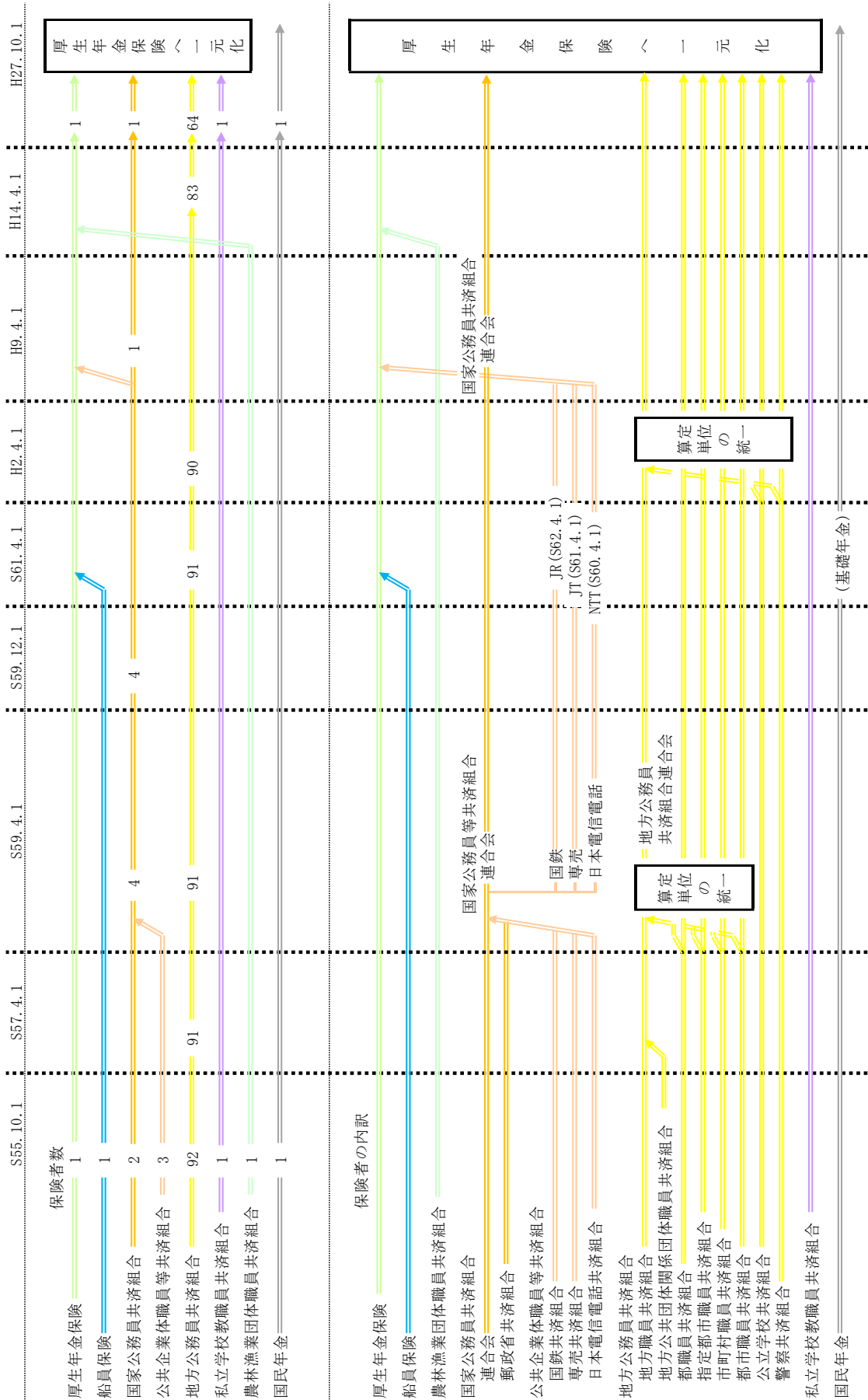
		昭20		昭30	
被 用 者	一般被用者	労働者年金 保 険 法 (昭16 法60) 〔施行 昭17.6.1〕	旧厚生年金保険法 (昭19 法21) (施行 昭19.10.1)		厚生年金保険法 (昭29 法115) (施行 昭29.5.1)
	船 員	船員保険法 (昭14 法73) (施行 昭15.6.1)			
	団 体 農 林 漁 業 職 員	旧厚生年金保険法		厚生年金保険法 (昭29 法115)	農林漁業団体 (昭33 法99) (施行 昭34)
	私 立 学 校 教 職 員	(財)私立中等学校恩給財団 (大13.7.24発足)		旧厚生年金保険法 (教員任意包括)	私立学校教職員共済組合法 (昭28 法245) (施行 昭29.1.1)
	国 家 公 務 員	官吏恩給法(明23 法43) 軍人恩給法(明23 法45)	恩給法 (大12 法48)	昭21.2.1→ 重症者に係る傷病恩給を除き 旧軍人軍属の恩給廃止 (昭21 勅68)	昭28.8.1 旧軍人軍属 恩給の復活 (昭28 法115)
	公 共 企 業 職 員 等	帝国鉄道庁現業員共済組合二関スル件(明40 勅127) 専売局現業員共済組合二関スル件(明41 勅150) 印刷局現業員共済組合二関スル件(明42 勅220) 逓信部内職員共済組合二関スル件(明42 勅151) 海軍造船兵事業従業員ノ共済組合二関スル件(明45 勅180) 造幣局共済組合規則(大12 大蔵3) 等		旧国家公務員共済組合法 (昭23 法69) (施行 昭23.7.1)	国家公務員共済 (昭33 法128) (施行 昭33) (年金の施行は 非現業の官吏)
	地 方 公 務 員	官吏恩給法(明23 法43)	恩給法 (大12 法48)	旧国家公務員共済組合法	国家公務員共済組合法
	日 雇 労 働 者	退隠料条例 退職年金条例			
	自 営 業 者 等	町村職員恩給組合恩給条例(昭18.4.1)			
				町村職員恩給組合法(昭27 法118)	市町村職員共済組合法(昭29 法204)
	国民年金法 (昭34法141) 〔施行 昭34. 昭36〕				

備 考				



通算年金通則法 (昭36 法181) (施行 昭36.11.1 適用 昭36.4.1)	国民年金法等の一部を改正する法律 (昭60 法34) (施行 昭61.4.1) (基礎年金制度の導入)	被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法 (平元 法87) (施行 平2.4.1) (制度間調整事業の実施)	厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平8 法82) (施行 平9.4.1) (旧三共済の統合) (旧三共済の統合に伴う財政支援措置の実施 (被用者年金一元化に伴い廃止))	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律 (平13 法101) (施行 平14.4.1) (農林年金の統合)	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平24 法63) (施行 平27.10.1) (被用者年金一元化)
---	---	---	---	--	---

(2) 保険者及び保険料算定単位



2 公的年金制度一覧

公的年金制度一覧

○国民年金制度

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金 受給権者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額	実質的な支出	積立金 (時価ベース)	積立比率 (時価ベース)	保険料 (令和2(2020)年 4月)	老齢基礎年金 支給開始年齢
国民年金第1号被保険者 (任意加入被保険者含む)	万人 1,453	万人		万円	兆円 3.2	兆円 8.5	8.1	円 16,540	
国民年金第2号被保険者	4,223	3,435	1.89	5.6	—	—	—	—	6.5歳
国民年金第3号被保険者	820								
合計	6,496								
(参考) 公的年金加入者合計	6,762								

- (注) 1. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金制度の6.5歳以上の旧法老齢(退職)年金受給権者数等を加えたものである。  
 2. 老齢基礎年金平均年金月額は、新法基礎年金と旧法国民年金の平均である。  
 3. 実質的な支出は、給付費から基礎年金交付金を控除し基礎年金拠出金を加えた額である。  
 4. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金(国庫負担繰延額を含めた推計値)が、実質的な支出のうち前年で財源を用意しなければならぬ部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。  
 5. 公的年金加入者合計は、厚生年金被保険者と国民年金第1号・第3号被保険者の合計である。

○厚生年金制度

区分	被保険者数 ①	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当)	実質的な支出	積立金 (時価ベース)	積立比率 (時価ベース)	保険料率 (令和2(2020)年 9月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (令和2(2020)年度)
第1号厚生年金(旧厚生年金)	万人 4,037	万人		万円	兆円	兆円			報酬比例部分 一般男子・共済女子 6.3歳 旧厚生女子 6.1歳 坑内員・船員 6.1歳
第2号厚生年金(国家公務員共済組合)	108						18.300		
第3号厚生年金(地方公務員共済組合)	286	1,883	2.38	14.9	50.1	178.3	5.1		定額部分 一般男子・共済女子 6.5歳 旧厚生女子 6.5歳 坑内員・船員 6.1歳
第4号厚生年金(私立学校教職員共済)	57								
合計	4,488								

- (注) 1. 老齢(退職)年金受給権者数(老齢・退年相当)には、旧三公社共済組合及び旧農林漁業団体職員共済組合において旧厚生年金に統合される前に発生した退年相当の退職年金(減額退職年金を含む)の受給権者及び平成27年9月までに旧共済法により発生した退年相当の退職年金(減額退職年金を含む)の受給権者を含む。  
 2. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金分を含む。また、国共済、地共済及び私学共済(以下、「共済組合等」という。)については、職域加算部分を除く推計値である。  
 3. 実質的な支出は、給付費から基礎年金交付金、追加費用、職域等費用納付金を控除し、基礎年金拠出金を加えた額である。ここで、厚生年金基金から給付されている代行給付額(年度末の最低責任準備金を算出する際に用いられている額)を加えることで、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度全体の額を推計している。  
 4. 積立金は、厚生年金制度の年度末積立金と共済組合等の厚生年金保険整理(私学共済は厚生年金制度・厚生年金整理)の年度末積立金の合計である。  
 5. 積立比率を算出する際の厚生年金の積立金は、厚生年金基金が代行している部分及び国庫負担繰延額を含んだ推計値である。  
 6. 私学共済の保険料率は、令和2(2020)年9月時点で一元化法附則の規定を踏まえ、15.327%に軽減されている。

付属資料◆財政収支状況

3 財政収支状況 (注) 単年度収支状況(図表2-3-2及び図表2-3-4)とは異なり、運用損益や有価証券売却損等は収入又は支出に計上されている(本文2-3-3を参照)。

(1) 厚生年金相当部分の財政収支状況 ー令和元(2019)年度ー

区 分	厚生年金					国民年金		公的年金制度全体	
	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	計	国民年金勘定	基礎年金勘定		
	簿価ベース	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
前年度末積立金 (㉞)	簿価ベース	1,125,431	61,846	189,308	20,211	1,396,796	74,437	33,355	1,504,588
収入総額	簿価ベース	481,934	30,369	85,015	9,757	515,701	37,589	256,065	555,202
保険料収入		326,197	12,901	33,771	4,578	377,446	13,458	・	390,904
国庫・公経済負担		100,262	2,967	7,451	1,339	112,019	17,684	・	129,703
追加費用		・	1,640	3,661	・	5,302	・	・	5,302
運用損益 (再掲 年金積立金管理運用独立行政法人納付金)	簿価ベース	4,301 (4,300)	1,582	5,832	611	12,325 (4,300)	3,421 (3,421)	15	15,762 (7,721)
基礎年金交付金		4,220	374	897	30	5,521	2,971	・	④
実施機関拠出金収入		44,300	・	・	・	①	・	・	①
厚生年金交付金		・	10,876	32,316	2,817	②	・	・	②
財政調整拠出金収入		・	－	1,066	・	③	・	・	③
職域等費用納付金		628	・	・	・	628	・	・	628
解散厚生年金基金等徴収金		959	・	・	・	959	・	・	959
基礎年金拠出金収入		・	・	・	・	・	・	245,662	⑤
独立行政法人福祉医療機構納付金		847	・	・	・	847	47	・	894
積立金より受入 (㉟)		－	・	・	・	－	－	10,291	10,291
その他		221	30	21	381	654	9	97	759
支出総額		478,619	30,449	83,174	8,713	509,580	35,958	241,847	533,233
給付費		238,446	12,893	37,955	2,878	292,173	4,082	233,352	529,607
基礎年金拠出金		191,929	5,785	14,541	2,638	214,892	30,769	・	⑤
実施機関保険給付費等交付金		46,008	・	・	・	②	・	・	②
厚生年金拠出金		・	10,595	30,537	3,169	①	・	・	①
基礎年金相当給付費(基礎年金交付金)		・	・	・	・	・	・	8,492	④
財政調整拠出金		・	1,066	－	・	③	・	・	③
その他		2,235	111	141	28	2,515	1,107	4	3,625
収支残 (㊱)	簿価ベース	3,316	△80	1,841	1,044	6,121	1,631	14,217	21,969
その他 (㊲)	簿価ベース	184	－	－	－	184	74	－	259
年度末積立金 (㉞-㉟+㊱+㊲)	簿価ベース	1,128,931	61,766	191,149	21,255	1,403,101	76,142	37,281	1,516,524
年度末積立金の対前年度増減額	簿価ベース	3,500	△80	1,841	1,044	6,305	1,706	3,926	11,937

<時価ベース>

	時価ベース	△ 78,605	△ 3,307	△ 10,138	△ 1,066	△ 93,115	△ 4,595	15	△ 97,696
運用損益	時価ベース	△ 78,605	△ 3,307	△ 10,138	△ 1,066	△ 93,115	△ 4,595	15	△ 97,696
年度末積立金	時価ベース	1,493,896	67,805	198,739	22,246	1,782,686	85,232	37,281	1,905,199
年度末積立金の対前年度増減額	時価ベース	△79,406	△4,903	△14,068	△633	△99,010	△6,311	3,926	△101,396

注1 平成27(2015)年10月の被用者年金一元化を踏まえ、本表は、国共済、地共済及び私学共済については、厚生年金保険経理(私学共済は厚生年金勘定・厚生年金経理)を計上(ただし、国共済及び地共済の「基礎年金交付金」及び「給付費」には、経過の長期経理における基礎年金交付金を加えて算出)している。

注2 厚生年金計は、厚生年金全体としての財政収支状況をとらえるため、厚生年金実施機関間でのやりとり(①～③)を収入・支出両面から除いている。また、公的年金制度全体は、同様に、①～③に加えて公的年金制度内でのやりとり(④、⑤)を収入・支出両面から除いている。

注3 「その他(㊲)」に計上している額は、厚生年金勘定及び国民年金(国民年金勘定)の「業務勘定から積立金への繰入れ」である。

注4 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注6 基礎年金拠出金収入及び国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。

注7 運用損益は、運用手数料控除後のものである。なお、国共済の時価ベースの額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の額である。

(2) 共済組合等の職域加算部分等を含む財政収支状況—令和元(2019)年度—

区 分		被用者年金				計	国民年金		公的年金 制度全体
		厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済		国民年金 勘定	基礎年金 勘定	
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
前年度末積立金 (㉗)	簿価ベース	1,125,431	67,225	378,715	39,806	1,611,178	74,437	33,355	1,718,969
<b>収入総額</b>	簿価ベース	481,934	30,599	91,226	10,326	522,711	37,589	256,065	562,212
保険料収入		326,197	12,901	33,771	4,578	377,446	13,458	・	390,904
国庫・公経済負担		100,262	2,973	7,451	1,340	112,026	17,684	・	129,710
追加費用		・	1,792	4,012	・	5,804	・	・	5,804
運用損益	簿価ベース (再掲 年金積立金管理運用独立行政法人納付金)	4,301 (4,300)	1,627	11,666	1,176	18,769 (4,300)	3,421 (3,421)	15	22,206 (7,721)
基礎年金交付金		4,220	374	897	30	5,521	2,971	・	④
実施機関拠出金収入		44,300	・	・	・	①	・	・	①
厚生年金交付金		・	10,876	32,316	2,817	②	・	・	②
財政調整拠出金収入		・	-	1,066	・	③	・	・	③
職域等費用納付金		628	・	・	・	628	・	・	628
解散厚生年金基金等徴収金		959	・	・	・	959	・	・	959
基礎年金拠出金収入		・	・	・	・	・	・	245,662	⑤
独立行政法人福祉医療機構納付金		847	・	・	・	847	47	・	894
積立金より受入 (㉘)		-	・	・	・	-	-	10,291	10,291
その他		221	57	48	384	711	9	97	816
<b>支出総額</b>		478,619	32,137	88,704	9,370	517,456	35,958	241,847	541,108
給付費		238,446	14,555	43,421	3,227	299,649	4,082	233,352	537,083
基礎年金拠出金		191,929	5,785	14,541	2,638	214,892	30,769	・	⑤
実施機関保険給付費等交付金		46,008	・	・	・	②	・	・	②
厚生年金拠出金		・	10,595	30,537	3,169	①	・	・	①
基礎年金相当給付費 (基礎年金交付金)		・	・	・	・	・	・	8,492	④
財政調整拠出金		・	1,066	-	・	③	・	・	③
その他		2,235	137	205	337	2,915	1,107	4	4,025
収支残 (㉙)	簿価ベース	3,316	△1,538	2,523	955	5,255	1,631	14,217	21,104
その他 (㉚)	簿価ベース	184	-	-	-	184	74	-	259
年度末積立金 (㉗-㉙+㉚+㉛)	簿価ベース	1,128,931	65,687	381,238	40,761	1,616,617	76,142	37,281	1,730,040
年度末積立金の対前年度増減額	簿価ベース	3,500	△1,538	2,523	955	5,439	1,706	3,926	11,071

<時価ベース>

運用損益	時価ベース	△78,605	△3,287	△20,567	△1,622	△104,082	△4,595	15	△108,662
年度末積立金	時価ベース	1,493,896	71,735	398,684	42,627	2,006,942	85,232	37,281	2,129,455
年度末積立金の対前年度増減額	時価ベース	△79,406	△6,379	△29,594	△1,843	△117,222	△6,311	3,926	△119,607

注1 平成27(2015)年10月の被用者年金一元化を踏まえ、本表は、以下の通り作成している。

・国共済、地共済及び私学共済については、厚生年金保険経理（私学共済は厚生年金勘定・厚生年金経理）及び経過的長期経理（私学共済は厚生年金勘定・職域年金経理）を加えたものである。

・国共済及び地共済の収入において、経過的長期経理に計上されている事業主負担は、その他に計上している。

注2 被用者年金計は、被用者年金全体としての財政収支状況をとらえるため、厚生年金実施機関でのやりとり（①～③）を収入・支出両面から除いている。また、公的年金制度全体は、同様に、①～③に加えて公的年金制度内でのやりとり（④、⑤）を収入・支出両面から除いている。

注3 厚生年金勘定及び国民年金（国民年金勘定）の「その他（㉚）」に計上している額は、「業務勘定から積立金への繰入れ」である。

注4 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注6 基礎年金拠出金収入及び国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。

注7 運用損益は、運用手数料控除後のものである。なお、国共済の時価ベースの額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の額である。

4 長期時系列表

(1) 公的年金各制度の被保険者数等の推移

公的年金各制度の被保険者数の推移

年度末	厚生年金												国民年金(旧法)	国民年金(新法)	公的年金 制度全体				
	第1号(民間被用者)						第2号(国家公務員)									第3号(地方公務員)		第4号(私立学校教職員)	
	短時間労働者を除く		旧農林年金		短時間労働者		短時間労働者を除く		短時間労働者		短時間労働者を除く					短時間労働者		短時間労働者	
昭和40(1965)	22,331	22,331	18,670	363	762	18,670	353	1,114	2,288	144	144	20,016	43,347						
45(1970)	27,600	27,600	22,522	410	789	22,522	410	1,149	2,536	194	194	24,337	51,936						
50(1975)	29,573	29,573	23,893	447	797	23,893	447	1,162	3,004	270	270	25,384	55,165						
51(1976)	29,816	29,816	24,084	462	802	24,084	462	1,163	3,033	282	282	26,469	56,285						
52(1977)	29,940	29,940	24,131	461	805	24,131	461	1,172	3,079	293	293	27,198	57,138						
53(1978)	30,278	30,278	24,392	468	804	24,392	468	1,172	3,139	302	302	27,803	58,081						
54(1979)	30,878	30,878	24,925	476	798	24,925	476	1,175	3,192	311	311	27,851	58,729						
55(1980)	31,433	31,433	25,445	484	788	25,445	484	1,179	3,239	319	319	27,896	59,050						
56(1981)	31,933	31,933	25,896	477	773	25,896	477	1,179	3,273	324	324	27,111	59,044						
57(1982)	32,259	32,259	26,223	488	752	26,223	488	1,175	3,292	329	329	26,461	58,720						
58(1983)	32,561	32,561	26,549	488	716	26,549	488	1,174	3,299	335	335	25,727	58,288						
59(1984)	32,910	32,910	26,932	488	683	26,932	488	1,168	3,298	341	341	25,339	58,249						
60(1985)	33,148	33,148	27,234	490	621	27,234	490	1,161	3,295	347	347	25,091	58,239						
61(1986)	32,875	32,875	26,994	494	591	26,994	494	1,152	3,289	355	355	19,514	63,317						
62(1987)	33,515	33,515	27,676	496	541	27,676	496	1,151	3,287	365	365	19,292	64,105						
63(1988)	34,586	34,586	28,769	496	526	28,769	496	1,148	3,272	375	375	18,727	64,929						
平成元(1989)	35,735	35,735	29,921	497	512	29,921	497	1,144	3,277	384	384	18,155	65,678						
2(1990)	36,778	36,778	30,997	499	496	30,997	499	1,126	3,286	373	373	17,579	66,313						
3(1991)	37,766	37,766	31,959	493	493	31,959	493	1,132	3,301	381	381	18,536	68,352						
4(1992)	38,321	38,321	32,493	487	487	32,493	487	1,130	3,317	388	388	18,508	68,941						
5(1993)	38,499	38,499	32,651	510	482	32,651	510	1,127	3,335	394	394	18,614	69,276						
6(1994)	38,592	38,592	32,740	471	471	32,740	471	1,128	3,344	398	398	18,761	69,548						
7(1995)	38,648	38,648	32,808	467	467	32,808	467	1,125	3,339	400	400	19,104	69,952						
8(1996)	38,824	38,824	32,999	463	463	32,999	463	1,124	3,336	401	401	19,356	70,195						
9(1997)	38,807	38,807	33,468	490	490	33,468	490	1,122	3,326	401	401	19,589	70,344						
10(1998)	38,258	38,258	32,957	482	482	32,957	482	1,111	3,306	403	403	20,426	70,502						
11(1999)	37,755	37,755	32,481	475	475	32,481	475	1,106	3,288	404	404	21,175	70,616						
12(2000)	37,423	37,423	32,192	467	467	32,192	467	1,119	3,239	406	406	21,537	70,491						
13(2001)	36,760	36,760	31,576	459	459	31,576	459	1,110	3,207	408	408	22,074	70,168						
14(2002)	36,856	36,856	32,144	32,144	32,144	32,144	429	1,102	3,181	429	429	22,368	70,460						
15(2003)	36,798	36,798	32,121	32,121	32,121	32,121	434	1,091	3,151	434	434	22,400	70,292						
16(2004)	37,130	37,130	32,491	32,491	32,491	32,491	442	1,086	3,111	442	442	22,170	70,293						
17(2005)	37,621	37,621	33,022	33,022	33,022	33,022	448	1,082	3,069	448	448	21,903	70,447						
18(2006)	38,363	38,363	33,794	33,794	33,794	33,794	458	1,076	3,035	458	458	21,230	70,383						
19(2007)	39,084	39,084	34,570	34,570	34,570	34,570	464	1,058	2,992	464	464	20,354	70,066						
20(2008)	38,916	38,916	34,445	34,445	34,445	34,445	472	1,053	2,946	472	472	20,007	70,436						
21(2009)	38,677	38,677	34,248	34,248	34,248	34,248	478	1,044	2,908	478	478	19,851	70,209						
22(2010)	38,829	38,829	34,411	34,411	34,411	34,411	485	1,055	2,878	485	485	19,382	70,046						
23(2011)	38,924	38,924	34,515	34,515	34,515	34,515	492	1,059	2,858	492	492	19,044	69,747						
24(2012)	39,116	39,116	34,717	34,717	34,717	34,717	499	1,057	2,842	499	499	18,637	69,602						
25(2013)	39,667	39,667	35,273	35,273	35,273	35,273	507	1,055	2,832	507	507	18,054	69,356						
26(2014)	40,395	40,395	35,985	35,985	35,985	35,985	517	1,061	2,831	517	517	17,420	69,175						
27(2015)	41,289	41,289	36,864	36,864	36,864	36,864	529	1,064	2,832	529	529	16,679	69,119						
28(2016)	42,665	42,665	37,927	37,927	37,927	37,927	540	1,066	2,839	540	540	15,754	69,309						
29(2017)	43,581	43,581	38,729	38,729	38,729	38,729	552	1,071	2,846	552	552	15,052	69,385						
30(2018)	44,284	44,284	39,806	39,806	39,806	39,806	561	1,073	2,845	561	561	14,711	69,462						
令和元(2019)	44,879	44,879	39,902	39,902	39,902	39,902	566	1,078	2,857	566	566	14,533	69,616						

注1 旧三共済(日本郵政、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注3 平成27(2015)年10月に被用者年金制度が一元化された。  
 注4 第1号厚生年金(民間被用者)は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。  
 注5 第1号厚生年金(民間被用者)の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。  
 注6 国民年金(旧法)には任意適用を含む。  
 注7 国民年金(新法)第1号には任意加入を含む。



公的年金各制度の被保険者数の推移  
男性

年度末 (西暦)	厚生年金										国民年金(新法)		公的年金 制度全体			
	第1号(民間被用者)					第2号(国家公務員)					第3号(地方公務員)			第1号	第3号	
	計		短時間労働者 を除く		短時間労働者	計		短時間労働者 を除く		短時間労働者	計					短時間労働者 を除く
平成7(1995)	...	...	...	...	...	21,930	...	313	...	935	2,157	192	...	9,236	41	...
8(1996)	...	...	...	...	...	21,930	...	309	...	932	2,148	192	...	9,361	39	...
9(1997)	...	...	...	...	...	22,041	...	302	...	929	2,135	192	...	9,507	40	35,559
10(1998)	...	...	...	...	...	22,455	...	302	...	929	2,135	192	...	9,507	40	35,664
11(1999)	...	...	...	...	...	22,125	...	297	...	918	2,110	192	...	9,972	43	35,733
12(2000)	...	...	...	...	...	21,801	...	292	...	913	2,100	192	...	10,388	48	35,714
13(2001)	...	...	...	...	...	21,584	...	288	...	921	2,063	192	...	10,614	52	35,575
14(2002)	...	...	...	...	...	21,157	...	283	...	913	2,040	193	...	10,932	57	35,839
15(2003)	...	...	...	...	...	21,482	...	283	...	905	2,018	208	...	11,156	70	35,763
16(2004)	...	...	...	...	...	21,368	...	284	...	894	1,996	209	...	11,217	80	35,700
17(2005)	...	...	...	...	...	21,504	...	285	...	885	1,968	212	...	11,133	88	35,877
18(2006)	...	...	...	...	...	21,740	...	286	...	878	1,940	214	...	11,010	96	35,936
19(2007)	...	...	...	...	...	22,139	...	286	...	868	1,917	217	...	10,696	99	35,885
20(2008)	...	...	...	...	...	22,544	...	286	...	845	1,885	219	...	10,292	100	35,557
21(2009)	...	...	...	...	...	22,377	...	283	...	836	1,849	221	...	10,170	104	35,301
22(2010)	...	...	...	...	...	22,193	...	282	...	823	1,817	222	...	10,135	110	35,110
23(2011)	...	...	...	...	...	22,241	...	282	...	826	1,790	224	...	9,915	114	34,899
24(2012)	...	...	...	...	...	22,242	...	282	...	821	1,769	225	...	9,730	111	34,746
25(2013)	...	...	...	...	...	22,279	...	282	...	814	1,751	226	...	9,563	112	34,724
26(2014)	...	...	...	...	...	22,566	...	282	...	807	1,738	227	...	9,275	111	34,766
27(2015)	...	...	...	...	...	22,929	...	282	...	805	1,731	229	...	8,962	109	34,830
28(2016)	...	...	...	...	...	23,376	...	282	...	801	1,723	231	...	8,590	108	35,000
29(2017)	...	...	...	...	...	23,800	...	282	...	796	1,717	233	...	8,165	109	35,060
30(2018)	...	...	...	...	...	24,417	...	282	...	793	1,713	234	...	7,793	110	35,163
令和元(2019)	...	...	...	...	...	24,689	...	282	...	788	1,702	234	...	7,638	112	35,279
令和元(2019)	...	...	...	...	...	24,877	...	282	...	786	1,698	235	...	7,568	114	...

女性

年度末 (西暦)	厚生年金										国民年金(新法)		公的年金 制度全体			
	第1号(民間被用者)					第2号(国家公務員)					第3号(地方公務員)			第1号	第3号	
	計		短時間労働者 を除く		短時間労働者	計		短時間労働者 を除く		短時間労働者	計					短時間労働者 を除く
平成7(1995)	...	...	...	...	...	10,879	...	195	...	190	1,183	207	...	9,868	12,160	...
8(1996)	...	...	...	...	...	10,958	...	192	...	192	1,188	209	...	9,994	11,976	...
9(1997)	...	...	...	...	...	11,013	...	188	...	193	1,191	209	...	10,082	11,909	34,785
10(1998)	...	...	...	...	...	10,831	...	185	...	193	1,189	211	...	10,453	11,775	34,838
11(1999)	...	...	...	...	...	10,680	...	182	...	194	1,188	212	...	10,787	11,639	34,883
12(2000)	...	...	...	...	...	10,608	...	179	...	198	1,176	214	...	10,923	11,479	34,777
13(2001)	...	...	...	...	...	10,419	...	176	...	197	1,167	215	...	11,141	11,277	34,592
14(2002)	...	...	...	...	...	10,663	...	176	...	197	1,162	221	...	11,212	11,166	34,621
15(2003)	...	...	...	...	...	10,753	...	198	...	198	1,155	225	...	11,183	11,014	34,528
16(2004)	...	...	...	...	...	10,987	...	201	...	201	1,143	230	...	11,036	10,905	34,503
17(2005)	...	...	...	...	...	11,282	...	204	...	204	1,130	234	...	10,893	10,827	34,570
18(2006)	...	...	...	...	...	11,655	...	208	...	208	1,119	240	...	10,533	10,690	34,447
19(2007)	...	...	...	...	...	12,026	...	213	...	213	1,107	245	...	10,062	10,528	34,180
20(2008)	...	...	...	...	...	12,068	...	211	...	217	1,096	251	...	9,837	10,333	33,801
21(2009)	...	...	...	...	...	12,055	...	220	...	220	1,091	256	...	9,716	10,099	33,437
22(2010)	...	...	...	...	...	12,170	...	229	...	229	1,088	261	...	9,467	9,932	33,147
23(2011)	...	...	...	...	...	12,273	...	238	...	238	1,089	267	...	9,314	9,667	32,848
24(2012)	...	...	...	...	...	12,439	...	243	...	243	1,091	272	...	9,075	9,490	32,610
25(2013)	...	...	...	...	...	12,707	...	248	...	248	1,095	279	...	8,779	9,343	32,451
26(2014)	...	...	...	...	...	13,057	...	256	...	256	1,100	288	...	8,458	9,210	32,368
27(2015)	...	...	...	...	...	13,488	...	263	...	263	1,109	298	...	8,089	9,043	32,290
28(2016)	...	...	...	...	...	14,238	...	204	...	271	1,122	309	...	7,589	8,781	32,309
29(2017)	...	...	...	...	...	14,695	...	271	...	278	1,133	315	...	7,259	8,592	32,275
30(2018)	...	...	...	...	...	15,117	...	311	...	285	1,143	323	...	7,073	8,356	32,209
令和元(2019)	...	...	...	...	...	15,498	...	343	...	292	1,159	332	...	6,965	8,089	32,337

注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は、平成9(1997)年度4月に厚生年金に統合された。  
 注2 旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は、平成14(2002)年度4月に厚生年金に統合された。  
 注3 平成27(2015)年度10月に被用者年金制度が一元化された。  
 注4 第1号厚生年金(民間被用者)の平成8(1996)年度以前には旧農林年金を含まない。  
 注5 国民年金(新法)第1号には任意加入を含む。

付属資料◆長期時系列表

1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）の推移

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号(私立学校教職員)			
	円	短時間労働者 を除く	円	円	短時間労働者 を除く	円			円	短時間労働者 を除く	円	円
(西暦)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成 15 (2003)	400,792	400,792	・	375,064	375,064	・	542,694	602,387	498,031	498,031	・	・
16 (2004)	400,251	400,251	・	374,812	374,812	・	543,117	603,578	493,099	493,099	・	・
17 (2005)	399,171	399,171	・	374,238	374,238	・	545,501	602,790	490,336	490,336	・	・
18 (2006)	397,893	397,893	・	373,849	373,849	・	545,429	599,560	486,689	486,689	・	・
19 (2007)	395,541	395,541	・	372,460	372,460	・	546,141	594,926	484,458	484,458	・	・
20 (2008)	393,058	393,058	・	370,810	370,810	・	548,284	587,220	482,658	482,658	・	・
21 (2009)	381,086	381,086	・	359,146	359,146	・	539,116	568,361	479,000	479,000	・	・
22 (2010)	379,564	379,564	・	358,838	358,838	・	532,662	556,707	475,929	475,929	・	・
23 (2011)	379,618	379,618	・	359,455	359,455	・	527,366	553,772	472,464	472,464	・	・
24 (2012)	378,701	378,701	・	359,475	359,475	・	513,132	548,842	470,231	470,231	・	・
25 (2013)	378,348	378,348	・	360,540	360,540	・	511,232	535,004	467,764	467,764	・	・
26 (2014)	382,375	382,375	・	363,465	363,465	・	531,618	551,204	466,808	466,808	・	・
27 (2015)	383,396	383,396	・	365,096	365,096	・	538,909	547,209	464,788	464,788	・	・
28 (2016)	382,586	383,382	131,124	364,587	365,408	130,885	545,562	546,225	462,651	463,119	168,002	・
29 (2017)	383,008	385,022	140,618	365,507	367,579	140,331	546,619	546,447	461,605	462,873	181,726	・
30 (2018)	385,703	387,977	148,280	368,694	371,032	148,008	550,363	546,669	461,412	462,848	187,130	・
令和 元 (2019)	387,589	390,036	151,452	370,862	373,376	151,144	551,096	548,014	462,020	463,677	191,951	・

注1 標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者1人当たり月額）である。  
 注2 平成27(2015)年9月までの第3号（地方公務員）の1人当たり標準報酬額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算して算出している。  
 注3 平成28(2016)年度の厚生年金計、第1号（民間被用者）及び第4号（私立学校教職員）の短時間労働者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）は、平成28(2016)年度下半期（平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで）の平均である。  
 注4 平成28(2016)年度の第1号（民間被用者）の短時間労働者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）は、標準賞与総額について、「厚生年金保険・国民年金事業月報」（厚生労働省）の「標準賞与額別被保険者数」を用いて推計したものである。  
 注5 平成28(2016)年度の第4号（私立学校教職員）の短時間労働者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）は、標準賞与総額として、平成28(2016)年度末における短時間労働者の平成28(2016)年度下半期分（短時間労働者ではなかった期間も含む）を用いて算出したものである。

1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）の推移

男性

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号(私立学校教職員)			
	円	短時間労働者 を除く	円	円	短時間労働者 を除く	円			円	短時間労働者 を除く	円	円
(西暦)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成 15 (2003)	453,296	453,296	・	431,495	431,495	・	561,494	622,886	616,435	616,435	・	・
16 (2004)	453,472	453,472	・	431,902	431,902	・	562,794	623,891	608,781	608,781	・	・
17 (2005)	452,648	452,648	・	431,514	431,514	・	565,562	622,025	604,436	604,436	・	・
18 (2006)	451,879	451,879	・	431,495	431,495	・	566,738	618,443	598,393	598,393	・	・
19 (2007)	449,297	449,297	・	429,637	429,637	・	568,649	613,640	595,204	595,204	・	・
20 (2008)	446,245	446,245	・	427,193	427,193	・	571,929	605,856	591,800	591,800	・	・
21 (2009)	430,395	430,395	・	411,256	411,256	・	563,606	585,952	586,505	586,505	・	・
22 (2010)	428,474	428,474	・	410,568	410,568	・	557,610	573,520	582,179	582,179	・	・
23 (2011)	428,573	428,573	・	411,326	411,326	・	553,222	569,749	577,847	577,847	・	・
24 (2012)	427,464	427,464	・	411,298	411,298	・	537,753	564,111	574,614	574,614	・	・
25 (2013)	427,103	427,103	・	412,337	412,337	・	535,629	549,876	571,669	571,669	・	・
26 (2014)	432,018	432,018	・	415,979	415,979	・	558,454	567,353	570,372	570,372	・	・
27 (2015)	433,761	433,761	・	417,744	417,744	・	567,643	570,300	569,023	569,023	・	・
28 (2016)	433,956	434,386	148,366	417,694	418,145	148,017	574,678	576,469	567,117	567,339	236,911	・
29 (2017)	434,946	436,035	157,483	419,175	420,314	157,044	576,310	576,391	566,330	567,106	240,479	・
30 (2018)	438,182	439,393	164,807	422,875	424,139	164,385	580,774	576,984	565,463	566,385	240,847	・
令和 元 (2019)	440,357	441,629	167,913	425,288	426,615	167,411	581,907	579,038	566,285	567,366	248,090	・

注1 標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者1人当たり月額）である。  
 注2 平成27(2015)年9月までの第3号（地方公務員）の1人当たり標準報酬額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算して算出している。  
 注3 平成28(2016)年度の厚生年金計、第1号（民間被用者）及び第4号（私立学校教職員）の短時間労働者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）は、平成28(2016)年度下半期（平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで）の平均である。  
 注4 平成28(2016)年度の第1号（民間被用者）の短時間労働者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）は、標準賞与総額について、「厚生年金保険・国民年金事業月報」（厚生労働省）の「標準賞与額別被保険者数」を用いて推計したものである。  
 注5 平成28(2016)年度の第4号（私立学校教職員）の短時間労働者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）は、標準賞与総額として、平成28(2016)年度末における短時間労働者の平成28(2016)年度下半期分（短時間労働者ではなかった期間も含む）を用いて算出したものである。

1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）の推移

女性

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号(私立学校教職員)		
	円	短時間労働者 を除く	円	円	短時間労働者 を除く	円			円	短時間労働者 を除く	円
平成 15 (2003)	296,711	296,711	・	263,018	263,018	・	457,875	566,993	388,448	388,448	・
16 (2004)	296,339	296,339	・	263,272	263,272	・	456,725	568,606	386,872	386,872	・
17 (2005)	296,150	296,150	・	263,913	263,913	・	459,458	569,777	386,388	386,388	・
18 (2006)	295,378	295,378	・	264,486	264,486	・	456,922	567,222	385,509	385,509	・
19 (2007)	294,764	294,764	・	265,352	265,352	・	456,628	563,064	385,621	385,621	・
20 (2008)	294,485	294,485	・	266,355	266,355	・	457,270	555,794	386,333	386,333	・
21 (2009)	290,591	290,591	・	263,461	263,461	・	447,913	539,076	385,537	385,537	・
22 (2010)	290,502	290,502	・	264,493	264,493	・	442,166	529,066	384,849	384,849	・
23 (2011)	291,212	291,212	・	265,511	265,511	・	437,970	527,832	383,622	383,622	・
24 (2012)	291,722	291,722	・	266,703	266,703	・	431,137	524,353	383,466	383,466	・
25 (2013)	292,252	292,252	・	268,678	268,678	・	432,152	511,408	383,150	383,150	・
26 (2014)	295,530	295,530	・	271,132	271,132	・	447,442	525,807	384,248	384,248	・
27 (2015)	296,412	296,412	・	273,645	273,645	・	451,824	511,357	383,924	383,924	・
28 (2016)	295,762	296,790	123,751	274,335	275,339	123,532	460,013	499,948	383,459	383,987	152,609
29 (2017)	296,892	299,450	133,532	276,054	278,539	133,290	461,951	501,211	384,184	385,529	164,792
30 (2018)	300,136	303,005	141,597	279,866	282,648	141,372	466,246	501,556	386,155	387,655	171,248
令和 元 (2019)	303,056	306,155	145,083	283,172	286,181	144,838	468,341	502,566	388,300	390,023	175,191

注1 標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者1人当たり月額）である。  
 注2 平成27(2015)年9月までの第3号（地方公務員）の1人当たり標準報酬額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算して算出している。  
 注3 平成28(2016)年度の厚生年金計、第1号（民間被用者）及び第4号（私立学校教職員）の短時間労働者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）は、平成28(2016)年度下半期（平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで）の平均である。  
 注4 平成28(2016)年度の第1号（民間被用者）の短時間労働者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）は、標準賞与総額について、「厚生年金保険・国民年金事業月報」（厚生労働省）の「標準賞与額別被保険者数」を用いて推計したものである。  
 注5 平成28(2016)年度の第4号（私立学校教職員）の短時間労働者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）は、標準賞与総額として、平成28(2016)年度末における短時間労働者の平成28(2016)年度下半期分（短時間労働者ではなかった期間も含む）を用いて算出したものである。

1人当たり標準報酬月額（年度）の推移

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号(私立学校教職員)		
	円	短時間労働者 を除く	円	円	短時間労働者 を除く	円			円	短時間労働者 を除く	円
平成 15 (2003)	328,642	328,642	・	313,478	313,478	・	403,538	452,950	368,129	368,129	・
16 (2004)	327,851	327,851	・	312,974	312,974	・	403,840	451,472	367,489	367,489	・
17 (2005)	327,464	327,464	・	312,674	312,674	・	407,137	452,836	367,267	367,267	・
18 (2006)	326,494	326,494	・	312,263	312,263	・	408,122	449,788	366,265	366,265	・
19 (2007)	325,146	325,146	・	311,600	311,600	・	408,761	445,603	366,104	366,104	・
20 (2008)	324,478	324,478	・	311,619	311,619	・	411,123	439,407	366,377	366,377	・
21 (2009)	319,184	319,184	・	306,172	306,172	・	409,047	433,495	366,093	366,093	・
22 (2010)	317,297	317,297	・	304,554	304,554	・	407,739	429,452	365,340	365,340	・
23 (2011)	316,908	316,908	・	304,359	304,359	・	408,271	427,371	363,930	363,930	・
24 (2012)	316,753	316,753	・	304,848	304,848	・	399,795	423,983	363,229	363,229	・
25 (2013)	316,099	316,099	・	305,408	305,408	・	396,969	411,141	361,967	361,967	・
26 (2014)	318,340	318,340	・	306,897	306,897	・	406,806	422,635	361,484	361,484	・
27 (2015)	318,921	318,921	・	308,007	308,007	・	412,920	417,492	360,262	360,262	・
28 (2016)	318,345	318,953	126,289	307,896	308,535	126,062	415,569	413,488	358,853	359,167	161,285
29 (2017)	318,376	319,892	135,826	308,352	309,942	135,560	415,637	411,678	358,105	358,940	173,927
30 (2018)	320,459	322,157	143,252	310,870	312,648	142,997	416,367	410,886	358,910	359,849	179,596
令和 元 (2019)	322,334	324,158	146,313	312,996	314,906	146,026	416,794	411,521	359,750	360,829	184,017

注1 標準報酬月額（年度）の年度間平均（被保険者1人当たり月額）である。  
 注2 平成27(2015)年9月までの第3号（地方公務員）の1人当たり標準報酬額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算して算出している。  
 注3 平成28(2016)年度の厚生年金計、第1号（民間被用者）及び第4号（私立学校教職員）の短時間労働者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）は、平成28(2016)年度下半期（平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで）の平均である。

付属資料◆長期時系列表

1人当たり標準報酬月額（年度末）の推移

年度末	厚生年金計			第1号(民間被用者)				第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号(私立学校教職員)				
	(西暦)	円	円	円	短時間労働者を除く		円			円	円	円	円	円
					円	円								
平成 7 (1995)	...	...	・	307,530	307,530	277,620	・	379,903	424,225	343,239	343,239	・		
8 (1996)	...	...	・	311,344	311,344	282,375	・	385,459	432,775	348,348	348,348	・		
9 (1997)	329,680	329,680	・	316,881	316,881	286,727	・	390,090	441,521	353,682	353,682	・		
10 (1998)	330,032	330,032	・	316,186	316,186	289,986	・	396,612	448,151	357,706	357,706	・		
11 (1999)	330,133	330,133	・	315,353	315,353	292,577	・	401,956	453,615	360,832	360,832	・		
12 (2000)	333,705	333,705	・	318,688	318,688	295,153	・	410,007	458,066	366,349	366,349	・		
13 (2001)	334,245	334,245	・	318,679	318,679	296,925	・	412,231	461,583	367,677	367,677	・		
14 (2002)	330,167	330,167	・	314,489	314,489		・	406,373	456,830	369,995	369,995	・		
15 (2003)	329,134	329,134	・	313,893	313,893	・	402,646	453,265	370,972	370,972	・			
16 (2004)	328,869	328,869	・	313,679	313,679	・	406,543	454,605	369,692	369,692	・			
17 (2005)	328,161	328,161	・	313,204	313,204	・	408,832	454,555	369,808	369,808	・			
18 (2006)	327,016	327,016	・	312,703	312,703	・	409,598	450,818	368,611	368,611	・			
19 (2007)	325,982	325,982	・	312,258	312,258	・	413,158	447,103	368,707	368,707	・			
20 (2008)	325,964	325,964	・	312,813	312,813	・	415,247	440,923	369,017	369,017	・			
21 (2009)	317,701	317,701	・	304,173	304,173	・	410,279	435,521	368,098	368,098	・			
22 (2010)	318,633	318,633	・	305,715	305,715	・	408,814	431,808	367,359	367,359	・			
23 (2011)	317,369	317,369	・	304,589	304,589	・	410,861	428,670	366,072	366,072	・			
24 (2012)	318,097	318,097	・	306,131	306,131	・	396,555	426,746	365,461	365,461	・			
25 (2013)	316,901	316,901	・	306,282	306,282	・	398,127	410,436	364,137	364,137	・			
26 (2014)	320,058	320,058	・	308,382	308,382	・	413,568	425,359	364,181	364,181	・			
27 (2015)	319,697	319,697	・	308,938	308,938	・	415,229	415,867	362,371	362,371	・			
28 (2016)	318,801	320,123	127,154	308,133	309,521	126,946	418,278	417,019	360,826	361,482	161,246			
29 (2017)	320,097	321,708	139,551	309,994	311,681	139,312	416,413	414,822	360,623	361,499	174,905			
30 (2018)	322,403	324,175	145,036	312,678	314,533	144,795	418,188	414,638	361,680	362,674	179,539			
令和 元 (2019)	324,302	326,199	147,277	314,798	316,784	146,999	417,812	415,574	363,186	364,326	183,713			

注1 第1号(民間被用者)の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。  
 注2 平成26(2014)年度末までの第3号(地方公務員)の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

1人当たり標準報酬月額（年度末）の推移

男性

年度末	厚生年金計			第1号(民間被用者)				第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号(私立学校教職員)				
	(西暦)	円	円	円	短時間労働者を除く		円			円	円	円	円	円
					円	円								
平成 7 (1995)	...	...	・	...	355,607	317,579	・	390,009	437,295	425,720	425,720	・		
8 (1996)	...	...	・	...	359,836	322,281	・	396,041	446,084	431,372	431,372	・		
9 (1997)	...	...	・	...	365,532	326,930	・	401,240	454,256	437,158	437,158	・		
10 (1998)	...	...	・	...	363,777	330,354	・	408,035	460,765	441,810	441,810	・		
11 (1999)	...	...	・	...	361,901	333,149	・	414,168	465,848	445,163	445,163	・		
12 (2000)	...	...	・	...	365,917	335,999	・	422,664	470,713	453,972	453,972	・		
13 (2001)	...	...	・	...	365,143	337,545	・	424,731	473,928	454,830	454,830	・		
14 (2002)	371,231	371,231	・	359,259	359,259		・	418,791	468,926	452,891	452,891	・		
15 (2003)	370,469	370,469	・	358,929	358,929	・	415,251	465,264	453,551	453,551	・			
16 (2004)	370,247	370,247	・	358,651	358,651	・	419,494	466,091	451,260	451,260	・			
17 (2005)	369,615	369,615	・	358,156	358,156	・	422,162	465,294	451,095	451,095	・			
18 (2006)	368,604	368,604	・	357,590	357,590	・	423,633	461,820	448,596	448,596	・			
19 (2007)	367,297	367,297	・	356,657	356,657	・	428,405	457,705	448,354	448,354	・			
20 (2008)	367,120	367,120	・	356,961	356,961	・	431,279	451,393	447,753	447,753	・			
21 (2009)	356,033	356,033	・	345,163	345,163	・	427,198	445,528	446,299	446,299	・			
22 (2010)	357,431	357,431	・	347,212	347,212	・	426,248	441,664	445,117	445,117	・			
23 (2011)	355,844	355,844	・	345,700	345,700	・	429,373	438,083	443,439	443,439	・			
24 (2012)	356,615	356,615	・	347,494	347,494	・	413,525	435,124	442,142	442,142	・			
25 (2013)	355,149	355,149	・	347,276	347,276	・	415,003	418,405	440,437	440,437	・			
26 (2014)	358,903	358,903	・	349,735	349,735	・	432,059	435,550	440,051	440,051	・			
27 (2015)	359,324	359,324	・	350,114	350,114	・	434,919	438,485	438,753	438,753	・			
28 (2016)	359,250	359,961	140,189	350,093	350,850	139,893	438,784	439,642	437,504	437,806	219,373			
29 (2017)	360,561	361,425	152,518	351,960	352,878	152,136	437,087	437,244	437,139	437,658	226,757			
30 (2018)	363,204	364,139	158,491	354,960	355,953	158,108	439,348	437,299	437,541	438,136	229,418			
令和 元 (2019)	365,275	366,243	160,781	357,226	358,254	160,307	438,714	438,914	439,494	440,204	235,623			

注1 第1号(民間被用者)の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。  
 注2 平成13(2001)年度末までの第1号(民間被用者)の1人当たり標準報酬月額は第1種被保険者に係るものであり、平成14(2002)年度末以降は第1種被保険者及び第3種被保険者に係るものである。  
 注3 平成26(2014)年度末までの第3号(地方公務員)の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

1人当たり標準報酬月額（年度末）の推移

女性

年度末	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号(私立学校教職員)				
	円	短時間労働者 を除く	短時間労働者	円	短時間労働者 を除く	旧農林年金			円	円	円	短時間労働者 を除く	短時間労働者
		円	円		円	円						円	円
平成 7 (1995)	...	...	・	...	210,526	213,485	・	330,275	400,439	266,645	266,645	・	
8 (1996)	...	...	・	...	213,720	218,317	・	333,598	408,706	271,920	271,920	・	
9 (1997)	...	...	・	...	217,624	222,089	・	336,467	418,679	277,219	277,219	・	
10 (1998)	...	...	・	...	218,915	225,133	・	341,315	425,701	281,246	281,246	・	
11 (1999)	...	...	・	...	220,278	227,601	・	345,614	431,985	284,717	284,717	・	
12 (2000)	...	...	・	...	222,587	229,649	・	353,791	435,870	287,732	287,732	・	
13 (2001)	...	...	・	...	224,311	231,496	・	356,051	440,014	289,675	289,675	・	
14 (2002)	247,618	247,618	・	224,292	224,292	・	349,385	435,826	292,222	292,222	・		
15 (2003)	247,117	247,117	・	224,394	224,394	・	345,620	432,534	294,452	294,452	・		
16 (2004)	247,938	247,938	・	225,663	225,663	・	349,516	434,826	294,631	294,631	・		
17 (2005)	248,245	248,245	・	226,582	226,582	・	351,414	436,119	295,608	295,608	・		
18 (2006)	247,940	247,940	・	227,439	227,439	・	351,080	431,968	296,186	296,186	・		
19 (2007)	248,486	248,486	・	229,030	229,030	・	352,617	429,040	297,500	297,500	・		
20 (2008)	249,632	249,632	・	230,952	230,952	・	353,600	423,259	299,488	299,488	・		
21 (2009)	247,195	247,195	・	228,710	228,710	・	347,020	418,863	300,131	300,131	・		
22 (2010)	247,851	247,851	・	229,876	229,876	・	345,864	415,591	300,763	300,763	・		
23 (2011)	247,845	247,845	・	230,085	230,085	・	346,936	413,376	300,825	300,825	・		
24 (2012)	249,345	249,345	・	232,046	232,046	・	339,788	413,300	301,707	301,707	・		
25 (2013)	249,267	249,267	・	233,482	233,482	・	343,205	397,784	301,995	301,995	・		
26 (2014)	252,162	252,162	・	235,763	235,763	・	355,295	409,325	303,715	303,715	・		
27 (2015)	251,385	251,385	・	237,574	237,574	・	355,359	380,736	303,101	303,101	・		
28 (2016)	250,974	252,666	121,684	237,462	239,152	121,494	357,996	382,377	302,892	303,623	148,355		
29 (2017)	253,186	255,198	134,225	240,264	242,261	134,033	357,368	380,926	304,172	305,091	160,069		
30 (2018)	256,103	258,306	139,685	243,623	245,810	139,489	359,593	380,906	306,915	307,953	165,456		
令和 元 (2019)	258,880	261,262	142,197	246,693	249,062	141,984	361,539	381,390	309,398	310,580	168,438		

注1 第1号(民間被用者)の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。  
 注2 平成26(2014)年度末までの第3号(地方公務員)の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

賃金上昇率の推移

年度	厚生年金計	第1号 (民間被用者)	第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号 (私立学校教職員)
平成 10 (1998)	<△0.48>	<△0.48>	<0.9>	<0.9>	<0.8>
11 (1999)	<△0.62>	<△0.62>	<0.7>	<0.5>	<0.4>
12 (2000)	<△0.01>	<△0.01>	<1.6>	<0.7>	<1.1>
13 (2001)	<△0.27>	<△0.27>	<0.2>	<0.1>	<0.0>
14 (2002)	<△1.15>	<△1.15>	<△1.7>	<△1.5>	<0.3>
15 (2003)	<△0.27>	<△0.27>	<△1.5>	<△0.9>	<0.2>
16 (2004)	△0.18	△0.20	△0.4	△0.7	△1.1
17 (2005)	△0.24	△0.17	0.2	0.2	△0.7
18 (2006)	△0.25	0.01	△0.0	△0.8	△0.8
19 (2007)	△0.46	△0.07	△0.4	△0.7	△0.7
20 (2008)	△0.49	△0.26	△0.0	△1.3	△0.6
21 (2009)	△3.03	△4.06	△2.0	△3.2	△1.0
22 (2010)	△0.44	0.68	△1.5	△1.8	△0.9
23 (2011)	△0.08	△0.21	△1.4	△0.5	△1.0
24 (2012)	△0.32	0.21	△3.0	0.1	△0.7
25 (2013)	△0.14	0.13	△0.7	△2.1	△0.7
26 (2014)	1.06	0.99	3.75	3.46	△0.33
27 (2015)	0.33	0.50	1.28	△0.24	△0.55
28 (2016)	△0.05	0.03	1.09	0.32	△0.72
29 (2017)	0.26	0.41	0.32	0.47	△0.46
30 (2018)	0.79	0.95	0.65	0.38	△0.31
令和 元 (2019)	0.60	0.70	0.16	0.60	△0.18

注1 性及び年齢構成の変動(第2号から第4号までは年齢構成の変動)による影響を控除した賃金上昇率である。  
 注2 平成27(2015)年度までの第3号(地方公務員)の賃金上昇率は、標準報酬月額について「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額を用いて算出している。  
 注3 < >の数値は、標準報酬月額ベースである。

付属資料◆長期時系列表

標準報酬総額（総報酬ベース・年度間累計）の推移

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号(私立学校教職員)		
	短時間労働者 を除く	短時間労働者	短時間労働者 を除く	短時間労働者	短時間労働者 を除く	短時間労働者			短時間労働者 を除く	短時間労働者	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 15 (2003)	1,784,125	1,784,125	・	1,458,725	1,458,725	・	71,088	228,236	26,076	26,076	・
16 (2004)	1,791,464	1,791,464	・	1,468,506	1,468,506	・	70,717	225,979	26,263	26,263	・
17 (2005)	1,806,849	1,806,849	・	1,487,083	1,487,083	・	70,654	222,616	26,495	26,495	・
18 (2006)	1,832,350	1,832,350	・	1,516,357	1,516,357	・	70,337	218,829	26,827	26,827	・
19 (2007)	1,859,319	1,859,319	・	1,548,385	1,548,385	・	69,827	213,998	27,109	27,109	・
20 (2008)	1,865,454	1,865,454	・	1,560,260	1,560,260	・	69,815	207,916	27,462	27,462	・
21 (2009)	1,786,670	1,786,670	・	1,492,011	1,492,011	・	68,463	198,596	27,600	27,600	・
22 (2010)	1,779,480	1,779,480	・	1,492,051	1,492,051	・	67,137	192,503	27,788	27,788	・
23 (2011)	1,784,781	1,784,781	・	1,499,487	1,499,487	・	67,065	190,187	28,041	28,041	・
24 (2012)	1,789,398	1,789,398	・	1,508,544	1,508,544	・	64,964	187,618	28,272	28,272	・
25 (2013)	1,804,817	1,804,817	・	1,529,641	1,529,641	・	64,500	182,105	28,572	28,572	・
26 (2014)	1,853,773	1,853,773	・	1,569,605	1,569,605	・	67,505	187,571	29,091	29,091	・
27 (2015)	1,896,341	1,896,341	・	1,611,726	1,611,726	・	68,744	186,294	29,577	29,577	・
28 (2016)	1,945,852	1,943,748	2,104	1,659,457	1,657,370	2,086	69,880	186,392	30,123	30,105	17
29 (2017)	2,004,021	1,997,959	6,062	1,716,136	1,710,128	6,008	70,237	186,983	30,665	30,611	54
30 (2018)	2,052,704	2,045,216	7,488	1,763,725	1,756,303	7,422	70,841	186,981	31,157	31,091	66
令和 元 (2019)	2,093,630	2,085,240	8,390	1,802,599	1,794,289	8,310	71,105	188,228	31,699	31,619	80

注1 年度間累計の額である。  
 注2 平成27(2015)年9月までの第3号(地方公務員)は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。  
 注3 第1号(民間被用者)の平成28(2016)年度の短時間労働者の標準報酬総額(総報酬ベース・年度累計)は、平成28(2016)年度下半期(平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで)の累計であり、標準賞与総額について、「厚生年金保険・国民年金事業月報」(厚生労働省)の「標準賞与額別被保険者数」を用いて推計したものである。  
 注4 第4号(私立学校教職員)の平成28(2016)年度の短時間労働者の標準報酬総額(総報酬ベース・年度累計)は、平成28(2016)年度下半期(平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで)の累計であり、標準賞与総額として、平成28(2016)年度末における短時間労働者の平成28(2016)年度下半期分(短時間労働者ではなかった期間も含む)を用いて算出している。

標準報酬月額（年度間累計）の推移

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)				第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号(私立学校教職員)		
	短時間労働者 を除く	短時間労働者	短時間労働者 を除く	短時間労働者	短時間労働者 を除く	旧三共済	旧農林年金			短時間労働者 を除く	短時間労働者	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
平成 7 (1995)	1,490,326	1,490,326	・	1,215,248	1,215,248	23,136	16,873	50,431	168,207	16,431	16,431	・
8 (1996)	1,515,977	1,515,977	・	1,235,867	1,235,867	23,431	16,986	51,314	171,635	16,745	16,745	・
9 (1997)	1,541,603	1,541,603	・	1,281,286	1,281,286	16,898	16,898	51,893	174,521	17,004	17,004	・
10 (1998)	1,535,358	1,535,358	・	1,272,631	1,272,631	16,787	16,787	52,368	176,293	17,279	17,279	・
11 (1999)	1,512,606	1,512,606	・	1,247,826	1,247,826	16,714	16,714	52,854	177,712	17,500	17,500	・
12 (2000)	1,505,781	1,505,781	・	1,240,660	1,240,660	16,598	16,598	54,319	176,426	17,777	17,777	・
13 (2001)	1,497,374	1,497,374	・	1,231,930	1,231,930	16,410	16,410	54,583	176,435	18,016	18,016	・
14 (2002)	1,482,247	1,482,247	・	1,233,692	1,233,692	16,410	16,410	54,065	175,486	19,005	19,005	・
15 (2003)	1,462,950	1,462,950	・	1,219,199	1,219,199	16,410	16,410	52,860	171,616	19,275	19,275	・
16 (2004)	1,467,412	1,467,412	・	1,226,226	1,226,226	16,410	16,410	52,582	169,031	19,572	19,572	・
17 (2005)	1,482,266	1,482,266	・	1,242,451	1,242,451	16,410	16,410	52,733	167,237	19,845	19,845	・
18 (2006)	1,503,546	1,503,546	・	1,266,562	1,266,562	16,410	16,410	52,631	164,165	20,189	20,189	・
19 (2007)	1,528,412	1,528,412	・	1,295,378	1,295,378	16,410	16,410	52,262	160,286	20,486	20,486	・
20 (2008)	1,539,977	1,539,977	・	1,311,201	1,311,201	16,410	16,410	52,350	155,580	20,846	20,846	・
21 (2009)	1,496,450	1,496,450	・	1,271,939	1,271,939	16,410	16,410	51,945	151,471	21,094	21,094	・
22 (2010)	1,487,561	1,487,561	・	1,266,338	1,266,338	16,410	16,410	51,392	148,500	21,331	21,331	・
23 (2011)	1,489,947	1,489,947	・	1,269,651	1,269,651	16,410	16,410	51,920	146,776	21,600	21,600	・
24 (2012)	1,496,689	1,496,689	・	1,279,299	1,279,299	16,410	16,410	50,615	144,936	21,839	21,839	・
25 (2013)	1,507,872	1,507,872	・	1,295,735	1,295,735	16,410	16,410	50,084	139,944	22,109	22,109	・
26 (2014)	1,543,326	1,543,326	・	1,325,322	1,325,322	16,410	16,410	51,656	143,820	22,528	22,528	・
27 (2015)	1,577,438	1,577,438	・	1,359,708	1,359,708	16,410	16,410	52,672	142,133	22,925	22,925	・
28 (2016)	1,619,115	1,617,089	2,026	1,401,424	1,399,414	16,410	16,410	53,229	141,097	23,364	23,348	17
29 (2017)	1,665,844	1,659,988	5,856	1,447,779	1,441,976	16,410	16,410	53,407	140,868	23,790	23,738	52
30 (2018)	1,705,479	1,698,245	7,234	1,487,111	1,479,940	16,410	16,410	53,594	140,538	24,236	24,172	63
令和 元 (2019)	1,741,142	1,733,037	8,105	1,521,337	1,513,309	16,410	16,410	53,777	141,346	24,682	24,605	77

注1 年度間累計の額である。  
 注2 第1号(民間被用者)の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。  
 注3 平成27(2015)年9月までの第3号(地方公務員)は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。  
 注4 第1号(民間被用者)及び第4号(私立学校教職員)の平成28(2016)年度の短時間労働者の標準報酬月額は、平成28(2016)年度下半期(平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで)の累計である。

(2) 公的年金各制度の受給権者数等の推移

受給権者数の推移

年度末	旧厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
昭和 40 (1965)	602	191	6	73	101	3	70
45 (1970)	1,235	241	24	155	275	8	177
50 (1975)	2,449	300	54	257	469	18	3,119
51 (1976)	2,894	312	62	277	523	23	3,877
52 (1977)	3,391	327	70	298	573	28	4,505
53 (1978)	3,881	345	78	323	622	32	5,124
54 (1979)	4,334	366	87	347	679	37	5,691
55 (1980)	4,773	388	95	372	737	42	6,256
56 (1981)	5,255	415	106	398	802	47	6,778
57 (1982)	5,745	444	116	422	874	53	7,304
58 (1983)	6,256	477	128	449	944	58	7,831
59 (1984)	6,797	505	140	476	1,016	63	8,316
60 (1985)	7,384	565	152	511	1,092	69	8,837
61 (1986)	8,003	581	163	542	1,153	76	9,956
62 (1987)	8,642	610	172	573	1,213	84	10,357
63 (1988)	9,279	611	183	605	1,284	90	10,692
平成 元 (1989)	9,919	620	194	636	1,351	97	11,042
2 (1990)	10,519	629	205	663	1,415	116	11,362
3 (1991)	11,092	630	216	685	1,480	124	12,028
4 (1992)	11,803	632	227	707	1,542	132	12,759
5 (1993)	12,535	632	238	726	1,600	140	13,559
6 (1994)	13,273	635	251	746	1,654	148	14,312
7 (1995)	14,448	638 (633)	266	778	1,747	173	15,152
8 (1996)	15,239	636 (632)	278	794	1,793	185	16,010
9 (1997)	16,813		290	810	1,848	193	16,987
10 (1998)	17,679		303	823	1,898	203	17,871
11 (1999)	18,571		315	835	1,942	213	18,795
12 (2000)	19,529		331	862	1,984	224	19,737
13 (2001)	20,559		348	883	2,049	235	20,669
14 (2002)		21,980		906	2,109	246	21,653
15 (2003)		23,148		933	2,174	258	22,544
16 (2004)		24,233		962	2,240	271	23,431
17 (2005)		25,110		984	2,289	281	24,393
18 (2006)		26,155		1,009	2,345	293	25,420
19 (2007)		27,502		1,046	2,436	309	26,387
20 (2008)		29,072		1,094	2,543	329	27,433
21 (2009)		30,581		1,139	2,645	348	28,286
22 (2010)		31,982		1,178	2,742	370	28,857
23 (2011)		33,034		1,210	2,830	389	29,649
24 (2012)		34,053		1,243	2,915	409	30,853
25 (2013)		34,555		1,245	2,919	421	31,964
26 (2014)		35,258		1,262	2,981	440	32,997
27 (2015)		35,999		1,280	3,055	467	33,832
28 (2016)		36,257		1,279	3,065	486	34,470
29 (2017)		37,179		1,293	3,117	513	35,469
30 (2018)		37,347		1,314	3,185	541	35,933
令和 元 (2019)		37,355		1,303	3,157	552	36,287

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注3 旧厚生年金は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。

注4 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 旧三共済の受給権者数には船員給付及び公務災害給付の受給権者を含む。また、平成7(1995)・8(1996)年度の( )内の数は、これらを含まない数である。

注6 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

受給権者数（老齢・退年相当）の推移

年度末	旧厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
昭和 40 (1965)	203	133	3	54	82	2	—
45 (1970)	534	170	18	120	228	4	—
50 (1975)	1,056	212	38	201	373	6	2,731
51 (1976)	1,262	220	43	216	414	7	3,395
52 (1977)	1,468	232	47	232	449	8	3,920
53 (1978)	1,676	246	51	250	484	9	4,426
54 (1979)	1,874	263	56	269	526	10	4,912
55 (1980)	2,063	281	60	287	568	10	5,324
56 (1981)	2,279	305	66	307	616	11	5,671
57 (1982)	2,508	330	72	325	671	13	5,994
58 (1983)	2,787	359	79	345	722	14	6,305
59 (1984)	3,047	383	85	365	776	15	6,570
60 (1985)	3,342	437	92	391	830	17	6,846
61 (1986)	3,651	448	97	414	872	19	7,052
62 (1987)	3,938	467	100	436	916	20	7,246
63 (1988)	4,222	469	105	459	959	22	7,410
平成 元 (1989)	4,507	472	109	481	1,004	24	7,577
2 (1990)	4,760	477	112	498	1,045	29	7,726
3 (1991)	4,993	473	116	511	1,087	31	8,330
4 (1992)	5,293	470	120	524	1,127	33	9,039
5 (1993)	5,598	465	123	534	1,164	36	9,822
6 (1994)	5,921	462	128	543	1,197	38	10,568
7 (1995)	6,592	459	133	565	1,266	49	11,400
8 (1996)	6,933	453	136	570	1,290	54	12,276
9 (1997)	7,822		140	576	1,322	57	13,276
10 (1998)	8,217		144	579	1,349	60	14,186
11 (1999)	8,580		147	580	1,372	64	15,090
12 (2000)	9,014		151	592	1,394	68	16,061
13 (2001)	9,486		157	601	1,434	72	17,030
14 (2002)		10,145		610	1,471	77	18,053
15 (2003)		10,690		620	1,511	81	18,985
16 (2004)		11,167		629	1,552	86	19,915
17 (2005)		11,523		633	1,578	89	20,929
18 (2006)		11,984		639	1,610	94	22,007
19 (2007)		12,596		653	1,673	99	23,031
20 (2008)		13,236		668	1,746	105	24,111
21 (2009)		13,854		682	1,818	111	25,015
22 (2010)		14,413		691	1,882	116	25,642
23 (2011)		14,840		698	1,939	120	26,504
24 (2012)		15,233		705	1,991	125	27,782
25 (2013)		15,230		694	1,978	126	28,968
26 (2014)		15,422		691	2,012	129	30,069
27 (2015)		15,684		692	2,054	133	30,964
28 (2016)		15,688		674	2,033	133	31,657
29 (2017)		15,900		666	2,053	135	32,247
30 (2018)		16,087		666	2,089	138	32,664
令和 元 (2019)		15,987		649	2,055	137	32,992

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。  
 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。  
 注3 旧厚生年金は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。  
 注4 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。  
 注5 私学共済の老齢・退年相当受給権者数には恩財年金を含む。  
 注6 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。



受給権者数（老齢・退年相当）の推移

男性

年度末	旧厚生年金	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
						新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成 9 (1997)	5,345	109	489	934	34	5,165
10 (1998)	5,609	111	490	950	36	5,612
11 (1999)	5,900	112	491	963	38	6,060
12 (2000)	6,213	115	500	974	40	6,542
13 (2001)	6,527	118	507	996	43	7,018
14 (2002)	6,988		513	1,017	46	7,511
15 (2003)	7,363		521	1,039	49	7,952
16 (2004)	7,683		528	1,061	52	8,402
17 (2005)	7,918		530	1,073	54	8,888
18 (2006)	8,232		535	1,089	57	9,410
19 (2007)	8,646		546	1,127	60	9,905
20 (2008)	9,080		559	1,171	64	10,416
21 (2009)	9,501		570	1,216	67	10,838
22 (2010)	9,874		578	1,253	70	11,120
23 (2011)	10,153		583	1,284	73	11,524
24 (2012)	10,413		589	1,310	76	12,121
25 (2013)	10,301		580	1,299	76	12,665
26 (2014)	10,404		577	1,313	78	13,156
27 (2015)	10,582		577	1,333	80	13,548
28 (2016)	10,498		562	1,316	80	13,836
29 (2017)	10,629		555	1,322	82	14,072
30 (2018)	10,816		555	1,338	83	14,228
令和 元 (2019)	10,667		541	1,311	83	14,348

女性

年度末	旧厚生年金	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
						新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成 9 (1997)	2,477	32	87	388	23	8,110
10 (1998)	2,608	33	89	399	25	8,574
11 (1999)	2,681	34	90	409	26	9,030
12 (2000)	2,801	36	92	420	27	9,519
13 (2001)	2,959	39	94	437	29	10,012
14 (2002)	3,157		97	454	30	10,542
15 (2003)	3,328		99	472	32	11,033
16 (2004)	3,483		101	491	34	11,512
17 (2005)	3,605		103	505	35	12,040
18 (2006)	3,752		104	521	37	12,597
19 (2007)	3,950		107	547	39	13,126
20 (2008)	4,157		109	574	41	13,695
21 (2009)	4,353		112	602	43	14,177
22 (2010)	4,539		113	629	45	14,522
23 (2011)	4,687		115	655	47	14,980
24 (2012)	4,820		116	681	49	15,660
25 (2013)	4,929		115	679	49	16,303
26 (2014)	5,018		115	698	51	16,914
27 (2015)	5,102		114	721	53	17,416
28 (2016)	5,190		112	717	53	17,821
29 (2017)	5,270		111	731	54	18,176
30 (2018)	5,271		111	751	55	18,436
令和 元 (2019)	5,320		108	744	55	18,644

注1 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注2 旧厚生年金は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。

注3 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注4 私学共済の老齢・退年相当受給権者数には恩財年金を含む。

注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

付属資料◆長期時系列表

受給権者数（通老・通退相当）の推移

年度末	旧厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成 7 (1995)	4,603	3	75	25	88	93	2,109
8 (1996)	4,920	3	81	28	92	97	2,063
9 (1997)	5,299		85	30	95	101	2,011
10 (1998)	5,625		91	32	98	105	1,952
11 (1999)	5,975		97	35	101	109	1,890
12 (2000)	6,352		105	39	104	114	1,829
13 (2001)	6,764		113	43	112	119	1,764
14 (2002)		7,299		49	117	124	1,697
15 (2003)		7,770		58	123	129	1,625
16 (2004)		8,225		70	129	135	1,552
17 (2005)		8,591		80	135	140	1,474
18 (2006)		9,031		91	142	146	1,396
19 (2007)		9,627		108	154	154	1,317
20 (2008)		10,412		131	172	166	1,254
21 (2009)		11,180		154	190	177	1,178
22 (2010)		11,856		176	207	192	1,086
23 (2011)		12,352		193	225	204	991
24 (2012)		12,862		211	247	218	895
25 (2013)		13,258		220	255	226	802
26 (2014)		13,662		232	273	239	712
27 (2015)		14,042		246	298	257	625
28 (2016)		14,202		257	321	273	542
29 (2017)		14,832		274	346	296	927
30 (2018)		14,723		290	372	319	945
令和 元 (2019)		14,754		293	374	327	944

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注3 旧厚生年金は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。

注4 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

受給権者数（障害年金）の推移

年度末	旧厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成 7 (1995)	372	5	5	11	28	1	1,309
8 (1996)	380	5	5	11	29	1	1,338
9 (1997)	393		5	11	30	2	1,370
10 (1998)	404		5	11	30	2	1,402
11 (1999)	415		5	12	31	2	1,437
12 (2000)	425		6	12	32	2	1,473
13 (2001)	436		6	13	32	2	1,508
14 (2002)		452		13	34	2	1,543
15 (2003)		463		13	35	2	1,580
16 (2004)		476		14	37	2	1,619
17 (2005)		487		14	38	2	1,655
18 (2006)		497		15	40	2	1,692
19 (2007)		507		15	41	2	1,726
20 (2008)		516		15	43	2	1,763
21 (2009)		524		16	44	2	1,799
22 (2010)		541		16	46	3	1,839
23 (2011)		553		17	47	3	1,870
24 (2012)		564		17	49	3	1,902
25 (2013)		573		18	50	3	1,931
26 (2014)		584		18	51	3	1,959
27 (2015)		594		19	52	4	1,991
28 (2016)		605		19	53	4	2,025
29 (2017)		616		19	54	4	2,056
30 (2018)		629		20	55	5	2,088
令和 元 (2019)		643		20	56	5	2,121

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注3 旧厚生年金は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。

注4 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

受給権者数（遺族年金）の推移

年度末	旧厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成 7 (1995)	2,881	166	53	176	364	30	334
8 (1996)	3,006	171	56	184	382	32	332
9 (1997)	3,299		59	192	401	34	331
10 (1998)	3,433		62	200	420	36	331
11 (1999)	3,601		66	208	438	38	377
12 (2000)	3,737		69	218	454	40	373
13 (2001)	3,873		73	226	470	42	367
14 (2002)		4,084		234	488	44	360
15 (2003)		4,225		241	505	46	353
16 (2004)		4,365		249	522	48	345
17 (2005)		4,509		257	538	49	335
18 (2006)		4,644		264	553	51	325
19 (2007)		4,772		270	567	53	314
20 (2008)		4,908		279	582	55	305
21 (2009)		5,022		287	593	57	295
22 (2010)		5,171		295	606	60	291
23 (2011)		5,290		302	618	62	284
24 (2012)		5,393		309	628	64	274
25 (2013)		5,493		313	637	67	263
26 (2014)		5,590		321	645	69	257
27 (2015)		5,678		323	652	73	252
28 (2016)		5,762		329	658	75	247
29 (2017)		5,832		334	664	78	239
30 (2018)		5,907		338	669	80	235
令和 元 (2019)		5,970		340	672	83	230

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注3 旧厚生年金は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。

注4 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

受給者数の推移

年度末	旧厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成 7 (1995)	13,621	...	258	...	1,680	158	14,751
8 (1996)	14,324	...	270	...	1,729	168	15,611
9 (1997)	15,778		283	...	1,783	177	16,585
10 (1998)	16,503		294	...	1,833	186	17,469
11 (1999)	17,233		305	811	1,875	196	18,362
12 (2000)	18,074		320	837	1,913	207	19,304
13 (2001)	19,005		336	857	1,970	217	20,238
14 (2002)		20,315		879	2,029	222	21,222
15 (2003)		21,369		906	2,088	234	22,111
16 (2004)		22,334		933	2,152	247	22,997
17 (2005)		23,156		956	2,206	259	23,954
18 (2006)		24,043		980	2,253	273	24,968
19 (2007)		25,226		1,016	2,325	287	25,925
20 (2008)		26,684		1,059	2,426	305	26,949
21 (2009)		28,141		1,105	2,520	323	27,787
22 (2010)		29,433		1,144	2,613	345	28,343
23 (2011)		30,479		1,174	2,700	363	29,122
24 (2012)		31,535		1,206	2,783	384	30,305
25 (2013)		32,164		1,215	2,826	401	31,397
26 (2014)		32,932		1,232	2,882	421	32,409
27 (2015)		33,703		1,253	2,945	449	33,229
28 (2016)		34,094		1,250	2,954	468	33,858
29 (2017)		35,060		1,260	2,995	493	34,839
30 (2018)		35,296		1,274	3,048	517	35,294
令和 元 (2019)		35,432		1,265	3,024	531	35,645

注1 受給者数（受給権者のうち、年金が全額支給停止されている者を除く人数）の推移である。

注2 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注3 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注4 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給者数の合計である。

付属資料◆長期時系列表

受給権者の年金総額の推移

年度末	旧厚生年金		旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
	億円	億円							
平成 7 (1995)	183,438	3,623		16,845	40,053	1,922	245,880	79,731	325,612
8 (1996)	189,722	3,710		16,935	40,437	2,043	252,847	86,324	339,171
9 (1997)	197,655	3,806		17,013	41,059	2,117	261,651	93,767	355,418
10 (1998)	207,943	3,947		17,290	42,287	2,232	273,699	102,532	376,231
11 (1999)	216,023	4,036		17,331	42,901	2,327	282,619	110,700	393,318
12 (2000)	223,292	4,129		17,557	43,257	2,432	290,668	118,360	409,028
13 (2001)	228,204	4,180		17,534	43,789	2,497	296,204	125,830	422,034
14 (2002)	239,806			17,656	44,435	2,587	304,484	133,598	438,082
15 (2003)	246,729			17,690	44,892	2,675	311,987	139,433	451,420
16 (2004)	249,103			17,588	45,006	2,729	314,428	145,923	460,351
17 (2005)	253,435			17,621	45,471	2,803	319,330	153,501	472,831
18 (2006)	256,032			17,634	45,785	2,888	322,340	161,000	483,339
19 (2007)	258,382			17,588	46,177	2,946	325,093	168,545	493,638
20 (2008)	264,550			17,725	47,179	3,035	332,490	176,689	509,179
21 (2009)	270,481			17,919	48,274	3,142	339,816	183,568	523,385
22 (2010)	274,359			17,852	48,727	3,208	344,146	188,595	532,741
23 (2011)	278,741			17,876	49,478	3,292	349,387	194,491	543,878
24 (2012)	279,061			17,865	49,950	3,372	350,248	203,362	553,610
25 (2013)	269,809			16,801	46,856	3,309	336,775	210,072	546,847
26 (2014)	268,547			16,613	46,857	3,365	335,382	216,663	552,046
27 (2015)	270,460			16,638	47,570	3,497	338,165	225,500	563,665
				(16,679)	(47,776)	(3,509)	(338,423)		(563,924)
28 (2016)	268,132			16,167	46,489	3,504	334,291	230,966	565,257
				(16,318)	(47,113)	(3,540)	(335,102)		(566,068)
29 (2017)	268,863			15,854	46,072	3,536	334,324	236,514	570,839
				(16,128)	(47,215)	(3,603)	(335,809)		(572,324)
30 (2018)	267,035			15,652	45,920	3,575	332,182	240,297	572,479
				(16,064)	(47,617)	(3,676)	(334,391)		(574,689)
令和 元 (2019)	264,361			15,249	44,878	3,583	328,071	243,670	571,741
				(15,725)	(46,837)	(3,702)	(330,625)		(574,295)

- 注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済（船員給付及び公務災害給付の受給権者に係る分を除く。）を含む。  
 注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。  
 注5 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の年金総額の合計である。  
 注6 国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体の平成27(2015)年度以降の（ ）内の額は、国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算を含めた場合の額である。

受給権者（老齢・退年相当）の年金総額の推移

年度末	旧厚生年金		旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
	億円	億円							
平成 7 (1995)	134,094	2,690		13,979	33,686	1,193	185,642	61,091	246,732
8 (1996)	138,338	2,730		13,935	33,769	1,286	190,058	67,546	257,604
9 (1997)	144,158	2,781		13,888	34,088	1,340	196,255	74,846	271,102
10 (1998)	151,383	2,860		13,985	34,889	1,423	204,539	83,123	287,663
11 (1999)	156,716	2,895		13,880	35,165	1,489	210,144	90,629	300,773
12 (2000)	161,781	2,940		13,947	35,244	1,569	215,480	98,136	313,617
13 (2001)	164,588	2,947		13,803	35,463	1,615	218,416	105,494	323,910
14 (2002)	172,892			13,794	35,810	1,685	224,182	113,159	337,341
15 (2003)	178,098			13,732	36,031	1,758	229,618	119,062	348,680
16 (2004)	178,722			13,520	35,886	1,796	229,924	125,497	355,421
17 (2005)	181,326			13,433	36,052	1,849	232,660	133,014	365,673
18 (2006)	182,849			13,351	36,137	1,911	234,249	140,499	374,748
19 (2007)	183,441			13,215	36,272	1,949	234,878	148,004	382,882
20 (2008)	187,323			13,216	36,985	2,008	239,531	156,055	395,587
21 (2009)	191,674			13,285	37,845	2,082	244,886	162,870	407,757
22 (2010)	193,121			13,104	38,053	2,123	246,401	167,785	414,186
23 (2011)	195,962			13,053	38,613	2,180	249,808	173,695	423,502
24 (2012)	195,817			12,965	38,921	2,231	249,934	182,635	432,569
25 (2013)	186,575			11,977	36,047	2,174	236,773	189,603	426,375
26 (2014)	184,810			11,726	35,976	2,207	234,718	196,342	431,060
27 (2015)	185,463			11,694	36,462	2,269	235,889	204,948	440,837
				(11,733)	(36,657)	(2,278)	(236,131)		(441,079)
28 (2016)	182,442			11,207	35,364	2,255	231,267	210,352	441,620
				(11,331)	(35,920)	(2,282)	(231,975)		(442,327)
29 (2017)	181,658			10,876	34,911	2,256	229,701	214,839	444,540
				(11,100)	(35,925)	(2,308)	(230,990)		(445,829)
30 (2018)	180,125			10,658	34,734	2,258	227,775	218,361	446,137
				(10,994)	(36,238)	(2,335)	(229,691)		(448,052)
令和 元 (2019)	176,993			10,282	33,713	2,244	223,233	221,494	444,727
				(10,661)	(35,423)	(2,332)	(225,410)		(446,904)

- 注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含む。  
 注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。  
 注5 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の年金総額の合計である。  
 注6 国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体の平成27(2015)年度以降の（ ）内の額は、国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算を含めた場合の額である。

受給権者（通者・通退相当）の年金総額の推移

年度末	旧厚生年金		旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
	億円	億円							
平成 7 (1995)	16,411	339	183	654	496	18,084	4,361	22,444	
8 (1996)	17,056	352	193	659	511	18,770	4,281	23,052	
9 (1997)	17,835	362	200	662	516	19,575	4,185	23,761	
10 (1998)	18,775	378	210	674	531	20,568	4,151	24,720	
11 (1999)	19,580	390	217	675	540	21,402	4,059	25,461	
12 (2000)	20,287	404	226	680	548	22,145	3,945	26,090	
13 (2001)	20,898	411	234	702	551	22,796	3,821	26,618	
14 (2002)	21,965		245	707	555	23,473	3,692	27,164	
15 (2003)	22,536		258	708	559	24,061	3,522	27,582	
16 (2004)	22,886		270	704	560	24,420	3,368	27,789	
17 (2005)	23,071		282	705	565	24,624	3,216	27,840	
18 (2006)	22,903		294	706	573	24,476	3,054	27,530	
19 (2007)	23,271		305	711	577	24,864	2,895	27,759	
20 (2008)	24,176		324	729	590	25,819	2,749	28,568	
21 (2009)	24,571		346	752	605	26,275	2,589	28,864	
22 (2010)	25,399		360	762	612	27,132	2,401	29,534	
23 (2011)	25,995		377	785	623	27,780	2,197	29,977	
24 (2012)	25,703		398	811	636	27,548	1,993	29,542	
25 (2013)	25,430		387	775	619	27,211	1,779	28,990	
26 (2014)	25,559		400	789	627	27,375	1,578	28,953	
27 (2015)	25,546		422	833	656	27,456	1,407	28,864	
			(423)	(836)	(657)	(27,462)		(28,869)	
28 (2016)	25,615		429	832	659	27,536	1,227	28,763	
			(434)	(842)	(664)	(27,554)		(28,782)	
29 (2017)	26,691		446	855	676	28,668	2,124	30,792	
			(455)	(877)	(685)	(28,707)		(30,831)	
30 (2018)	25,854		468	893	696	27,912	2,162	30,074	
			(483)	(930)	(710)	(27,978)		(30,140)	
令和 元 (2019)	25,847		472	887	702	27,908	2,167	30,075	
			(490)	(931)	(719)	(27,987)		(30,154)	

- 注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。
- 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。
- 注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含む。
- 注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。
- 注5 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の年金総額の合計である。
- 注6 国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体の平成27(2015)年度以降の（ ）内の額は、国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算を含めた場合の額である。

受給権者（障害年金）の年金総額の推移

年度末	旧厚生年金		旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
	億円	億円							
平成 7 (1995)	3,899	65	183	534	19	4,700	11,866	16,566	
8 (1996)	3,904	66	181	531	20	4,702	12,097	16,799	
9 (1997)	3,910	66	180	528	19	4,704	12,344	17,048	
10 (1998)	4,001	68	181	534	20	4,805	12,821	17,626	
11 (1999)	4,064	69	180	536	21	4,869	13,216	18,085	
12 (2000)	4,095	70	183	532	21	4,901	13,505	18,406	
13 (2001)	4,130	70	184	535	21	4,941	13,782	18,722	
14 (2002)	4,225		185	541	22	4,973	14,064	19,037	
15 (2003)	4,223		186	546	22	4,978	14,236	19,213	
16 (2004)	4,263		186	555	23	5,028	14,507	19,534	
17 (2005)	4,297		187	566	24	5,074	14,788	19,862	
18 (2006)	4,311		188	575	24	5,098	15,045	20,143	
19 (2007)	4,342		189	587	25	5,143	15,323	20,466	
20 (2008)	4,365		192	601	25	5,182	15,628	20,810	
21 (2009)	4,384		193	610	26	5,213	15,922	21,136	
22 (2010)	4,464		195	621	27	5,308	16,254	21,561	
23 (2011)	4,488		196	627	28	5,338	16,497	21,835	
24 (2012)	4,505		198	630	28	5,361	16,703	22,064	
25 (2013)	4,472		196	626	28	5,321	16,752	22,074	
26 (2014)	4,463		194	629	29	5,314	16,853	22,167	
27 (2015)	4,527		200	641	42	5,410	17,264	22,674	
			(200)	(641)	(42)	(5,410)		(22,675)	
28 (2016)	4,552		199	641	43	5,435	17,533	22,968	
			(200)	(644)	(43)	(5,440)		(22,973)	
29 (2017)	4,572		200	639	44	5,454	17,753	23,207	
			(202)	(645)	(44)	(5,463)		(23,216)	
30 (2018)	4,617		201	637	46	5,500	18,002	23,501	
			(203)	(645)	(46)	(5,512)		(23,513)	
令和 元 (2019)	4,672		202	638	47	5,559	18,269	23,828	
			(205)	(649)	(48)	(5,574)		(23,843)	

- 注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。
- 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。
- 注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含む。
- 注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。
- 注5 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の年金総額の合計である。
- 注6 国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体の平成27(2015)年度以降の（ ）内の額は、国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算を含めた場合の額である。

付属資料◆長期時系列表

受給権者（遺族年金）の年金総額の推移

年度末 (西暦)	旧厚生年金	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
	億円	億円						
平成 7 (1995)	29,033	528	2,490	5,180	214	37,445	2,413	39,859
8 (1996)	30,423	563	2,615	5,479	227	39,308	2,399	41,707
9 (1997)	31,752	598	2,736	5,780	241	41,108	2,391	43,499
10 (1998)	33,784	640	2,906	6,190	258	43,777	2,437	46,214
11 (1999)	35,663	682	3,045	6,526	278	46,195	2,796	48,990
12 (2000)	37,129	716	3,193	6,802	294	48,133	2,775	50,908
13 (2001)	38,587	752	3,305	7,089	309	50,043	2,733	52,776
14 (2002)	40,724		3,424	7,377	324	51,849	2,683	54,532
15 (2003)	41,872		3,507	7,607	337	53,324	2,613	55,937
16 (2004)	43,231		3,605	7,861	351	55,049	2,551	57,600
17 (2005)	44,740		3,712	8,149	366	56,966	2,483	59,449
18 (2006)	45,970		3,795	8,367	380	58,511	2,401	60,912
19 (2007)	47,327		3,873	8,606	396	60,202	2,323	62,525
20 (2008)	48,687		3,988	8,865	413	61,952	2,257	64,209
21 (2009)	49,851		4,089	9,068	428	63,437	2,186	65,623
22 (2010)	51,376		4,188	9,291	445	65,300	2,155	67,455
23 (2011)	52,296		4,246	9,454	461	66,457	2,103	68,560
24 (2012)	53,035		4,301	9,588	477	67,401	2,030	69,431
25 (2013)	53,332		4,238	9,408	488	67,467	1,938	69,404
26 (2014)	53,717		4,291	9,463	502	67,973	1,890	69,862
27 (2015)	54,923		4,319	9,633	531	69,407	1,881	71,288
			(4,320)	(9,642)	(532)	(69,417)		(71,298)
28 (2016)	55,523		4,329	9,651	547	70,051	1,853	71,904
			(4,351)	(9,706)	(551)	(70,132)		(71,984)
29 (2017)	55,941		4,330	9,667	560	70,498	1,799	72,297
			(4,370)	(9,769)	(567)	(70,647)		(72,446)
30 (2018)	56,439		4,323	9,656	575	70,993	1,772	72,765
			(4,381)	(9,804)	(585)	(71,209)		(72,981)
令和 元 (2019)	56,849		4,291	9,640	589	71,369	1,740	73,109
			(4,366)	(9,834)	(602)	(71,652)		(73,392)

- 注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含む。  
 注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。  
 注5 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の年金総額の合計である。  
 注6 国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体の平成27(2015)年度以降の( )内の額は、国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算を含めた場合の額である。

受給者の年金総額の推移

年度末 (西暦)	旧厚生年金	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
	億円	億円						
平成 13 (2001)	216,428	4,034	17,097	42,571	2,211	282,341	123,155	405,495
14 (2002)	227,491		17,202	43,191	2,210	290,094	130,886	420,979
15 (2003)	233,971		17,240	43,584	2,306	297,101	136,701	433,802
16 (2004)	236,195		17,139	43,708	2,386	299,428	143,156	442,584
17 (2005)	240,934		17,186	44,271	2,491	304,881	150,681	455,562
18 (2006)	242,932		17,200	44,457	2,588	307,178	158,168	465,346
19 (2007)	244,254		17,170	44,615	2,651	308,690	165,637	474,327
20 (2008)	249,461		17,241	45,520	2,743	314,965	173,646	488,611
21 (2009)	255,333		17,445	46,489	2,834	322,101	180,421	502,522
22 (2010)	258,761		17,385	46,906	2,908	325,960	185,352	511,311
23 (2011)	263,023		17,391	47,645	2,989	331,049	191,168	522,216
24 (2012)	263,902		17,375	48,112	3,089	332,477	199,912	532,389
25 (2013)	256,672		16,429	45,677	3,107	321,886	206,546	528,432
26 (2014)	255,993		16,237	45,578	3,179	320,988	213,040	534,028
27 (2015)	258,123		16,305	46,019	3,304	323,751	221,751	545,502
			(16,343)	(46,208)	(3,311)	(323,985)		(545,736)
28 (2016)	257,008		15,839	45,016	3,335	321,198	227,156	548,354
			(15,978)	(45,592)	(3,359)	(321,937)		(549,094)
29 (2017)	258,091		15,512	44,483	3,380	321,465	232,642	554,107
			(15,765)	(45,541)	(3,426)	(322,823)		(555,465)
30 (2018)	256,643		15,263	44,197	3,422	319,524	236,380	555,904
			(15,642)	(45,774)	(3,493)	(321,552)		(557,932)
令和 元 (2019)	254,965		14,894	43,207	3,453	316,519	239,742	556,262
			(15,338)	(45,063)	(3,542)	(318,908)		(558,650)

- 注1 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 旧厚生年金の平成13(2001)年度には旧農林年金を含まない。  
 注3 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給者の年金総額の合計である。  
 注4 国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体の平成27(2015)年度以降の( )内の額は、国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算を含めた場合の額である。

受給権者の平均年金月額（老齢・退年相当、老齢基礎年金分を含む）の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	円	円	円	円	円
平成 7 (1995)	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
8 (1996)	171,793	216,147	232,008	218,014	45,851
9 (1997)	172,168	215,781	231,810	217,599	46,982
10 (1998)	174,906	219,176	234,638	220,922	48,828
11 (1999)	176,161	220,062	235,604	221,772	50,047
12 (2000)	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
13 (2001)	172,795	217,058	232,333	216,495	51,622
14 (2002)	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
15 (2003)	169,658	213,447	227,775	212,121	52,261
16 (2004)	165,446	209,288	223,064	207,096	52,514
17 (2005)	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
18 (2006)	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
19 (2007)	158,104	203,697	215,310	200,803	53,552
20 (2008)	155,766	200,860	212,228	197,468	53,936
21 (2009)	153,809	199,392	209,745	195,534	54,258
22 (2010)	150,406	195,812	204,688	191,642	54,529
23 (2011)	149,687	194,782	202,718	190,636	54,612
24 (2012)	148,422	193,921	201,161	190,490	54,783
25 (2013)	145,596	186,842	192,607	188,205	54,544
26 (2014)	144,886	186,052	191,237	187,961	54,414
27 (2015)	145,305	187,220 (187,683)	192,075 (192,864)	189,549 (190,101)	55,157
28 (2016)	145,638	187,169 (188,708)	191,539 (193,816)	190,522 (192,198)	55,373
29 (2017)	144,903	186,200 (189,003)	189,695 (193,809)	189,639 (192,703)	55,518
30 (2018)	143,761	184,426 (188,629)	187,484 (193,480)	188,385 (192,827)	55,708
令和 元 (2019)	144,268	185,330 (190,193)	188,357 (195,291)	189,436 (194,564)	55,946

- 注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。
- 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。
- 注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含むが、旧三共済に係る基礎年金額を含まない。
- 注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。
- 注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。
- 注6 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降の( )内の額は、国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算を含めた場合の額である（私学共済については、加入期間20年以上の経過的職域加算の受給権者の平均年金月額を老齢相当の老齢厚生年金受給権者の平均年金月額に加えて算出している。）。

(参考) 国共済、地共済及び私学共済の職域加算部分を除いた場合（推計値）

年度末	旧厚生年金	国共済 (推計値)	地共済 (推計値)	私学共済 (推計値)	厚生年金計 (推計値)
(西暦)	円	円	円	円	円
平成 27 (2015)	145,305	171,078	174,184	171,980	149,651
28 (2016)	145,638	171,971	174,982	173,893	150,019
29 (2017)	144,903	172,085	174,804	174,299	149,354
30 (2018)	143,761	171,469	174,273	174,330	148,314
令和 元 (2019)	144,268	172,868	175,943	175,968	148,942

受給権者の平均年金月額（老齢・退年相当、老齢基礎年金分を含む）の推移

男性

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	円	円	円	円	円
平成 9 (1997)	201,385	221,908	243,907	244,293	53,445
10 (1998)	204,626	225,367	247,199	247,947	55,434
11 (1999)	205,435	226,260	247,540	248,569	56,660
12 (2000)	204,751	225,750	247,265	247,757	57,455
13 (2001)	200,469	223,053	244,933	241,545	58,013
14 (2002)	199,059	222,022	243,557	237,964	58,430
15 (2003)	196,294	219,376	240,332	235,904	58,189
16 (2004)	190,479	214,998	235,453	229,761	58,200
17 (2005)	190,175	214,759	235,091	230,146	58,429
18 (2006)	188,074	213,634	233,223	228,877	58,490
19 (2007)	181,725	209,014	227,117	222,283	58,699
20 (2008)	178,325	205,912	223,675	218,177	58,965
21 (2009)	176,675	204,298	220,882	215,905	59,166
22 (2010)	171,702	200,449	215,161	211,409	59,320
23 (2011)	170,652	199,385	213,045	210,272	59,200
24 (2012)	169,769	198,439	211,404	209,922	59,111
25 (2013)	166,418	191,102	201,917	207,214	58,616
26 (2014)	165,450	190,259	200,389	206,699	58,218
27 (2015)	166,120	191,307	201,138	208,377	58,780
28 (2016)	166,863	191,198	200,035	209,158	58,806
29 (2017)	165,668	190,127	197,927	208,002	58,754
30 (2018)	163,840	188,198	195,423	206,382	58,775
令和 元 (2019)	164,770	189,131	195,913	207,354	58,866

注1 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注2 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注3 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

(参考) 国共済、地共済及び私学共済の職域加算部分を除いた場合（推計値）

年度末	旧厚生年金	国共済 (推計値)	地共済 (推計値)	私学共済 (推計値)	厚生年金計 (推計値)
(西暦)	円	円	円	円	円
平成 27 (2015)	166,120	174,647	182,490	188,423	168,389
28 (2016)	166,863	175,535	182,769	190,245	169,086
29 (2017)	165,668	175,605	182,326	190,554	168,017
30 (2018)	163,840	174,911	181,508	190,409	166,341
令和 元 (2019)	164,770	176,373	182,830	192,035	167,326



受給権者の平均年金月額（老齢・退年相当、老齢基礎年金分を含む）の推移

女性

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	円	円	円	円	円
平成 9 (1997)	109,140	181,531	202,706	179,011	42,866
10 (1998)	110,983	184,921	205,857	181,714	44,504
11 (1999)	111,730	186,103	205,816	182,644	45,609
12 (2000)	111,781	186,249	206,353	182,371	46,425
13 (2001)	111,760	184,814	203,631	179,040	47,142
14 (2002)	111,764	184,428	202,727	177,190	47,818
15 (2003)	110,673	182,326	200,152	175,886	47,988
16 (2004)	110,231	179,564	196,274	172,263	48,365
17 (2005)	109,978	179,514	196,242	172,672	48,929
18 (2006)	107,257	178,949	195,075	171,785	49,252
19 (2007)	106,410	176,445	190,966	167,604	49,669
20 (2008)	106,489	175,010	188,887	165,409	50,111
21 (2009)	103,896	174,292	187,263	164,033	50,506
22 (2010)	104,085	172,168	183,815	161,033	50,860
23 (2011)	104,266	171,375	182,458	160,448	51,083
24 (2012)	102,308	170,966	181,474	160,600	51,433
25 (2013)	102,086	165,304	174,804	159,044	51,381
26 (2014)	102,252	164,873	174,023	159,223	51,455
27 (2015)	102,131	166,600	175,315	160,824	52,339
28 (2016)	102,708	166,974	175,937	162,141	52,708
29 (2017)	103,026	166,569	174,818	161,769	53,013
30 (2018)	102,558	165,526	173,342	161,143	53,342
令和 元 (2019)	103,159	166,356	175,035	162,422	53,699

注1 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注2 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注3 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

(参考) 国共済、地共済及び私学共済の職域加算部分を除いた場合（推計値）

年度末	旧厚生年金	国共済 (推計値)	地共済 (推計値)	私学共済 (推計値)	厚生年金計 (推計値)
(西暦)	円	円	円	円	円
27 (2015)	102,131	153,075	158,825	146,901	110,319
28 (2016)	102,708	154,109	160,682	148,992	110,902
29 (2017)	103,026	154,490	161,210	149,633	111,260
30 (2018)	102,558	154,214	161,385	149,992	111,044
令和 元 (2019)	103,159	155,370	163,801	151,747	111,739

受給権者の平均年金月額（老齢・退年相当、老齢基礎年金分を含まない）の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
(西暦)	円	円	円	円
平成 7 (1995)	155,814	206,265	221,687	202,671
8 (1996)	153,534	203,724	218,158	199,788
9 (1997)	153,578	200,846	214,859	196,547
10 (1998)	153,523	201,242	215,515	196,978
11 (1999)	152,207	199,261	213,615	195,315
12 (2000)	149,564	196,201	210,629	192,790
13 (2001)	144,584	191,367	206,105	186,302
14 (2002)	142,017	188,413	202,839	183,529
15 (2003)	138,832	184,669	198,664	180,122
16 (2004)	133,374	179,067	192,706	174,090
17 (2005)	131,132	176,827	190,441	172,474
18 (2006)	127,147	174,100	187,034	169,826
19 (2007)	121,361	168,702	180,622	163,446
20 (2008)	117,934	164,784	176,538	159,289
21 (2009)	115,293	162,325	173,490	156,894
22 (2010)	111,656	158,062	168,480	152,827
23 (2011)	110,041	155,871	165,966	151,035
24 (2012)	107,123	153,144	162,917	149,183
25 (2013)	102,087	143,745	151,896	144,339
26 (2014)	99,862	141,373	149,031	142,629
27 (2015)	98,541	140,835	147,961	142,442
		(141,298)	(148,750)	(142,994)
28 (2016)	96,912	138,576	144,955	141,234
		(140,114)	(147,232)	(142,910)
29 (2017)	95,210	136,030	141,688	139,077
		(138,833)	(145,802)	(142,142)
30 (2018)	93,306	133,372	138,531	136,853
		(137,574)	(144,526)	(141,294)
令和 元 (2019)	92,259	132,059	136,692	136,071
		(136,923)	(143,626)	(141,199)

- 注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。
- 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。
- 注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まない。
- 注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。
- 注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。
- 注6 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降の( )内の額は、国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算を含めた場合の額である（私学共済については、加入期間20年以上の経過的職域加算の受給権者の平均年金月額を老齢相当の老齢厚生年金受給権者の平均年金月額に加えて算出している。）。

受給権者の平均年金月額（通老・通退相当）の推移

基礎年金分を含まない

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	年度末	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	円	円	円	円	(西暦)	円
平成 7 (1995)	29,671	60,172	61,700	44,633	平成 7 (1995)	17,227
8 (1996)	28,851	58,201	59,802	43,692	8 (1996)	17,290
9 (1997)	28,050	55,811	57,986	42,553	9 (1997)	17,347
10 (1998)	27,817	54,339	57,250	42,143	10 (1998)	17,723
11 (1999)	27,309	52,000	55,828	41,145	11 (1999)	17,898
12 (2000)	26,615	48,792	54,302	40,030	12 (2000)	17,974
13 (2001)	25,748	44,834	52,269	38,519	13 (2001)	18,052
14 (2002)	25,079	41,258	50,388	37,433	14 (2002)	18,133
15 (2003)	24,171	36,834	48,102	36,023	15 (2003)	18,056
16 (2004)	23,188	32,203	45,314	34,432	16 (2004)	18,088
17 (2005)	22,380	29,446	43,493	33,633	17 (2005)	18,183
18 (2006)	21,133	26,855	41,457	32,690	18 (2006)	18,229
19 (2007)	20,143	23,554	38,548	31,138	19 (2007)	18,321
20 (2008)	19,349	20,633	35,286	29,628	20 (2008)	18,271
21 (2009)	18,315	18,801	33,014	28,439	21 (2009)	18,317
22 (2010)	17,852	17,067	30,595	26,515	22 (2010)	18,427
23 (2011)	17,538	16,269	29,005	25,445	23 (2011)	18,481
24 (2012)	16,653	15,709	27,374	24,365	24 (2012)	18,555
25 (2013)	15,984	14,683	25,360	22,809	25 (2013)	18,490
26 (2014)	15,589	14,358	24,059	21,832	26 (2014)	18,477
27 (2015)	15,161	14,275	23,325	21,220	27 (2015)	18,768
28 (2016)	15,030	13,905	21,594	20,088	28 (2016)	18,869
29 (2017)	14,997	13,574	20,616	19,035	29 (2017)	19,088
30 (2018)	14,633	13,430	19,987	18,215	30 (2018)	19,061
令和 元 (2019)	14,598	13,405	19,792	17,898	令和 元 (2019)	19,124

- 注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。  
 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。  
 注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まない。  
 注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。  
 注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の平均である。

受給権者の平均年金月額（障害年金）の推移

基礎年金分を含まない

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	年度末	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	円	円	円	円	(西暦)	円
平成 7 (1995)	85,535	142,075	156,590	112,276	平成 7 (1995)	75,543
8 (1996)	83,879	137,730	152,258	110,272	8 (1996)	75,318
9 (1997)	82,882	133,553	148,254	105,460	9 (1997)	75,095
10 (1998)	82,594	131,871	146,668	106,175	10 (1998)	76,227
11 (1999)	81,622	128,727	144,009	104,376	11 (1999)	76,615
12 (2000)	80,279	125,263	140,599	103,329	12 (2000)	76,385
13 (2001)	79,001	122,083	137,393	101,466	13 (2001)	76,170
14 (2002)	77,815	118,835	134,069	99,868	14 (2002)	75,962
15 (2003)	75,997	115,465	129,602	97,981	15 (2003)	75,075
16 (2004)	74,638	112,118	126,288	95,776	16 (2004)	74,645
17 (2005)	73,574	109,520	123,452	95,218	17 (2005)	74,464
18 (2006)	72,354	107,012	120,676	93,186	18 (2006)	74,113
19 (2007)	71,431	105,244	118,514	92,272	19 (2007)	73,995
20 (2008)	70,514	103,237	116,385	91,650	20 (2008)	73,882
21 (2009)	69,679	101,015	114,246	90,992	21 (2009)	73,768
22 (2010)	68,718	98,981	112,368	89,622	22 (2010)	73,642
23 (2011)	67,659	96,803	110,183	88,363	23 (2011)	73,503
24 (2012)	66,532	94,995	108,191	87,701	24 (2012)	73,166
25 (2013)	64,982	91,677	104,659	86,222	25 (2013)	72,302
26 (2014)	63,691	89,648	102,602	84,704	26 (2014)	71,691
27 (2015)	63,490	89,605	102,316	87,517	27 (2015)	72,263
28 (2016)	62,731	87,467	100,417	85,999	28 (2016)	72,159
29 (2017)	61,883	85,631	98,735	84,276	29 (2017)	71,963
30 (2018)	61,166	83,836	97,044	82,846	30 (2018)	71,837
令和 元 (2019)	60,535	82,419	95,517	81,647	令和 元 (2019)	71,788

- 注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。  
 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。  
 注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まない。  
 注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。  
 注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の平均である。

付属資料◆長期時系列表

受給権者の平均年金月額（遺族年金）の推移

基礎年金分を含まない

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	年度末	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	円	円	円	円	(西暦)	円
平成 7 (1995)	77,608	117,605	118,537	58,824	平成 7 (1995)	60,284
8 (1996)	78,006	118,140	119,446	58,810	8 (1996)	60,211
9 (1997)	80,214	118,529	120,139	58,967	9 (1997)	60,160
10 (1998)	81,997	120,922	122,832	60,104	10 (1998)	61,261
11 (1999)	82,536	121,887	124,157	60,704	11 (1999)	61,840
12 (2000)	82,785	121,965	124,861	61,035	12 (2000)	61,906
13 (2001)	83,032	122,022	125,592	61,354	13 (2001)	62,006
14 (2002)	83,103	122,123	126,065	61,532	14 (2002)	62,165
15 (2003)	82,590	121,051	125,516	61,350	15 (2003)	61,699
16 (2004)	82,533	120,608	125,580	61,437	16 (2004)	61,568
17 (2005)	82,679	120,477	126,117	61,762	17 (2005)	61,685
18 (2006)	82,496	119,879	125,993	61,587	18 (2006)	61,603
19 (2007)	82,649	119,708	126,461	61,742	19 (2007)	61,647
20 (2008)	82,667	119,237	126,995	61,959	20 (2008)	61,720
21 (2009)	82,714	118,821	127,334	62,071	21 (2009)	61,810
22 (2010)	82,799	118,294	127,689	62,129	22 (2010)	61,786
23 (2011)	82,387	117,189	127,433	61,879	23 (2011)	61,626
24 (2012)	81,947	116,151	127,160	61,785	24 (2012)	61,736
25 (2013)	80,904	112,820	123,170	61,032	25 (2013)	61,363
26 (2014)	80,078	111,334	122,277	60,592	26 (2014)	61,346
27 (2015)	80,603	111,449	123,178	60,900	27 (2015)	62,273
28 (2016)	80,296	109,775	122,297	60,586	28 (2016)	62,568
29 (2017)	79,938	108,158	121,295	59,888	29 (2017)	62,771
30 (2018)	79,621	106,552	120,363	59,590	30 (2018)	62,857
令和 元 (2019)	79,350	105,036	119,474	59,178	令和 元 (2019)	62,943

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まない。

注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の平均である。

受給権者（老齢・退年相当）の平均加入期間の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	月	月	月	月	月
平成 7 (1995)	347	410	405	353	241
8 (1996)	350	410	405	355	251
9 (1997)	354	411	407	357	260
10 (1998)	357	412	408	360	268
11 (1999)	360	414	408	362	276
12 (2000)	364	413	410	366	284
13 (2001)	367	416	410	368	292
14 (2002)	371	417	411	371	300
15 (2003)	374	418	413	374	307
16 (2004)	377	419	414	376	314
17 (2005)	380	420	415	378	322
18 (2006)	382	421	416	381	329
19 (2007)	385	422	418	382	336
20 (2008)	388	423	419	384	342
21 (2009)	391	424	420	385	348
22 (2010)	394	425	421	387	353
23 (2011)	396	425	422	389	358
24 (2012)	399	426	423	390	363
25 (2013)	401	427	424	392	369
26 (2014)	403	427	425	395	373
27 (2015)	405	428	426	396	377
28 (2016)	405	429	427	398	381
29 (2017)	405	430	428	400	384
30 (2018)	404	431	429	402	388
令和 元 (2019)	405	432	430	403	391

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含む。

注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

### (3) 公的年金各制度の収支項目等の推移

#### 公的年金の保険料収入

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	278,362	11,055 (5,988)	29,646 (15,992)	3,864 (1,976)	322,926	15,139	338,065
28 (2016)	294,754	12,070	32,003	4,031	342,858	15,069	357,927
29 (2017)	309,442	12,340	32,735	4,207	358,723	13,964	372,687
30 (2018)	319,287	12,744	33,476	4,384	369,892	13,904	383,795
令和 元 (2019)	326,197	12,901	33,771	4,578	377,446	13,458	390,904

注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度については、長期経理の保険料収入のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の保険料収入を加えたものである。また、( )内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の保険料収入である。

#### 共済組合等の職域加算部分等を含む保険料収入の推移

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	186,933	4,209	3,153	9,066	27,437	2,066	232,864	18,251	251,116
8 (1996)	193,706	4,352	3,213	9,454	28,391	2,127	241,242	19,209	260,451
9 (1997)	206,832		3,345	9,816	29,712	2,238	251,943	19,453	271,397
10 (1998)	206,151		3,334	9,881	30,035	2,281	251,682	19,716	271,398
11 (1999)	202,099		3,317	9,957	30,218	2,315	247,906	20,025	267,931
12 (2000)	200,512		3,289	10,206	29,882	2,351	246,240	19,678	265,919
13 (2001)	199,360		3,249	10,252	29,857	2,384	245,102	19,538	264,640
14 (2002)	202,034			10,130	29,656	2,508	244,597	18,958	263,555
15 (2003)	192,425			10,231	29,677	2,658	234,991	19,627	254,618
16 (2004)	194,537			10,218	29,735	2,680	237,171	19,354	256,525
17 (2005)	200,584			10,290	30,099	2,789	243,762	19,480	263,242
18 (2006)	209,835			10,333	30,312	2,918	253,397	19,038	272,435
19 (2007)	219,691			10,350	30,358	3,049	263,448	18,582	282,029
20 (2008)	226,905			10,432	30,188	3,190	270,716	17,470	288,186
21 (2009)	222,409			10,327	29,499	3,299	265,534	16,950	282,483
22 (2010)	227,252			10,298	29,167	3,419	270,137	16,717	286,854
23 (2011)	234,699			10,535	29,429	3,549	278,212	15,807	294,019
24 (2012)	241,549			10,384	29,787	3,675	285,395	16,124	301,519
25 (2013)	250,472			10,552	29,524	3,813	294,361	16,178	310,539
26 (2014)	263,196			11,263	30,961	3,966	309,386	16,255	325,640
27 (2015)	278,362			11,595	31,321	4,026	325,304	15,139	340,442
28 (2016)	294,754			12,070	32,003	4,031	342,858	15,069	357,927
29 (2017)	309,442			12,340	32,735	4,207	358,723	13,964	372,687
30 (2018)	319,287			12,744	33,476	4,384	369,892	13,904	383,795
令和 元 (2019)	326,197			12,901	33,771	4,578	377,446	13,458	390,904

注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注2 旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注3 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注4 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 平成14(2002)、平成15(2003)年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分(統合前に係る分)を含めてあるため、各制度の合計と一致しない。

注6 平成27(2015)年度の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

付属資料◆長期時系列表

保険料（率）の推移

年度	厚生年金勘定 (一般男子)	旧三共済			旧農林年金	国共済 (一般組合員)	地共済 (一般組合員)	私学共済	国民年金
		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ産業					
昭和 29 (1954)	30 (29.5)	・	・	・	・	・	・	62 (1) 70 (4)	・
30 (1955)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	62 (30.4)	↓
31 (1956)	↓	71.6 (31.7)	68.6 (31.7)	68.4 (31.7)	↓	↓	↓	↓	↓
32 (1957)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
33 (1958)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
34 (1959)	↓	↓	↓	↓	78 (34.1)	70.4 (34.10)	↓	↓	↓
35 (1960)	35 (35.5)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	(35歳未満)(35歳以上)
36 (1961)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	100 150 (36.4)
37 (1962)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	70.4 (37.12)	68 (37.1)	↓
38 (1963)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
39 (1964)	↓	67.4 (39.10)	65.4 (39.10)	65.2 (39.10)	96 (39.10)	↓	67.2 (39.10)	↓	↓
40 (1965)	55 (40.5)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	74 (40.7)	↓
41 (1966)	↓	79.2 (41.4)	75.2 (41.4)	75.8 (41.4)	↓	↓	↓	↓	↓
42 (1967)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	72 (42.12)	↓	200 250 (42.1)
43 (1968)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
44 (1969)	62 (44.11)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	250 300 (44.1)
45 (1970)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	450 (45.7)
46 (1971)	64 (46.11)	82.4 (46.4)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
47 (1972)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	550 (47.7)
48 (1973)	76 (48.11)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
49 (1974)	↓	↓	↓	↓	↓	74.4 (49.10)	↓	↓	900 (49.1)
50 (1975)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	75.2 (50.1)	80 (50.8)	1,100 (50.1)
51 (1976)	91 (51.8)	89.2 (51.4)	78.4 (51.4)	79.0 (51.4)	98 (51.4)	↓	↓	↓	1,400 (51.4)
52 (1977)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	2,200 (52.4)
53 (1978)	↓	103.2 (53.4)	↓	↓	↓	↓	↓	90 (53.6)	2,730 (53.4)
54 (1979)	↓	↓	↓	↓	↓	82.4 (54.10)	↓	96 (54.4)	3,300 (54.4)
55 (1980)	106 (55.10)	102.4 (55.1)	77.6 (55.1)	78.2 (55.1)	↓	↓	83.2 (55.1)	102 (55.7)	3,770 (55.4)
56 (1981)	↓	120 (56.4)	84.2 (56.4)	94.4 (56.4)	109 (56.4)	↓	↓	↓	4,500 (56.4)
57 (1982)	↓	123.2 (57.4)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	5,220 (57.4)
58 (1983)	↓	145.8 (58.10)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	5,830 (58.4)
59 (1984)	↓	169.9 (59.10)	107.8 (59.10)	132.7 (59.10)	↓	114 (59.12)	110.4 (59.12)	↓	6,220 (59.4)
60 (1985)	124 (60.10)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	6,740 (60.4)
61 (1986)	↓	↓	↓	↓	134 (61.4)	↓	↓	↓	7,100 (61.4)
62 (1987)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	7,400 (62.4)
63 (1988)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	7,700 (63.4)
平成 元 (1989)	↓	↓	140.2 (元.10)	170.7 (元.10)	↓	152 (元.10)	140.8 (元.12)	↓	8,000 (元.4)
2 (1990)	143 (2.1)	188.9 (2.4)	↓	↓	163 (2.4)	↓	↓	118 (2.4)	8,400 (2.4)
3 (1991)	145 (3.1)	190.9 (3.1)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	9,000 (3.4)
4 (1992)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	9,700 (4.4)
5 (1993)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	10,500 (5.4)
6 (1994)	165 (6.11)	↓	162.6 (6.12)	190.7 (6.12)	↓	174.4 (6.12)	158.4 (6.12)	↓	11,100 (6.4)
7 (1995)	↓	195.9 (7.4)	↓	↓	185.4 (7.4)	↓	↓	128 (7.4)	11,700 (7.4)
8 (1996)	173.5 (8.10)	200.9 (8.10)	172.1 (8.10)	199.2 (8.10)	↓	183.9 (8.10)	165.6 (8.12)	↓	12,300 (8.4)
9 (1997)	↓	↓	173.5 (9.4)	↓	194.9 (9.4)	↓	↓	133 (9.4)	12,800 (9.4)
10 (1998)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	13,300 (10.4)
11 (1999)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
12 (2000)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
13 (2001)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
14 (2002)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
15 (2003)	135.8 (15.4)	156.9 (15.4)	135.8 (15.4)	155.5 (15.4)	152.2 (15.4)	143.8 (15.4)	129.6 (15.4)	104.6 (15.4)	↓
16 (2004)	139.34 (16.10)	↓	139.34 (16.10)	↓	147.04 (16.10)	145.09 (16.10)	133.84 (16.10)	↓	↓
17 (2005)	142.88 (17.9)	↓	142.88 (17.9)	↓	150.58 (17.9)	146.38 (17.9)	137.38 (17.9)	108.14 (17.4)	13,580 (17.4)
18 (2006)	146.42 (18.9)	↓	146.42 (18.9)	↓	154.12 (18.9)	147.67 (18.9)	140.92 (18.9)	111.68 (18.4)	13,860 (18.4)
19 (2007)	149.96 (19.9)	↓	149.96 (19.9)	↓	157.66 (19.9)	148.96 (19.9)	144.46 (19.9)	115.22 (19.4)	14,100 (19.4)
20 (2008)	153.50 (20.9)	↓	153.50 (20.9)	↓	161.20 (20.9)	150.25 (20.9)	148.00 (20.9)	118.76 (20.4)	14,410 (20.4)
21 (2009)	↓	↓	↓	↓	153.50 (20.10)	↓	↓	↓	↓
22 (2010)	↓	↓	157.04 (21.9)	↓	↓	151.54 (21.9)	↓	122.30 (21.4)	14,660 (21.4)
23 (2011)	↓	↓	160.58 (22.9)	↓	↓	155.08 (22.9)	↓	125.84 (22.4)	15,100 (22.4)
24 (2012)	↓	↓	164.12 (23.9)	↓	↓	158.62 (23.9)	↓	129.38 (23.4)	15,020 (23.4)
25 (2013)	↓	↓	167.66 (24.9)	↓	↓	162.16 (24.9)	↓	132.92 (24.4)	14,980 (24.4)
26 (2014)	↓	↓	171.20 (25.9)	↓	↓	165.70 (25.9)	↓	136.46 (25.4)	15,040 (25.4)
27 (2015)	↓	↓	174.74 (26.9)	↓	↓	169.24 (26.9)	↓	140.00 (26.4)	15,250 (26.4)
28 (2016)	↓	↓	178.28 (27.9)	↓	↓	172.78 (27.9)	↓	143.54 (27.4)	15,590 (27.4)
29 (2017)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
30 (2018)	↓	↓	181.82 (28.9)	↓	↓	176.32 (28.9)	↓	147.08 (28.4) [139.11(28.9)]	16,260 (28.4)
令和 元 (2019)	↓	↓	183 (29.9)	↓	↓	179.86 (29.9)	↓	150.62 (29.4) [142.65(29.9)]	16,490 (29.4)
	↓	↓	↓	↓	↓	183 (30.9)	↓	154.16 (30.4) [146.19(30.9)]	16,340 (30.4)
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	157.70 (31.4) [149.73(元.9)]	16,410 (31.4)

注1 ( )内は改定年月である。  
 注2 被用者年金各制度の平成14(2002)年度までの保険料率は標準報酬ベースの数値であり、共済については本人負担分の2倍とした。  
 平成15(2003)年度以降は総報酬ベースの数値であり、共済については本人負担分の2倍とした。  
 注3 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は平成9(1997)年4月に厚生年金保険に統合された。  
 注4 旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は平成14(2002)年4月に厚生年金保険に統合された。  
 注5 私学共済については、被用者年金一元化後の厚生年金勘定・職域年金経理の積立金を保険料の軽減に充てることが可能となっており、[ ]内は軽減後の保険料率である。平成27(2015)年10月から28(2016)年3月までの間は、143.54%から7.97ポイントを軽減した率、平成28(2016)年4月から28(2016)年8月までの間は、147.08%から11.51ポイントを軽減した率、平成28(2016)年9月から29(2017)年3月までの間は、147.08%から7.97ポイントを軽減した率、平成29(2017)年4月から29(2017)年8月までの間は、150.62%から11.51ポイントを軽減した率、平成29(2017)年9月から30(2018)年3月までの間は、150.62%から7.97ポイントを軽減した率、平成30(2018)年4月から30(2018)年8月までの間は、154.16%から11.51ポイントを軽減した率、平成30(2018)年9月から31(2019)年3月までの間は、154.16%から7.97ポイントを軽減した率、平成31(2019)年4月から令和元(2019)年8月までの間は、157.70%から11.51ポイントを軽減した率、令和元(2019)年9月から2年(2020)年3月までの間は、157.70%から7.97ポイントを軽減した率となっている。

公的年金の国庫・公経済負担

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	92,264	3,007 (1,429)	7,465 (3,778)	1,214 (594)	103,949	18,094	122,043
28 (2016)	92,458	3,136 [3,000]	7,013	1,239	103,845 [103,709]	19,966	123,811 [123,675]
29 (2017)	94,819	2,895 [2,781]	7,037	1,218	105,969 [105,855]	19,363	125,332 [125,218]
30 (2018)	97,988	2,817	7,106	1,268	109,178	18,207	127,385
令和 元 (2019)	100,262	2,967	7,451	1,339	112,019	17,684	129,703

- 注1 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。
- 注2 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度については、長期経理の国庫・公経済負担のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の国庫・公経済負担を加えたものである。また、( )内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の国庫・公経済負担である。
- 注3 平成28(2016)年度及び平成29(2017)年度の[ ]内の額は、実際に国庫が国共済に負担した額及びそれに基づく厚生年金計、公的年金制度全体の額である。当該額と決算額との差額は、国共済の基礎年金拠出金に係る前々年度の精算額のうち国庫負担相当額である。

共済組合等の職域加算部分等を含む国庫・公経済負担の推移

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	28,295	688	525	988	2,602	294	33,393	11,846	45,238
8 (1996)	25,169	700	539	1,055	2,786	318	30,568	14,679	45,247
9 (1997)	27,115		530	1,095	2,868	327	31,936	13,322	45,258
10 (1998)	28,302		523	1,166	2,896	344	33,231	13,265	46,496
11 (1999)	36,356		539	1,219	3,043	368	41,525	13,227	54,752
12 (2000)	37,209		580	1,315	3,346	404	42,853	13,637	56,489
13 (2001)	38,164		600	1,348	3,506	415	44,032	14,307	58,340
14 (2002)	40,036			1,372	3,440	429	45,416	14,565	59,982
15 (2003)	41,045			1,433	3,302	452	46,264	14,963	61,227
16 (2004)	42,792			1,525	3,795	499	48,619	15,219	63,838
17 (2005)	45,394			1,589	3,828	537	51,348	17,020	68,368
18 (2006)	48,285			1,622	3,958	557	54,423	17,971	72,394
19 (2007)	51,659			1,720	4,427	605	58,411	18,436	76,847
20 (2008)	54,323			1,747	4,630	637	61,337	18,558	79,895
21 (2009)	77,983			2,464	6,368	925	87,739	20,554	108,293
22 (2010)	84,326			2,702	6,630	1,030	94,687	16,898	111,586
23 (2011)	84,992			2,903	7,312	1,097	96,304	18,660	114,963
24 (2012)	80,583			2,836	6,871	1,048	91,339	21,938	113,276
25 (2013)	83,058			2,796	6,572	1,059	93,485	21,119	114,605
26 (2014)	87,690			2,847	7,147	1,140	98,824	19,283	118,107
27 (2015)	92,264			3,014	7,496	1,215	103,989	18,094	122,083
28 (2016)	92,458			3,142 [3,006]	7,013	1,240	103,852 [103,717]	19,966	123,818 [123,682]
29 (2017)	94,819			2,902 [2,787]	7,037	1,219	105,977 [105,862]	19,363	125,340 [125,225]
30 (2018)	97,988			2,823	7,106	1,269	109,186	18,207	127,393
令和 元 (2019)	100,262			2,973	7,451	1,340	112,026	17,684	129,710

- 注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。
- 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。
- 注3 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。
- 注4 平成14(2002)～平成16(2004)年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分（統合前に係る分）を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。
- 注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。
- 注6 平成28(2016)年度及び平成29(2017)年度の[ ]内の額は、実際に国庫が国共済に負担した額及びそれに基づく厚生年金計、公的年金制度全体の額である。当該額と決算額との差額は、国共済の基礎年金拠出金に係る前々年度の精算額のうち国庫負担相当額である。

追加費用の推移

年度	厚生年金相当部分			職域加算部分等を含む		
	国共済	地共済	計	国共済	地共済	計
(西暦)				億円	億円	億円
平成 7 (1995)				6,060	15,559	21,619
8 (1996)				5,758	16,009	21,766
9 (1997)				5,894	16,059	21,953
10 (1998)				6,062	15,745	21,808
11 (1999)				5,807	15,271	21,078
12 (2000)				5,612	14,756	20,368
13 (2001)				5,400	14,572	19,972
14 (2002)				5,326	14,139	19,465
15 (2003)				5,187	13,352	18,539
16 (2004)				4,918	12,465	17,383
17 (2005)				4,702	11,896	16,599
18 (2006)				4,569	11,344	15,914
19 (2007)				4,294	10,794	15,088
20 (2008)				3,538	9,445	12,982
21 (2009)				3,357	9,658	13,015
22 (2010)				4,265	11,611	15,875
23 (2011)				4,077	11,065	15,143
24 (2012)				3,360	8,778	12,138
25 (2013)				2,982	7,391	10,373
26 (2014)				2,605	6,468	9,073
27 (2015)	2,228 (1,107)	2,326 (14)	4,554 (1,121)	2,394	5,125	7,519
28 (2016)	2,063	4,067	6,130	2,251	4,563	6,814
29 (2017)	1,945	4,551	6,496	2,135	5,132	7,267
30 (2018)	1,773	3,927	5,700	1,952	4,377	6,329
令和 元 (2019)	1,640	3,661	5,302	1,792	4,012	5,804

注 平成27(2015)年度の厚生年金相当部分の額は、長期経理の追加費用のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の追加費用を加えたものである。また、( )内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の追加費用である。

公的年金の運用損益（時価ベース）

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金		公的年金制度全体
						国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	△50,081	131 (1,320)	△3,602 (1,040)	△602 (△161)	△54,154 (△47,881)	△3,417	51	△57,520
28 (2016)	74,076	2,591	9,102	1,146	86,915	4,854	49	91,819
29 (2017)	94,401	3,626	13,744	1,405	113,176	5,892	15	119,084
30 (2018)	22,133	1,182	2,696	298	26,309	1,329	15	27,653
令和 元 (2019)	△78,605	△3,307	△10,138	△1,066	△93,115	△4,595	15	△97,696

- 注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
- 注2 厚生年金勘定の運用損益は、年金積立金管理運用独立行政法人における当年度の運用損益に年金特別会計で管理する積立金の運用損益を加えたものである。
- 注3 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度については、長期経理の運用損益（時価ベース）のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の運用損益（時価ベース）を加えたものである。また、( )内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の運用損益である。
- 注4 平成28(2016)年度の私学共済については、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算額に係る評価損益額を運用損益に含めて計上している。
- 注5 国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用損益である。



共済組合等の職域加算部分等を含む運用損益（時価ベース）の推移

年度	厚生年金勘定	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金		公的年金制度全体
							国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 13 (2001)	26,541		1,341				1,246	209	
14 (2002)	2,731		1,757		△90		△371	175	
15 (2003)	64,232		3,282	16,995	809	85,318	4,482	79	89,879
16 (2004)	36,934		2,291	12,200	1,103	52,527	2,654	83	55,264
17 (2005)	91,893		4,647	32,363	1,903	130,806	6,451	83	137,340
18 (2006)	42,790		2,503	13,769	1,416	60,478	2,879	115	63,472
19 (2007)	△48,705		△479	△14,259	△1,237	△64,679	△3,073	169	△67,583
20 (2008)	△87,252		△3,356	△26,799	△2,572	△119,979	△5,924	172	△125,731
21 (2009)	86,258		4,385	24,130	2,542	117,316	5,296	126	122,737
22 (2010)	△3,069		979	△145	52	△2,183	△194	93	△2,284
23 (2011)	24,201		1,617	8,143	606	34,568	1,662	108	36,338
24 (2012)	104,707		3,844	31,611	3,050	143,212	7,293	106	150,610
25 (2013)	95,329		3,428	27,480	2,638	128,874	6,622	97	135,594
26 (2014)	142,762		5,483	38,060	3,413	189,718	9,865	95	199,678
27 (2015)	△50,081		235	△7,625	△872	△58,343	△3,417	51	△61,709
28 (2016)	74,076		2,793	19,323	1,884	98,076	4,854	49	102,980
29 (2017)	94,401		3,706	28,062	2,439	128,608	5,892	15	134,516
30 (2018)	22,133		1,254	5,175	541	29,104	1,329	15	30,448
令和 元 (2019)	△78,605		△3,287	△20,567	△1,622	△104,082	△4,595	15	△108,662

注1 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。  
 注2 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。  
 注3 厚生年金勘定の平成13(2001)年度は旧農林年金を含まない。  
 注4 厚生年金勘定・国民年金勘定の時価ベースの運用損益は、年金特別会計で管理する積立金の運用損益に年金積立金管理運用独立行政法人（17(2005)年度以前は旧年金資金運用基金）における当年度の時価ベースの運用損益を加えたものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの詳細には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。  
 注5 平成26(2014)年度までの国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用損益は、正味運用損益（運用損益から有価証券売却損等の費用を減じた収益額）に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計したものである。なお、国共済の時価ベースの運用損益は、平成10(1998)年度が2,542億円、平成11(1999)年度が3,147億円、平成12(2000)年度が1,678億円である。  
 注6 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、経過の長期経理の運用損益を含む。ここで、国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用損益である。

共済組合等の職域加算部分等を含む運用益（簿価ベース）の推移

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金		公的年金制度全体
								国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	55,268	1,067	875	3,463	11,543	1,056	73,273	3,184	767	77,223
8 (1996)	56,061	1,693	781	3,505	10,910	985	73,935	3,296	700	77,931
9 (1997)	55,637		774	3,289	11,009	996	71,706	3,405	616	75,726
10 (1998)	52,164		715	2,728	10,535	989	67,131	3,368	385	70,884
11 (1999)	47,286		676	2,666	12,109	1,013	63,750	3,236	386	67,372
12 (2000)	43,067		698	2,499	9,328	875	56,466	2,828	304	59,598
13 (2001)	38,607		507	2,104	7,872	783	49,873	2,263	209	52,345
14 (2002)		31,071		2,169	6,870	667	40,777	1,897	175	42,848
15 (2003)		22,884		2,358	7,000	670	32,912	1,523	79	34,513
16 (2004)		16,125		2,109	7,534	738	26,506	1,044	83	27,632
17 (2005)		18,298		2,423	13,604	1,359	35,684	1,357	83	37,124
18 (2006)		25,708		2,607	15,645	1,250	45,209	1,965	115	47,289
19 (2007)		16,582		2,789	11,966	873	32,211	1,113	169	33,492
20 (2008)		17,682		1,712	5,242	513	25,149	1,093	172	26,414
21 (2009)		50		1,508	5,014	440	7,013	3	126	7,142
22 (2010)		2,518		1,695	4,717	428	9,358	3	93	9,455
23 (2011)		1,403		1,534	3,969	405	7,310	15	108	7,434
24 (2012)		5,965		1,635	3,776	792	12,168	343	106	12,617
25 (2013)		19,396		1,844	12,445	1,816	35,502	1,733	97	37,332
26 (2014)		30,008		2,262	14,684	1,282	48,236	2,710	95	51,041
27 (2015)		3		2,192	15,178	1,419	18,793	2,750	51	21,593
28 (2016)		5		1,745	8,004	861	10,615	2,907	49	13,571
29 (2017)		5,803		2,190	16,417	1,389	25,800	3,297	15	29,112
30 (2018)		4,003		1,896	11,626	1,156	18,680	3,300	15	21,996
令和 元 (2019)		4,301		3,208	17,498	1,176	26,183	3,421	15	29,619

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。  
 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。  
 注3 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。  
 注4 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。  
 注5 平成17(2005)年度以降の厚生年金勘定・国民年金の簿価ベースの運用益は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金（平成17(2005)年度は年金資金運用基金納付金）を加えたものを計上している。  
 注6 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、経過の長期経理の運用益を含む。

付属資料◆長期時系列表

運用利回りの推移

年度	厚生年金勘定	旧三共済			旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ産業					
昭和 40 (1965)	<6.37>	<6.38>	<6.79>	<6.69>	<7.47>	<6.38>	<6.65>	<7.16>	<6.20>
45 (1970)	<6.46>	<6.61>	<6.78>	<6.80>	<7.30>	<6.56>	<6.51>	<7.18>	<6.27>
50 (1975)	<6.93>	<7.27>	<7.04>	<6.91>	<8.01>	<6.92>	<6.62>	<7.57>	<6.44>
51 (1976)	<7.03>	<7.06>	<6.97>	<6.67>	<7.97>	<6.70>	<6.57>	<7.59>	<6.25>
52 (1977)	<7.13>	<7.12>	<7.13>	<6.91>	<7.81>	<6.75>	<6.52>	<7.45>	<6.19>
53 (1978)	<7.00>	<6.72>	<6.93>	<6.67>	<7.55>	<6.42>	<6.28>	<7.13>	<5.94>
54 (1979)	<6.88>	<6.81>	<6.81>	<6.78>	<7.45>	<6.44>	<6.32>	<7.08>	<5.84>
55 (1980)	<7.06>	<7.04>	<7.10>	<7.24>	<7.70>	<6.94>	<6.75>	<7.49>	<6.22>
56 (1981)	<7.25>	<6.80>	<6.46>	<7.09>	<7.76>	<6.81>	<6.68>	<7.54>	<6.93>
57 (1982)	<7.22>	<6.72>	<7.07>	<6.87>	<7.65>	<6.85>	<6.74>	<7.48>	<6.73>
58 (1983)	<7.20>	<6.78>	<7.67>	<6.85>	<7.78>	<6.91>	<6.77>	<7.49>	<6.64>
59 (1984)	<7.17>	<6.50>	<7.31>	<6.68>	<7.69>	<6.86>	<6.73>	<7.36>	<6.68>
60 (1985)	<7.16>	<7.13>	<7.19>	<7.20>	<7.62>	<6.87>	<6.70>	<7.28>	<7.06>
61 (1986)	<7.11>	<6.32>	<7.31>	<6.01>	<7.43>	<6.68>	<6.49>	<6.98>	<5.73>
62 (1987)	<6.77>	<5.76>	<6.69>	<8.06>	<7.13>	<6.49>	<6.13>	<6.74>	<5.72>
63 (1988)	<6.29>	<5.89>	<6.53>	<7.04>	<6.89>	<6.42>	<5.93>	<6.47>	<5.53>
平成 元 (1989)	<5.94>	<5.91>	<6.79>	<5.89>	<6.63>	<6.49>	<6.02>	<6.59>	<5.04>
2 (1990)	<5.90>	<6.28>	<6.24>	<7.38>	<6.39>	<6.46>	<6.30>	<6.40>	<5.20>
3 (1991)	<5.97>	<5.57>	<6.03>	<6.32>	<6.24>	<6.10>	<5.99>	<6.10>	<5.29>
4 (1992)	<5.82>	<5.13>	<5.59>	<5.70>	<5.82>	<5.89>	<5.57>	<5.69>	<5.53>
5 (1993)	<5.52>	<4.26>	<5.56>	<4.81>	<5.62>	<5.56>	<5.11>	<5.41>	<5.22>
6 (1994)	<5.34>	<3.69>	<5.36>	<4.14>	<5.03>	<5.19>	<4.51>	<4.82>	<5.11>
7 (1995)	<5.24>	<2.75>	<5.12>	<3.89>	<4.92>	<4.97>	<4.20>	<4.60>	<4.90>
8 (1996)	<4.99>	<6.97>	<7.24>	<3.48>	<4.23>	<4.82>	<3.74>	<4.03>	<4.56>
9 (1997)	<4.66>	・	・	・	<4.08>	<4.32>	<3.57>	<3.86>	<4.26>
10 (1998)	<4.15>	・	・	・	<3.69>	3.17 <3.44>	<3.24>	<3.66>	<3.94>
11 (1999)	<3.62>	・	・	・	<3.45>	3.80 <3.27>	<3.57>	<3.59>	<3.58>
12 (2000)	<3.22>	・	・	・	<3.55>	2.03 <3.01>	<2.61>	<2.99>	<2.98>
13 (2001)	1.99	・	・	・	<2.54>	1.56 <2.42>	<2.05>	<2.60>	1.29
14 (2002)	0.21	・	・	・	・	2.05 <2.45>	<1.77>	△0.28 <2.20>	△0.39
15 (2003)	4.91	・	・	・	・	3.84 <2.68>	4.83 <1.81>	2.61 <2.00>	4.78
16 (2004)	2.73	・	・	・	・	2.65 <2.35>	3.23 <1.98>	3.35 <1.79>	2.77
17 (2005)	6.82	・	・	・	・	5.36 <2.43>	8.44 <3.59>	5.78 <4.16>	6.88
18 (2006)	3.10	・	・	・	・	2.79 <3.02>	3.36 <4.02>	4.07 <3.76>	3.07
19 (2007)	△3.54	・	・	・	・	△0.53 <3.18>	△3.42 <3.02>	△2.81 <3.14>	△3.38
20 (2008)	△6.83	・	・	・	・	△3.89 <1.20>	△6.79 <0.85>	△7.62 <△0.23>	△7.29
21 (2009)	7.54	・	・	・	・	5.52 <1.50>	6.73 <1.05>	8.27 <△0.55>	7.48
22 (2010)	△0.26	・	・	・	・	1.21 <1.76>	△0.04 <1.06>	0.16 <0.86>	△0.25
23 (2011)	2.17	・	・	・	・	2.06 <1.63>	2.24 <0.83>	1.82 <1.05>	2.15
24 (2012)	9.57	・	・	・	・	5.10 <1.96>	8.90 <0.79>	9.17 <2.27>	9.52
25 (2013)	8.22	・	・	・	・	4.61 <2.41>	7.28 <3.42>	7.27 <5.36>	8.31
26 (2014)	11.61	・	・	・	・	7.45 <3.20>	9.62 <4.06>	8.96 <2.61>	11.79
27 (2015)	△3.63	・	・	・	・	△1.62 <1.76> 厚生年金保険経理 経過的長期経理 1.87 <1.06> 3.32 <3.71>	△2.26 <2.20> 長期経理 厚生年金保険経理 経過的長期経理 0.53 <1.67> 0.41 <2.11>	△2.34 <2.24> 長期経理 厚生年金保険経理 経過的長期経理 △0.79 <1.50> 0.79 <1.80>	△3.72
28 (2016)	5.47	・	・	・	・	3.71 <2.36> 2.96 <3.76>	4.75 <2.24> 4.93 <2.09>	5.76 <2.02> 3.63 <2.63>	5.63
29 (2017)	6.51	・	・	・	・	5.20 <3.42> 1.09 <1.92>	6.83 <4.42> 6.80 <4.45>	6.89 <3.37> 4.79 <3.97>	6.70
30 (2018)	1.43	・	・	・	・	1.65 <2.97> 1.15 <1.57>	1.27 <3.03> 1.14 <3.12>	1.35 <2.84> 1.11 <3.12>	1.46
令和 元 (2019)	△5.00	・	・	・	・	△4.63 <2.51> 0.42 <0.79>	△4.81 <3.08> △4.85 <3.06>	△4.69 <3.05> △2.59 <2.90>	△5.07

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注3 <>内は、繰上りである。  
 注4 国共済、地共済及び私学共済の運用利回りは、平成26(2014)年度までは長期経理の運用利回りであり、平成27(2015)年度は、上段は厚生年金保険経理の運用利回り（各々半年間の率）、下段右側は経過的長期経理の運用利回り（半年間の率）、平成28(2016)年度以降は、左側は厚生年金保険経理の運用利回り、右側は経過的長期経理の運用利回りである。  
 注5 平成28(2016)年度の私学共済の運用利回りは、厚生年金保険経理の値は、私学共済における被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算額に係る評価損益額を含めた運用損益に基づいて算出したものであり、経過的長期経理の値は当該評価損益額を控除した運用損益に基づいて算出したものである。  
 注6 国共済の平成27(2015)年度以降の時価ベースの運用利回りは、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の半年間の運用利回りである。

公的年金の給付費

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金		公的年金 制度全体
						国民年金勘定	基礎年金勘定	
平成 27 (2015)	234,398	13,800 (6,877)	39,070 (19,555)	2,665 (1,340)	289,932	7,311	209,349	506,592
28 (2016)	234,814	13,611	39,101	2,723	290,248	6,400	216,833	513,481
29 (2017)	236,669	13,280	38,066	2,757	290,772	5,541	224,089	520,403
30 (2018)	238,045	13,097	38,149	2,818	292,108	4,770	229,047	525,925
令和 元 (2019)	238,446	12,893	37,955	2,878	292,173	4,082	233,352	529,607

注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。  
 注2 国共済及び地共済では、基礎年金交付金の対象となる給付の一部が経過的長期経理から支出されているが、ここでは、これを公的年金の給付費に含めている。  
 注3 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。  
 注4 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度は、長期経理の給付費のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の給付費を加えたものである。また、( )内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の給付費である。

共済組合等の職域加算部分等を含む給付費の推移

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金		公的年金制度全体
								国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
昭和 40 (1965)	376	275	18	140	250	8	1,068	15	・	1,106
45 (1970)	1,545	685	60	452	968	26	3,737	151	・	3,960
50 (1975)	9,537	2,319	266	1,999	4,100	101	18,322	4,566	・	23,228
51 (1976)	13,651	3,010	368	2,593	5,512	135	25,269	7,110	・	32,832
52 (1977)	18,449	3,622	455	3,152	6,793	167	32,639	9,440	・	42,659
53 (1978)	22,705	4,229	530	3,726	8,028	195	39,412	11,463	・	51,575
54 (1979)	26,557	4,805	627	4,252	9,251	209	45,702	13,426	・	59,928
55 (1980)	32,515	5,452	721	4,831	10,648	233	54,400	15,763	・	71,143
56 (1981)	39,221	6,337	864	5,559	12,463	283	64,727	18,417	・	84,329
57 (1982)	44,886	7,257	1,011	6,272	14,427	335	74,188	20,691	・	96,231
58 (1983)	50,103	8,133	1,149	6,848	16,057	385	82,676	22,481	・	106,667
59 (1984)	55,281	8,831	1,280	7,552	17,938	441	91,321	24,245	・	117,276
60 (1985)	62,274	9,722	1,464	8,504	20,164	509	102,637	26,500	・	131,104
61 (1986)	76,209	9,801	1,575	8,816	20,466	604	117,470	29,137	4,521	151,128
62 (1987)	82,360	11,167	1,838	10,330	23,680	677	130,052	27,369	6,620	164,041
63 (1988)	87,683	11,358	1,984	11,028	25,151	736	137,941	29,286	7,779	175,006
平成 元 (1989)	96,284	11,602	2,188	11,950	27,120	823	149,967	30,713	9,401	190,082
2 (1990)	105,031	11,851	2,365	12,778	28,988	1,007	162,019	31,728	10,891	204,638
3 (1991)	113,230	12,101	2,568	13,530	30,987	1,126	173,542	32,650	13,549	219,740
4 (1992)	121,460	12,378	2,773	14,226	33,000	1,223	185,061	32,763	19,548	237,372
5 (1993)	129,055	12,500	2,927	14,740	34,486	1,309	195,018	32,343	25,968	253,329
6 (1994)	138,277	12,709	3,131	15,297	36,170	1,418	207,001	32,183	33,351	272,536
7 (1995)	150,413	13,040	3,376	16,005	38,176	1,538	222,547	32,193	41,695	296,435
8 (1996)	156,890	12,932	3,467	16,117	38,805	1,618	229,829	31,042	49,455	310,326
9 (1997)	172,895		3,567	16,240	39,376	1,694	233,772	29,783	57,690	321,245
10 (1998)	182,824		3,707	16,517	40,523	1,794	245,364	28,933	67,114	341,411
11 (1999)	187,364		3,774	16,608	41,177	1,864	250,787	27,781	76,146	354,715
12 (2000)	191,544		3,854	16,800	41,430	1,942	255,569	26,454	84,774	366,798
13 (2001)	196,228		3,916	16,867	42,005	2,023	261,039	25,133	93,633	379,805
14 (2002)		203,466		16,852	42,298	2,112	265,399	23,819	102,494	391,711
15 (2003)		208,140		16,849	42,618	2,185	269,792	22,293	110,735	402,821
16 (2004)		216,301		16,779	42,783	2,252	278,115	20,888	118,118	417,121
17 (2005)		220,794		16,693	42,915	2,310	282,712	19,527	126,386	428,625
18 (2006)		223,491		16,686	43,149	2,375	285,701	18,149	134,909	438,759
19 (2007)		224,059		16,734	43,503	2,441	286,736	16,862	144,618	448,217
20 (2008)		226,870		16,736	43,917	2,508	290,032	15,779	154,458	460,269
21 (2009)		238,467		16,775	44,694	2,579	302,515	14,773	164,269	481,557
22 (2010)		240,092		16,817	45,433	2,671	305,013	13,386	169,696	488,095
23 (2011)		237,342		16,665	45,710	2,718	302,434	11,884	174,356	488,675
24 (2012)		238,627		16,635	46,256	2,798	304,316	10,590	183,036	497,941
25 (2013)		237,814		16,216	45,574	2,867	302,470	9,410	192,703	504,583
26 (2014)		233,036		15,453	43,520	2,864	294,873	8,276	199,860	503,009
27 (2015)		234,398		15,422	44,049	2,963	296,832	7,311	209,349	513,492
28 (2016)		234,814		15,253	44,007	3,035	297,109	6,400	216,833	520,342
29 (2017)		236,669		14,909	43,370	3,080	298,027	5,541	224,089	527,658
30 (2018)		238,045		14,744	43,509	3,154	299,451	4,770	229,047	533,268
令和 元 (2019)		238,446		14,555	43,421	3,227	299,649	4,082	233,352	537,083

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。  
 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。  
 注3 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。  
 注4 昭和60(1985)年度以前の船員保険の年金給付費は厚生年金勘定及び被用者年金計には含まず、公的年金制度全体には含んでいる。  
 注5 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。  
 注6 国民年金勘定には昭和60年改正前の旧法国民年金の給付及び同改正後の新法国民年金の基礎年金以外の給付に要する費用を、基礎年金勘定には新法国民年金の基礎年金の給付に要する費用を、それぞれ計上している。  
 注7 平成14(2002)年度の公的年金制度全体には旧農林共済分を含めてあるため、各制度の合計と一致しない。  
 注8 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。  
 注9 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

付属資料◆長期時系列表

運用損益分を除いた単年度収支残

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金		公的年金制度全体
						国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	22,633 <△24,015>	△3,229 (△884)	△11,947 (△5,889)	△91 (94)	7,365 <△39,282>	△1,593	238	6,010 <△40,637>
28 (2016)	30,955 <△12,889>	△2,401	△6,922	128	21,761 <△22,083>	△3,064	△305	18,392 <△25,452>
29 (2017)	10,078 <△6,075>	△2,084	△644	251	7,600 <△8,553>	△3,414	△1,074	3,113 <△13,041>
30 (2018)	1,961 <△5,340>	△1,160	△3,466	362	△2,303 <△9,604>	△2,100	2,473	△1,931 <△9,231>
令和 元 (2019)	△986 <△1,944>	△1,596	△3,931	433	△6,079 <△7,038>	△1,790	3,911	△3,959 <△4,917>

- 注1 決算の収入から「運用収入」、厚生年金・国民年金の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。
- 注2 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
- 注3 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体の〈 〉内の額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。
- 注4 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済の額は、長期経理の運用損益分を除いた単年度収支残のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の運用損益分を除いた単年度収支残を加えたものである。また、( )内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の運用損益分を除いた単年度収支残である。
- 注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

共済組合等の職域加算部分等を含む財政収支状況における運用損益分を除いた単年度収支残の推移

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金		公的年金制度全体
								国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	17,492	150	△69	△363	5,239	390	22,839	3,606	285	26,730
8 (1996)	10,320	170	△221	△416	5,906	357	16,115	6,148	△1,038	21,225
9 (1997)	17,273		△274	△129	6,225	336	23,662	2,747	△1,559	24,850
10 (1998)	△1,363		△491	△300	4,468	217	2,529	1,503	△1,354	2,678
11 (1999)	△7,804		△559	△778	2,878	107	△6,155	1,717	△1,181	△5,619
12 (2000)	△22,288		△664	297	△168	△22	△22,845	698	136	△22,010
13 (2001)	△33,540		△874	△1,498	△112	△106	△36,130	△1,079	1,191	△36,018
14 (2002)	△28,064			△1,841	△1,478	△99	△31,975	△2,382	2,036	△32,322
15 (2003)	△26,264	<△61,229>		△2,093	△3,111	△192	△31,724 <△66,689>	△2,023	1,535	△32,212 <△67,177>
16 (2004)	△13,766	<△67,620>		△1,902	△5,141	△267	△21,089 <△74,944>	△2,750	121	△23,719 <△77,573>
17 (2005)	△71,123	<△105,690>		△1,521	△6,082	△252	△78,978 <△113,545>	△6,967	△1,430	△87,375 <△121,942>
18 (2006)	△48,853	<△55,653>		△2,031	△6,468	△228	△57,579 <△64,379>	△5,987	66	△63,500 <△70,300>
19 (2007)	△47,057	<△52,610>		△2,726	△7,409	△11	△57,203 <△62,755>	△6,196	1,184	△62,215 <△67,767>
20 (2008)	△48,148	<△51,633>		△3,457	△9,712	△232	△61,550 <△65,035>	△7,029	75	△68,504 <△71,990>
21 (2009)	△45,333	<△47,239>		△3,300	△10,036	△103	△58,772 <△60,678>	△2,254	2,963	△58,063 <△59,969>
22 (2010)	△63,044	<△63,137>		△3,266	△9,660	△282	△76,252 <△76,345>	2,388	5,553	△68,311 <△68,403>
23 (2011)	△50,867	<△51,786>		△3,665	△9,992	△285	△64,809 <△65,729>	△183	5,398	△59,594 <△60,513>
24 (2012)	△41,030	<△42,294>		△5,312	△11,593	△699	△58,633 <△59,898>	△5,043	△3,327	△67,003 <△68,268>
25 (2013)	△38,145	<△39,594>		△4,704	△13,725	△571	△57,146 <△58,595>	△3,739	△4,492	△65,376 <△66,825>
26 (2014)	△12,371	<△33,474>		△3,635	△11,506	△302	△27,814 <△48,917>	△1,820	2,005	△27,629 <△48,732>
27 (2015)	22,633	<△24,015>		△4,045	△12,283	△326	5,979 <△40,669>	△1,593	238	4,624 <△42,023>
28 (2016)	30,955	<△12,889>		△2,244	△12,837	△481	15,393 <△28,451>	△3,064	△305	12,024 <△31,820>
29 (2017)	10,078	<△6,075>		△2,754	△8,546	△368	△1,589 <△17,743>	△3,414	△1,074	△6,077 <△22,231>
30 (2018)	1,961	<△5,340>		△2,880	△8,362	△273	△9,554 <△16,854>	△2,100	2,473	△9,182 <△16,482>
令和 元 (2019)	△986	<△1,944>		△3,091	△9,027	△221	△13,324 <△14,283>	△1,790	3,911	△11,204 <△12,162>

- 注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。
- 注2 旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。
- 注3 決算の収入から「運用収入」、厚生年金勘定・国民年金の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。
- 注4 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
- 注5 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。
- 注6 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体の〈 〉内の額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。
- 注7 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。
- 注8 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済及び私学共済については、長期経理、厚生年金保険経理及び経過的長期経理を加えたものである。

公的年金の積立金(時価ベース)

年度末	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金		公的年金制度全体
						国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	1,339,311	71,552	195,697	20,652	1,627,212	87,768	32,181	1,747,161
28 (2016)	1,444,462	71,145	200,478	20,562	1,736,648	89,668	31,926	1,858,241
29 (2017)	1,549,035	72,687	213,577	22,219	1,857,518	92,210	30,867	1,980,595
30 (2018)	1,573,302	72,709	212,807	22,878	1,881,696	91,543	33,355	2,006,594
令和 元 (2019)	1,493,896	67,805	198,739	22,246	1,782,686	85,232	37,281	1,905,199

- 注1 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には厚生年金基金が代行している部分を含まない。
- 注2 厚生年金勘定・国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。
- 注3 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。
- 注4 国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の積立金である。

共済組合等の経過的長期経理の積立金を含む積立金（時価ベース）の推移

年度末	厚生年金勘定	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金		公的年金制度全体
							国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 10 (1998)			82,883						
11 (1999)			85,252						
12 (2000)			87,227						
13 (2001)	1,345,967		87,070				97,348	7,246	
14 (2002)	1,320,717		86,986	365,720	31,625	1,805,048	94,698	7,246	1,906,992
15 (2003)	1,359,151		88,175	379,605	32,242	1,859,173	97,160	7,246	1,963,580
16 (2004)	1,382,468		88,564	386,664	33,079	1,890,775	97,151	7,246	1,995,172
17 (2005)	1,403,465		91,690	412,945	34,730	1,942,829	96,766	7,246	2,046,842
18 (2006)	1,397,509		92,162	420,246	35,563	1,945,481	93,828	7,246	2,046,554
19 (2007)	1,301,810		88,958	398,579	34,328	1,823,675	84,674	7,246	1,915,595
20 (2008)	1,166,496		82,145	362,067	31,523	1,642,231	71,885	7,246	1,721,362
21 (2009)	1,207,568		83,230	376,161	33,963	1,700,922	75,079	7,246	1,783,247
22 (2010)	1,141,532		80,942	366,356	33,733	1,622,563	77,394	7,246	1,707,203
23 (2011)	1,114,990		78,895	364,506	34,055	1,592,446	79,025	7,246	1,678,717
24 (2012)	1,178,823		77,427	384,525	36,406	1,677,180	81,446	23,223	1,781,849
25 (2013)	1,236,139		76,150	398,265	38,472	1,749,026	84,492	29,793	1,863,310
26 (2014)	1,366,656		77,999	424,811	41,925	1,911,390	92,667	31,892	2,035,950
27 (2015)	1,339,311		78,239	405,464	40,727	1,863,740	87,768	32,181	1,983,689
28 (2016)	1,444,462		78,787	411,949	42,130	1,977,329	89,668	31,926	2,098,923
29 (2017)	1,549,035		79,740	431,465	44,202	2,104,441	92,210	30,867	2,227,518
30 (2018)	1,573,302		78,114	428,278	44,470	2,124,164	91,543	33,355	2,249,062
令和 元 (2019)	1,493,896		71,735	398,684	42,627	2,006,942	85,232	37,281	2,129,455

- 注1 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には厚生年金基金が代行している部分を含まない。  
 注3 厚生年金勘定・国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17(2005)年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。  
 注4 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。  
 注5 厚生年金勘定の平成13(2001)年度は旧農林年金を含まない。  
 注6 旧農林年金から厚生年金勘定へ、平成14(2002)年度に1.58兆円、15(2003)年度に0.03兆円が移換されている。また、厚生年金勘定には、平成15(2003)年度に3.50兆円、平成16(2004)年度に5.39兆円、平成17(2005)年度に3.46兆円、平成18(2006)年度に0.68兆円、平成19(2007)年度に0.56兆円、平成20(2008)年度に0.35兆円、平成21(2009)年度に0.19兆円、平成22(2010)年度に0.01兆円、平成23(2011)年度に0.09兆円、平成24(2012)年度に0.13兆円、平成25(2013)年度に0.14兆円、平成26(2014)年度に2.11兆円、平成27(2015)年度に4.66兆円、平成28(2016)年度に4.38兆円、平成29(2017)年度に1.62兆円、平成30(2018)年度0.73兆円、令和元(2019)年度0.10兆円の解散厚生年金基金等徴収金がある。  
 注7 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、共済組合等の経過的長期経理の積立金を含む。ここで、国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の積立金である。

公的年金の積立金（簿価ベース）

年度末	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金		公的年金制度全体
						国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	1,072,240	62,791	180,193	19,142	1,334,366	73,233	32,181	1,439,779
28 (2016)	1,103,321	61,271	179,817	18,437	1,362,846	73,186	31,926	1,467,958
29 (2017)	1,119,295	61,230	187,161	19,304	1,386,990	73,132	30,867	1,490,989
30 (2018)	1,125,431	61,846	189,308	20,211	1,396,796	74,437	33,355	1,504,588
令和 元 (2019)	1,128,931	61,766	191,149	21,255	1,403,101	76,142	37,281	1,516,524

- 注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には厚生年金基金が代行している部分を含まない。  
 注2 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

付属資料◆長期時系列表

共済組合等の経過的長期経理の積立金を含む積立金（簿価ベース）の推移

年度末	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金		公的年金制度全体
								国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
昭和 40 (1965)	14,414	2,104	418	2,716	3,329	186	23,168	1,946	.	25,114
45 (1970)	44,202	4,773	1,216	6,690	12,136	555	69,571	7,271	.	76,842
50 (1975)	122,869	9,602	3,074	14,545	34,215	1,606	185,911	18,147	.	204,058
51 (1976)	149,157	10,338	3,663	16,596	40,674	2,020	222,449	18,421	.	240,870
52 (1977)	179,740	10,852	4,299	18,834	48,231	2,497	264,453	18,466	.	282,918
53 (1978)	211,081	11,806	4,990	21,054	56,281	3,082	308,295	20,526	.	328,821
54 (1979)	243,519	12,643	5,716	23,529	64,935	3,807	354,149	23,596	.	377,744
55 (1980)	279,838	13,418	6,499	26,314	75,049	4,680	405,798	26,387	.	432,185
56 (1981)	322,796	14,394	7,408	28,992	85,458	5,660	464,709	28,093	.	492,802
57 (1982)	365,629	15,434	8,293	31,521	95,145	6,719	522,740	30,699	.	553,439
58 (1983)	409,416	16,583	9,185	34,030	105,410	7,867	582,491	29,276	.	611,767
59 (1984)	454,843	18,298	10,071	36,706	117,019	9,096	646,033	27,633	.	673,666
60 (1985)	507,828	17,663	10,910	40,303	131,140	10,407	718,251	25,939	.	744,190
61 (1986)	552,813	17,930	11,819	43,905	145,922	11,544	783,933	21,912	7,246	813,091
62 (1987)	599,638	17,597	12,583	47,037	159,070	12,695	848,620	26,197	7,246	882,063
63 (1988)	656,126	17,853	13,480	50,749	172,359	14,148	924,715	29,409	7,246	961,370
平成 元 (1989)	702,175	18,492	13,941	53,956	187,457	15,613	991,633	32,216	7,246	1,031,095
2 (1990)	768,605	19,271	14,763	57,408	204,859	17,100	1,082,006	36,317	7,246	1,125,569
3 (1991)	839,970	20,205	15,593	60,529	222,455	18,624	1,177,377	43,572	7,246	1,228,195
4 (1992)	911,340	20,979	16,406	63,608	239,749	20,082	1,272,165	51,275	7,246	1,330,686
5 (1993)	978,705	21,751	17,243	66,587	256,125	21,509	1,361,920	58,468	7,246	1,427,634
6 (1994)	1,045,318	22,653	17,871	69,593	271,622	22,822	1,449,879	63,712	7,246	1,520,837
7 (1995)	1,118,111	23,475	18,677	72,693	288,406	24,268	1,545,630	69,516	7,246	1,622,392
8 (1996)	1,184,579	25,007	19,236	75,782	305,220	25,611	1,635,435	78,493	7,246	1,721,175
9 (1997)	1,257,560	.	19,737	78,942	322,455	26,943	1,705,637	84,683	7,246	1,797,566
10 (1998)	1,308,446	.	19,961	81,337	337,358	28,150	1,775,251	89,619	7,246	1,872,117
11 (1999)	1,347,988	.	20,079	83,189	352,346	29,270	1,832,872	94,617	7,246	1,934,735
12 (2000)	1,368,804	.	20,113	85,951	361,507	30,123	1,866,498	98,208	7,246	1,971,952
13 (2001)	1,373,934	.	19,746	86,500	369,267	30,800	1,880,246	99,490	7,246	1,986,982
14 (2002)	1,377,023	.	.	86,747	374,658	31,368	1,869,796	99,108	7,246	1,976,150
15 (2003)	1,374,110	.	.	86,938	378,297	31,802	1,871,147	98,612	7,246	1,977,004
16 (2004)	1,376,619	.	.	87,034	380,619	32,102	1,876,374	96,991	7,246	1,980,611
17 (2005)	1,324,020	.	.	87,580	388,082	33,180	1,832,862	91,514	7,246	1,931,622
18 (2006)	1,300,980	.	.	88,137	397,071	33,834	1,820,022	87,660	7,246	1,914,928
19 (2007)	1,270,568	.	.	88,142	401,527	34,677	1,794,914	82,692	7,246	1,884,852
20 (2008)	1,240,188	.	.	85,711	395,200	34,366	1,755,465	76,920	7,246	1,839,631
21 (2009)	1,195,052	.	.	83,658	389,255	34,073	1,702,038	74,822	7,246	1,784,106
22 (2010)	1,134,604	.	.	81,822	383,658	34,083	1,634,167	77,333	7,246	1,718,746
23 (2011)	1,085,263	.	.	79,451	376,816	34,156	1,575,686	77,318	7,246	1,660,250
24 (2012)	1,050,354	.	.	75,627	368,159	34,224	1,528,364	72,789	23,223	1,624,376
25 (2013)	1,031,737	.	.	72,676	366,803	35,463	1,506,680	70,945	29,793	1,607,418
26 (2014)	1,049,500	.	.	71,285	369,938	36,428	1,527,152	71,965	31,892	1,631,009
27 (2015)	1,072,240	.	.	69,363	372,738	37,521	1,551,862	73,233	32,181	1,657,276
28 (2016)	1,103,321	.	.	68,804	367,822	37,902	1,577,848	73,186	31,926	1,682,960
29 (2017)	1,119,295	.	.	68,231	375,579	38,923	1,602,029	73,132	30,867	1,706,028
30 (2018)	1,125,431	.	.	67,225	378,715	39,806	1,611,178	74,437	33,355	1,718,969
令和 元 (2019)	1,128,931	.	.	65,687	381,238	40,761	1,616,617	76,142	37,281	1,730,040

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注3 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には厚生年金基金が代行している部分を含まない。  
 注4 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。  
 注5 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体の昭和60(1985)年度以前は旧船員保険を含まない。  
 注6 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。  
 注7 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、共済組合等の経過的長期経理の積立金を含む。

基礎年金等給付費、特別国庫負担額、基礎年金拠出金単価、基礎年金拠出金算定対象者数等の推移《確定値ベース》

年度	基礎年金等給付費 ①	特別国庫負担額 ②	保険料・拠出金算定対象額 ①-②	基礎年金拠出金単価 (①-②)/③/12	基礎年金拠出金算定対象者数							
					合計 ③	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
(西暦)	億円	億円	億円	円	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成 7 (1995)	109,779	4,914	104,865	14,111	61,928	41,259	731	640	1,571	4,385	481	12,860
8 (1996)	115,772	4,907	110,865	14,972	61,709	41,149	719	630	1,554	4,341	480	12,836
9 (1997)	121,639	4,889	116,751	15,765	61,713	42,232		615	1,557	4,343	482	12,485
10 (1998)	129,066	4,942	124,124	16,988	60,887	41,691		600	1,542	4,310	483	12,261
11 (1999)	135,656	4,869	130,787	18,024	60,469	41,149		592	1,539	4,291	484	12,413
12 (2000)	142,140	4,833	137,307	19,149	59,753	40,747		582	1,553	4,224	485	12,162
13 (2001)	148,173	4,918	143,255	20,149	59,249	40,356		571	1,538	4,172	486	12,126
14 (2002)	154,563	4,910	149,653	21,450	58,142	40,006		(565)	1,521	4,132	489	11,994
15 (2003)	159,559	4,868	154,692	22,239	57,965		40,038		1,502	4,086	494	11,845
16 (2004)	163,886	4,842	159,044	22,924	57,816		40,102		1,486	4,026	500	11,702
17 (2005)	169,246	4,830	164,416	22,986	59,606		41,766		1,519	4,097	523	11,701
18 (2006)	174,536	4,674	169,862	24,626	57,480		40,604		1,455	3,916	516	10,990
19 (2007)	181,499	4,625	176,874	25,731	57,283		41,075		1,434	3,836	519	10,419
20 (2008)	188,821	4,756	184,065	27,057	56,690		40,994		1,421	3,748	522	10,005
21 (2009)	197,400	3,402	193,998	29,212	55,342		40,204		1,412	3,675	523	9,528
22 (2010)	199,701	3,300	196,401	29,947	54,651		39,970		1,399	3,615	527	9,141
23 (2011)	200,615	3,233	197,382	30,587	53,777		39,588		1,396	3,555	531	8,708
24 (2012)	206,258	3,242	203,015	31,301	54,049		39,725		1,390	3,528	542	8,865
25 (2013)	213,421	3,274	210,147	32,737	53,494		39,432		1,356	3,451	539	8,716
26 (2014)	218,294	3,285	215,008	33,146	54,056		40,251		1,368	3,452	552	8,434
27 (2015)	225,320	3,353	221,967	34,198	54,089		40,747		1,362	3,424	560	7,996
28 (2016)	230,370	3,414	226,956	34,870	54,239		41,471		1,353	3,394	568	7,453
29 (2017)	235,566	3,574	231,993	35,509	54,445		42,213		1,340	3,363	576	6,953
30 (2018)	238,692	3,721	234,971	35,805	54,688		42,606		1,328	3,327	581	6,846
令和 元 (2019)	241,402	3,799	237,602	36,194	54,706		42,849		1,315	3,305	586	6,651

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。  
 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。  
 注3 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。  
 注4 ( ) 内は、旧農林年金が納付する額を算定するため人数換算された拠出金算定対象者数であり、厚生年金勘定の内数である。  
 注5 平成17(2005)年度は第3号被保険者の特例届出の措置が講じられたため、拠出金算定対象者数が1,472千人増加している。  
 注6 基礎年金勘定の積立金については、平成27(2015)年度から平成36(2024)年度までの各年度において基礎年金拠出金の軽減に充てられており、この軽減後の基礎年金拠出金単価は、平成27(2015)年度は国民年金で34,075円、被用者年金で33,931円、平成28(2016)年度は国民年金で34,747円、被用者年金で34,606円、平成29(2017)年度は国民年金で35,390円、被用者年金で35,253円、平成30(2018)年度は国民年金で35,686円、被用者年金で35,551円、令和元(2019)年度は国民年金で36,075円、被用者年金で35,940円である。

付属資料◆長期時系列表

基礎年金拠出金の推移《確定値ベース》（特別国庫負担分を除く）

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	69,866	1,239	1,084	2,660	7,425	815	83,089	21,777	104,865
8 (1996)	73,927	1,292	1,131	2,792	7,800	862	87,804	23,061	110,865
9 (1997)	79,669		1,164	2,945	8,216	912	93,132	23,619	116,751
10 (1998)	84,991		1,224	3,144	8,786	984	99,129	24,995	124,124
11 (1999)	89,002		1,281	3,329	9,280	1,047	103,939	26,848	130,787
12 (2000)	93,633		1,338	3,569	9,705	1,116	109,361	27,946	137,307
13 (2001)	97,575		1,380	3,719	10,088	1,175	113,937	29,319	143,255
14 (2002)		102,730		3,915	10,635	1,259	118,780	30,873	149,653
15 (2003)		106,850		4,009	10,905	1,319	123,082	31,610	154,692
16 (2004)		110,314		4,087	11,074	1,376	126,852	32,192	159,044
17 (2005)		115,207		4,190	11,300	1,443	132,139	32,276	164,416
18 (2006)		119,991		4,300	11,571	1,524	137,385	32,477	169,862
19 (2007)		126,829		4,428	11,844	1,602	144,702	32,172	176,874
20 (2008)		133,101		4,613	12,170	1,694	151,578	32,486	184,065
21 (2009)		140,933		4,949	12,881	1,835	160,598	33,400	193,998
22 (2010)		143,640		5,027	12,991	1,894	163,552	32,849	196,401
23 (2011)		145,302		5,122	13,047	1,950	165,421	31,961	197,382
24 (2012)		149,213		5,219	13,250	2,035	169,717	33,298	203,015
25 (2013)		154,907		5,327	13,558	2,116	175,908	34,239	210,147
26 (2014)		160,096		5,441	13,731	2,194	181,462	33,546	215,008
27 (2015)		165,914 <167,216> (1,302)		5,544 <5,587> (44)	13,943 <14,053> (109)	2,281 <2,299> (18)	187,682 <189,155> (1,473)	32,695 <32,813> (118)	220,377 <221,967> (1,591)
28 (2016)		172,215 <173,529> (1,313)		5,617 <5,660> (43)	14,093 <14,201> (107)	2,361 <2,379> (18)	194,287 <195,769> (1,482)	31,078 <31,188> (109)	225,365 <226,956> (1,591)
29 (2017)		178,576 <179,872> (1,296)		5,670 <5,712> (41)	14,226 <14,330> (103)	2,436 <2,454> (18)	200,909 <202,367> (1,458)	29,526 <29,626> (99)	230,435 <231,993> (1,557)
30 (2018)		181,759 <183,059> (1,300)		5,666 <5,707> (41)	14,194 <14,295> (102)	2,481 <2,498> (18)	204,099 <205,559> (1,460)	29,315 <29,413> (97)	233,414 <234,971> (1,557)
令和 元 (2019)		184,801 <186,105> (1,304)		5,670 <5,710> (40)	14,254 <14,354> (101)	2,527 <2,545> (18)	207,252 <208,714> (1,462)	28,794 <28,888> (95)	236,045 <237,602> (1,557)

- 注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。
- 注2 旧農林共済（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。
- 注3 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。
- 注4 平成9(1997)年度の厚生年金計及び公的年金制度全体の額は、旧三共済の存続組合等が平成9(1997)年2月分、3月分の給付に係る負担分として納付する額（226億円）を含む。同様に、平成14(2002)年度の額は旧農林年金分（242億円）を含む。
- 注5 平成27(2015)年度以降の基礎年金拠出金の額は、基礎年金勘定の積立金（昭和61年4月前に国民年金へ任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金収入及びその運用収入）による基礎年金拠出金の軽減後の額である。なお、<>内の額は軽減前の額であり、（ ）内の額は軽減額である。



基礎年金交付金の推移《確定値ベース》

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	25,986	2,347	615	2,167	5,206	297	36,619	31,507	68,126
8 (1996)	25,392	2,416	605	2,187	5,158	287	36,045	30,319	66,364
9 (1997)	26,451		587	2,184	5,079	276	34,977	29,018	63,995
10 (1998)	25,804		577	2,178	5,033	265	33,857	28,132	61,989
11 (1999)	24,750		562	2,128	4,916	253	32,610	26,941	59,551
12 (2000)	24,234		547	2,077	4,724	239	31,822	25,588	57,410
13 (2001)	23,059		527	2,004	4,509	228	30,328	24,251	54,579
14 (2002)		22,638		1,925	4,325	218	29,193	22,916	52,110
15 (2003)		21,428		1,825	4,026	204	27,484	21,378	48,862
16 (2004)		20,145		1,729	3,770	192	25,836	19,957	45,793
17 (2005)		18,923		1,638	3,563	180	24,304	18,583	42,887
18 (2006)		17,395		1,543	3,350	168	22,455	17,197	39,653
19 (2007)		16,241		1,438	3,181	147	21,007	15,896	36,903
20 (2008)		15,178		1,344	2,963	135	19,620	14,766	34,385
21 (2009)		15,244		1,247	2,781	123	19,395	13,765	33,160
22 (2010)		13,864		1,150	2,559	112	17,685	12,358	30,043
23 (2011)		11,971		1,049	2,323	100	15,443	10,855	26,298
24 (2012)		10,551		950	2,094	89	13,684	9,564	23,248
25 (2013)		9,472		875	1,943	78	12,368	8,378	20,746
26 (2014)		8,743		757	1,649	67	11,215	7,246	18,461
27 (2015)		7,513		678	1,464	58	9,713	6,286	15,999
28 (2016)		6,235		605	1,287	50	8,177	5,384	13,561
29 (2017)		5,280		526	1,114	44	6,964	4,537	11,501
30 (2018)		4,477		454	956	37	5,924	3,778	9,702
令和 元 (2019)		3,771		390	814	31	5,006	3,106	8,112

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注3 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注4 平成9(1997)年度の厚生年金計及び公的年金制度全体の額は、旧三共済の平成9(1997)年2月分、3月分の給付に係る基礎年金交付金の確定値（410億円）を含む。同様に、平成14(2002)年度の額は旧農林年金分（87億円）を含む。

厚生年金拠出金《確定値ベース》

年度	国共済	地共済	私学共済	計
(西暦)	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	5,390	15,862	1,541	22,793
28 (2016)	10,757	30,870	3,096	44,723
29 (2017)	10,646	30,751	3,092	44,488
30 (2018)	10,675	31,026	3,153	44,854
令和 元 (2019)	10,643	31,108	3,237	44,987

注 平成27(2015)年度は、被用者年金一元化後の半年分の額である。

厚生年金交付金《確定値ベース》

年度	国共済	地共済	私学共済	計
(西暦)	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	5,397	16,952	1,303	23,653
28 (2016)	10,875	32,746	2,658	46,278
29 (2017)	10,780	32,698	2,700	46,178
30 (2018)	10,815	33,148	2,768	46,731
令和 元 (2019)	10,820	33,465	2,836	47,121

注 平成27(2015)年度は、被用者年金一元化後の半年分の額である。

(4) 公的年金各制度の収支状況

年度	保険料	国庫負担	運用損益	基礎年金 拠出金収入	厚生年金 拠出金収入	積立金 拠出金収入	歳入 調整交付金	財政等 調整交付金	制度間 調整交付金	拠出金より 受取金	その他収入 等	合計	支出				収支差	年度末積立金			
													基礎年金 拠出金	厚生年金 拠出金	積立金 拠出金	その他支出			合計		
昭和45(1970)	747,945	27,812	<249,612>	•	•	•	•	•	•	•	7,993	<1,033,282>	154,470	•	•	•	12,699	167,168	<866,194>	<4,420,194>	
50(1975)	2,201,975	158,883	<750,997>	•	•	•	•	•	•	•	25,115	<3,136,360>	953,739	•	•	35,106	985,845	<2,148,115>	<12,286,886>		
51(1976)	2,857,255	233,032	<923,535>	•	•	•	•	•	•	•	37,400	<4,040,829>	1,365,141	•	•	43,198	1,408,340	<2,632,489>	<14,915,679>		
52(1977)	3,458,246	338,261	<1,131,505>	•	•	•	•	•	•	•	31,422	<4,959,433>	1,944,897	•	•	50,187	1,995,084	<3,964,349>	<17,973,679>		
53(1978)	3,717,578	398,723	<1,321,542>	•	•	•	•	•	•	•	38,308	<5,476,151>	2,270,519	•	•	68,220	2,338,739	<3,137,413>	<21,108,090>		
54(1979)	3,988,005	442,656	<1,511,268>	•	•	•	•	•	•	•	40,084	<6,992,013>	2,655,665	•	•	79,542	2,735,206	<4,256,807>	<24,351,864>		
55(1980)	4,700,738	546,602	<1,784,624>	•	•	•	•	•	•	•	38,584	<8,070,548>	3,251,460	•	•	185,171	3,436,631	<4,633,917>	<27,983,796>		
56(1981)	5,627,462	648,525	<2,108,510>	•	•	•	•	•	•	•	40,208	<9,424,060>	3,922,132	•	•	204,876	4,127,008	<5,297,058>	<32,279,649>		
57(1982)	6,598,708	546,854	<2,399,465>	•	•	•	•	•	•	•	48,557	<10,986,784>	4,488,567	•	•	216,495	4,705,062	<6,281,722>	<36,562,874>		
58(1983)	6,290,589	595,170	<3,692,425>	•	•	•	•	•	•	•	38,220	<9,616,473>	5,010,347	•	•	226,189	5,236,537	<4,379,936>	<40,941,635>		
59(1984)	6,576,374	726,694	<3,992,147>	•	•	•	•	•	•	•	38,791	<10,334,007>	5,528,113	•	•	261,418	5,789,531	<4,544,476>	<48,484,260>		
60(1985)	7,505,307	913,528	<3,329,443>	•	•	•	•	•	•	•	46,325	<11,794,003>	6,227,415	•	•	263,767	6,491,182	<5,302,821>	<56,782,832>		
61(1986)	8,601,773	1,587,985	<3,641,042>	•	•	•	•	•	•	•	61,649	<16,338,763>	7,020,876	•	•	277,231	7,300,106	<9,038,657>	<65,281,343>		
62(1987)	8,914,246	1,648,572	<3,787,679>	2,137,812	•	•	•	•	•	•	66,429	<16,549,737>	8,236,025	3,730,979	•	•	259,706	8,226,710	<8,323,028>	<69,963,820>	
63(1988)	9,450,493	1,945,926	<3,826,824>	1,945,926	•	•	•	•	•	•	23,955	<18,209,660>	8,768,319	3,596,800	•	•	195,535	8,963,854	<9,318,031>	<79,321,751>	
平成元(1989)	10,490,903	1,694,259	<3,915,945>	1,819,436	•	•	•	•	•	•	23,495	<17,944,129>	9,028,359	3,563,797	•	•	147,335	9,175,694	<8,768,435>	<87,090,146>	
2(1990)	13,050,062	2,144,172	<4,215,187>	2,212,160	•	•	•	•	•	•	24,296	<24,028,023>	10,503,693	4,264,604	•	•	160,137	10,415,242	<13,612,781>	<100,702,931>	
3(1991)	14,214,107	2,373,857	<4,605,221>	2,292,094	•	•	•	•	•	•	24,710	<28,513,863>	11,322,974	4,940,410	•	•	179,802	11,502,776	<16,981,087>	<118,883,940>	
4(1992)	14,955,011	2,605,962	<4,955,417>	2,506,962	•	•	•	•	•	•	25,761	<31,661,907>	12,146,047	5,510,192	•	•	191,253	12,337,294	<19,324,613>	<137,218,553>	
5(1993)	15,347,047	2,837,695	<5,077,151>	2,679,277	•	•	•	•	•	•	27,785	<32,987,629>	12,905,548	6,021,073	•	•	7,095,387	13,600,935	<19,386,714>	<156,105,267>	
6(1994)	16,339,065	2,979,058	<5,282,117>	2,509,286	•	•	•	•	•	•	27,503	<34,720,872>	13,827,699	6,317,128	•	•	7,890,478	14,618,177	<20,102,704>	<174,218,071>	
7(1995)	18,693,282	2,829,544	<5,526,757>	2,568,888	•	•	•	•	•	•	28,363	<38,070,841>	15,044,282	7,015,433	•	•	8,474,774	16,519,056	<21,551,785>	<195,169,816>	
8(1996)	20,363,023	2,516,904	<5,606,092>	2,549,117	•	•	•	•	•	•	27,785	<40,423,933>	15,689,026	7,411,965	•	•	9,294,866	16,984,891	<23,439,042>	<219,508,858>	
9(1997)	20,688,173	2,714,454	<5,563,690>	2,549,336	27,333	•	•	•	•	•	27,635	<38,164,890>	17,289,477	7,717,293	•	•	539,531	17,828,828	<20,336,035>	<241,244,893>	
10(1998)	20,615,075	2,830,224	<5,246,408>	2,495,195	32,717	•	•	•	•	•	27,635	<32,105,363>	18,282,367	8,314,427	•	•	93,002	18,377,369	<13,728,024>	<255,073,117>	
11(1999)	20,209,855	3,620,619	<4,728,594>	2,300,640	32,717	•	•	•	•	•	27,518	<31,875,253>	18,736,443	8,223,469	•	•	339,562	19,065,911	<12,809,246>	<267,882,363>	
12(2000)	20,651,217	3,720,886	<4,306,657>	1,957,355	32,717	•	•	•	•	•	28,080	<30,688,629>	19,154,366	9,127,240	•	•	339,424	19,493,784	<11,194,845>	<278,977,208>	
13(2001)	19,935,967	3,818,383	<2,654,098>	3,860,789	32,717	•	•	•	•	•	26,082	<28,581,916>	23,788,557	19,622,708	9,904,796	•	•	354,226	20,078,984	<7,502,934>	<286,480,143>
14(2002)	20,202,368	4,003,622	<2,713,118>	3,107,991	1,424,025	•	•	•	•	•	25,806	<26,654,472>	23,388,483	20,346,570	9,836,099	•	•	345,088	23,733,571	<3,120,901>	<299,601,044>
15(2003)	19,242,334	4,014,519	<2,492,198>	2,288,443	1,392,064	37,250	•	•	•	•	25,895	<25,236,945>	23,104,005	10,296,964	•	•	327,569	10,623,534	<14,613,411>	<304,114,555>	
16(2004)	19,458,700	4,279,206	<3,660,356>	1,612,515	1,606,021	38,322	•	•	•	•	20,751	<34,928,543>	21,630,135	10,787,387	•	•	194,291	10,981,678	<23,946,865>	<313,351,320>	
17(2005)	20,039,023	4,539,450	<3,189,311>	1,829,809	1,947,361	38,392	•	•	•	•	27,518	<35,463,069>	23,573,967	12,079,444	11,285,096	•	•	4,244,212	12,523,260	<23,939,799>	<337,291,019>
18(2006)	20,983,461	4,828,547	<2,276,975>	2,570,759	1,998,917	38,462	•	•	•	•	26,082	<37,207,862>	23,499,647	12,349,101	11,285,096	•	•	126,018	12,469,118	<25,438,744>	<362,729,763>
19(2007)	21,969,025	4,655,882	<1,870,488>	1,658,217	1,883,214	34,692	•	•	•	•	25,806	<36,554,288>	22,408,950	12,623,269	•	•	116,102	12,745,371	<23,808,912>	<386,538,675>	
20(2008)	22,699,021	5,432,309	<1,768,240>	1,879,726	32,841	•	•	•	•	•	687,236	<36,928,292>	22,665,018	13,316,102	•	•	104,572	13,420,674	<23,507,618>	<400,046,293>	
21(2009)	22,240,913	7,798,304	<8,625,807>	1,993,543	26,880	•	•	•	•	•	190,548	<46,628,967>	23,846,744	14,817,637	•	•	116,929	14,934,566	<31,694,301>	<431,360,604>	
22(2010)	22,718,243	8,332,554	<2,531,848>	1,882,550	27,972	•	•	•	•	•	9,252	<40,846,863>	24,009,229	15,988,026	•	•	117,829	16,106,855	<24,740,008>	<456,100,612>	
23(2011)	23,469,880	8,499,225	<2,420,081>	1,963,895	28,440	•	•	•	•	•	388,656	<42,657,874>	24,378,062	15,900,193	•	•	112,943	16,087,136	<8,560,876>	<464,661,537>	
24(2012)	24,154,039	8,655,302	<10,470,674>	1,596,453	1,750,680	75,123	•	•	•	•	126,438	<49,034,245>	23,104,021	14,800,625	•	•	101,733	14,908,358	<34,155,887>	<498,717,414>	
25(2013)	25,047,243	8,305,804	<9,532,893>	1,939,616	1,100,467	76,104	•	•	•	•	271,221	<56,898,037>	23,244,761	15,031,044	•	•	107,276	15,138,320	<41,759,717>	<540,277,131>	
26(2014)	26,316,617	8,769,018	<14,276,713>	3,000,782	674,862	54,935	•	•	•	•	244,717	<62,888,829>	24,313,438	16,129,006	•	•	117,170	16,246,176	<46,642,653>	<607,040,146>	
27(2015)	27,839,178	9,229,379	<15,008,137>	3,046,677	677,723	23,289	•	•	•	•	259,520	<69,155,965>	24,646,426	16,949,541	•	•	128,495	17,074,721	<52,081,244>	<659,021,370>	
28(2016)	29,475,377	9,245,778	<7,407,589>	3,738,793	•	•	•	•	•	•	75,727	<76,162,669>	24,755,533	17,266,436	4,785,470	•	•	130,238	17,405,669	<58,676,001>	<717,427,141>
29(2017)	30,944,065	9,481,945	<9,440,126>	4,580,890	•	•	•	•	•	•	206,203	<86,871,265>	24,666,851	17,866,966	17,866,966	•	•	147,091	18,013,857	<68,663,384>	<886,410,986>
30(2018)	31,928,747	9,798,768	<2,213,333>	4,430,013	•	•	•	•	•	•	131,198	<89,795,820>	24,982,750	18,698,807	4,696,281	•	•				

2. 船員保険

年度	収 入					支 出			収支残	年度末 積立金
	保険料	国庫負担	利息及び 配 当 金	その他収入	合計	給付費	その他支出	合計		
(西暦)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
昭和 45 (1970)	18,951	1,373	5,931	0	26,255	7,232	28	7,260	21,978	110,757
46 (1971)	22,974	1,498	7,467	0	31,938	8,173	26	8,199	28,305	138,940
47 (1972)	26,860	1,829	9,127	0	37,816	9,736	29	9,765	31,633	169,933
48 (1973)	32,060	2,565	11,273	0	45,898	13,375	31	13,406	36,825	206,379
49 (1974)	44,197	5,421	13,762	144	63,525	25,568	271	25,839	38,696	244,563
50 (1975)	48,148	7,125	16,534	237	72,044	33,935	517	34,452	33,111	276,919
51 (1976)	59,195	9,163	19,079	458	87,896	45,332	138	45,470	36,168	312,964
52 (1977)	68,183	12,613	21,719	347	102,862	58,017	340	58,356	38,867	351,534
53 (1978)	69,262	15,301	23,823	758	109,144	70,023	162	70,185	27,050	378,208
54 (1979)	69,623	18,830	24,480	420	113,353	80,029	1,271	81,299	20,768	397,485
55 (1980)	76,831	22,286	26,224	1,506	126,847	97,999	3,023	101,023	15,182	410,679
56 (1981)	87,346	26,795	27,869	2,096	144,106	118,503	3,193	121,696	17,966	426,886
57 (1982)	89,484	27,324	28,198	365	145,370	135,213	1,233	136,446	11,119	437,123
58 (1983)	88,977	32,989	28,164	…	…	151,032	…	…	…	436,807
59 (1984)	88,307	40,974	27,183	…	…	171,041	…	…	…	426,898
60 (1985)	89,108	3,014	25,521	…	…	196,725	…	…	…	394,223

- 注1 収入・支出の両方に災害補償相当分を含む。  
 注2 収支残及び年度末積立金は船員保険特別会計としての額である。  
 注3 船員保険の年金部門は昭和61(1986)年4月に厚生年金に統合された。  
 注4 簿価ベースの数値である。



【長期経理】

年度 (昭和)	収						入						出						収支残	年度末 積立金
	拠出保険料収入等		利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	財政調整 拠出金収入	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	年金保険者 拠出金	制度間調整 拠出金	長期財政 調整拠出金	財政調整 拠出金	その他 支出	合計				
	掛金 (本人負担)	負担金																		
昭和45(1970)	26,391	51,480	24,735	•	•	•	3,754	106,360	27,407	•	•	•	•	•	19	27,427	78,933	486,456		
50(1975)	66,747	150,459	61,279	•	•	•	7,394	285,879	129,212	•	•	•	•	•	128	129,340	156,540	1,101,314		
51(1976)	74,084	183,912	72,468	•	•	•	7,274	337,738	167,370	•	•	•	•	•	247	167,617	170,122	1,271,532		
52(1977)	81,005	220,268	84,332	•	•	•	8,219	393,824	204,908	•	•	•	•	•	166	205,074	188,751	1,460,422		
53(1978)	85,362	248,644	94,389	•	•	•	7,252	435,647	245,534	•	•	•	•	•	519	246,052	189,595	1,650,282		
54(1979)	94,678	285,030	108,105	•	•	•	7,454	495,267	283,382	•	•	•	•	•	1,004	284,387	210,880	1,861,267		
55(1980)	105,607	312,826	130,214	•	•	•	8,969	557,616	325,279	•	•	•	•	•	856	326,134	231,481	2,092,909		
56(1981)	112,007	338,344	143,129	•	•	•	8,883	602,362	376,787	•	•	•	•	•	475	377,262	225,100	2,318,209		
57(1982)	113,854	356,313	158,908	•	•	•	10,019	639,094	426,831	•	•	•	•	•	462	427,293	211,802	2,530,257		
58(1983)	117,107	379,637	174,559	•	•	•	10,308	681,611	468,357	•	•	•	•	•	313	468,670	212,941	2,743,451		
59(1984)	184,195	476,733	188,980	•	•	•	10,895	860,803	525,646	•	•	•	•	•	89,116	614,762	246,041	2,989,804		
60(1985)	248,108	567,912	201,367	•	•	•	11,768	1,029,156	616,588	•	•	•	•	•	48,137	697,748	331,408	3,321,437		
61(1986)	248,158	797,299	254,024	74,504	294,240	•	30,946	1,404,930	881,553	129,533	•	•	•	•	185	1,045,285	359,645	4,390,496		
62(1987)	251,158	878,618	263,948	115,581	174,417	•	29,394	1,538,700	1,033,012	158,421	•	•	•	•	130	1,226,596	312,104	4,703,705		
63(1988)	256,225	983,225	275,399	133,458	186,811	325,525	2,282	2,273,707	1,422,625	206,185	•	•	•	•	366	1,311,750	368,889	5,074,874		
64(1989)	291,879	958,759	301,049	136,925	193,584	345,161	2,557	2,342,025	1,474,022	217,012	•	•	•	•	3,925	2,044,120	297,905	6,658,657		
元(1990)	335,453	964,511	349,076	158,031	206,438	374,427	1,957	2,447,472	1,529,708	234,374	•	•	•	•	3,950	1,407,673	320,218	5,395,551		
3(1991)	349,080	988,442	349,716	174,417	218,843	413,976	1,823	2,592,442	1,600,454	262,396	•	•	•	•	3,695	1,684,679	344,726	5,740,766		
4(1992)	361,769	1,041,046	356,275	186,811	220,861	453,892	1,860	2,653,842	1,611,680	273,272	•	•	•	•	4,104	2,344,948	308,894	7,578,211		
5(1993)	373,163	1,073,415	354,145	193,584	219,366	104,053	1,789	2,334,630	1,624,037	284,760	•	•	•	•	3,542	1,965,877	307,830	6,360,752		
6(1994)	399,121	1,119,272	346,257	206,438	220,127	17,706	1,773	2,223,339	1,651,671	307,463	•	•	•	•	4,511	1,983,879	239,461	8,133,689		
7(1995)	451,781	1,159,673	346,347	218,843	215,639	5,188	1,538	2,187,241	1,660,777	328,846	•	•	•	•	4,682	2,002,020	185,221	8,318,911		
8(1996)	471,275	1,155,437	350,518	220,861	218,843	•	1,458,289	2,316,753	1,680,029	353,454	•	•	•	•	4,569	2,040,579	276,174	8,595,085		
9(1997)	489,180	1,191,324	328,917	219,366	220,861	•	1,982	2,111,698	1,686,720	360,813	•	•	•	•	6,723	2,056,783	54,915	8,649,999		
10(1998)	492,401	1,218,502	272,830	220,127	219,366	•	2,317	2,095,567	1,685,208	371,894	•	•	•	•	11,537	2,070,888	24,678	8,674,678		
11(1999)	496,403	1,201,851	266,622	215,639	217,706	•	2,331	2,106,412	1,684,915	389,812	•	•	•	•	8,644	2,087,332	19,081	8,693,759		
12(2000)	509,192	1,204,083	249,858	208,331	215,639	•	2,571	2,123,384	1,677,860	419,213	•	•	•	•	13,926	2,113,788	9,596	8,703,354		
13(2001)	511,292	1,188,683	210,393	199,347	215,639	•	2,871	2,184,464	1,669,280	420,135	•	•	•	•	37,373	2,129,868	54,596	8,757,951		
14(2002)	505,336	1,177,559	216,862	193,492	215,639	•	2,996	2,152,057	1,668,638	420,968	•	•	•	•	3,546	2,096,261	55,796	8,813,746		
15(2003)	510,656	1,174,389	235,755	183,281	215,639	•	2,331	2,106,412	1,684,915	389,812	•	•	•	•	7,541	2,125,275	437	8,814,184		
16(2004)	509,821	1,156,354	210,947	172,862	215,639	•	2,571	2,123,384	1,677,860	419,213	•	•	•	•	70,171	2,195,762	△243,100	8,571,084		
17(2005)	512,913	1,145,135	242,287	164,015	215,639	•	2,871	2,184,464	1,669,280	420,135	•	•	•	•	27,731	2,189,079	△205,318	8,365,766		
18(2006)	515,619	1,136,788	260,666	155,206	215,639	•	2,996	2,152,057	1,668,638	420,968	•	•	•	•	28,206	2,244,763	△183,534	8,182,232		
19(2007)	516,513	1,119,900	278,922	144,622	215,639	•	3,311	2,125,712	1,673,370	441,681	•	•	•	•	25,854	2,258,994	△237,162	7,945,069		
20(2008)	520,838	1,050,884	171,190	135,019	215,639	•	3,347	1,952,663	1,673,624	449,289	•	•	•	•	70,171	2,195,762	△243,100	8,571,084		
21(2009)	515,323	1,099,354	150,848	126,068	215,639	•	3,749	1,983,761	1,677,506	481,072	•	•	•	•	27,731	2,189,079	△205,318	8,365,766		
22(2010)	513,612	1,212,849	169,515	112,981	215,639	•	4,051	2,061,229	1,681,727	532,536	•	•	•	•	28,206	2,244,763	△183,534	8,182,232		
23(2011)	525,624	1,225,890	153,423	103,067	215,639	•	4,122	2,021,832	1,666,466	564,412	•	•	•	•	25,854	2,258,994	△237,162	7,945,069		
24(2012)	517,908	1,140,160	163,538	89,855	215,639	•	4,714	1,916,175	1,663,498	551,305	•	•	•	•	29,644	2,298,511	△382,336	7,562,734		
25(2013)	526,386	1,106,630	184,419	85,207	215,639	•	3,776	1,906,418	1,621,579	543,100	•	•	•	•	21,459	2,201,534	△295,116	7,267,618		
26(2014)	561,840	1,109,634	226,249	75,016	215,639	•	3,419	1,976,158	1,545,342	554,442	•	•	•	•	68,921	2,115,227	△139,069	7,128,548		
27(2015)	283,023	554,618	123,777	35,519	215,639	•	1,737	998,674	773,748	301,576	•	•	•	•	3,429	1,137,790	△139,116	•		

注1 昭和59(1984)年4月に郵政共済組合が加入した。  
 注2 平成12(2000)年度のその他収入には旧地方事務官移管金(1,436億円)を含む。  
 注3 簿価ベースの数値である。

附属資料◆長期時系列表

(2) 郵政省共済組合

年度	取 入						支 出			収支残	年度末 積立金
	拠出保険料収入等			利息及び 配当金	その他 取 入	合 計	給付費	その他 支 出	合 計		
	掛 金 (本人負担)	負担金	計								
(西暦)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
昭和 45 (1970)	9,543	21,373	30,916	11,209	47	42,172	17,806	8	17,813	24,359	182,561
46 (1971)	11,029	26,623	37,652	12,834	67	50,553	21,935	8	21,943	28,611	211,176
47 (1972)	12,458	29,922	42,380	13,956	32	56,368	26,934	6	26,940	29,428	241,036
48 (1973)	14,384	36,631	51,015	16,849	75	67,939	34,525	7	34,532	33,407	274,456
49 (1974)	18,981	48,376	67,358	22,504	96	89,957	49,053	7	49,059	40,898	315,368
50 (1975)	21,957	62,054	84,011	24,314	124	108,449	70,653	9	70,663	37,786	353,172
51 (1976)	23,566	77,030	100,597	25,875	200	126,672	91,916	11	91,926	34,745	388,103
52 (1977)	25,389	89,632	115,021	27,741	2,368	145,130	110,274	12	110,286	34,844	422,987
53 (1978)	26,323	103,902	130,225	28,281	622	159,128	127,067	8	127,075	32,053	455,096
54 (1979)	29,990	115,934	145,923	31,634	765	178,323	141,866	10	141,876	36,447	491,588
55 (1980)	35,227	129,533	164,761	39,102	822	204,684	157,798	18	157,816	46,868	538,487
56 (1981)	38,656	140,472	179,128	40,692	1,742	221,563	179,096	12	179,108	42,454	581,018
57 (1982)	40,750	149,616	190,366	42,872	7,926	241,164	200,344	44	200,387	40,777	621,855
58 (1983)	41,721	159,543	201,264	45,175	7,645	254,083	216,432	25	216,457	37,627	659,558
59 (1984)	19	112,939	112,958	45,466	92,247	250,670	229,522	44	229,566	21,105	680,780
60 (1985)	23	164,492	164,515	46,190	50,864	261,569	233,803	57	233,861	27,709	708,842

注1 郵政省共済組合は昭和59(1984)年4月に国家公務員共済組合連合会に加入した。  
 注2 簿価ベースの数値である。

4. 公共企業体職員等共済組合  
(1) 合 計

年度 (西暦)	支出保険料収入等			収 入								支 出						年度末 積立金												
	掛金 (本人負担)	負担金	百万円	利息及び 配当金	百万円	基礎年金 交付金	百万円	制度間調整 交付金	百万円	長期財政 調整交付金	百万円	その他 収入	百万円	合 計	百万円	給付費	百万円		基礎年金 拠出金	百万円	制度間調整 拠出金	百万円	長期財政 調整拠出金	百万円	その他 支出	百万円	合 計	百万円	収支残	百万円
昭和 45 (1970)	27,951	81,439	27,018									1,793	138,201	68,529											188	68,717	69,485	477,254		
46 (1971)	32,914	96,469	31,942									2,132	163,456	82,380											226	82,606	80,850	558,563		
47 (1972)	37,169	111,227	37,044									2,866	188,306	97,238											282	97,520	90,785	650,135		
48 (1973)	43,101	131,565	41,771									2,919	219,356	122,238											327	122,565	96,792	747,022		
49 (1974)	55,525	172,693	52,031									4,237	284,486	167,565											426	167,991	116,495	863,781		
50 (1975)	63,587	201,554	58,027									5,680	328,848	231,908											669	232,577	96,271	960,202		
51 (1976)	73,367	233,619	62,117									6,064	375,167	300,991											689	301,680	73,487	1,033,848		
52 (1977)	79,290	261,125	66,662									7,070	414,147	362,234											722	362,956	51,191	1,085,236		
53 (1978)	90,050	348,396	72,436									7,996	518,879	422,873											786	423,659	95,219	1,180,610		
54 (1979)	92,563	384,906	78,316									9,090	564,875	480,532											879	481,411	83,465	1,264,337		
55 (1980)	95,195	430,602	87,130									10,581	623,508	545,212											968	546,180	77,328	1,341,812		
56 (1981)	112,700	515,228	91,722									12,489	732,139	633,689											1,124	634,813	97,326	1,439,390		
57 (1982)	117,204	599,739	100,319									13,505	830,767	725,739											1,339	727,078	103,689	1,543,416		
58 (1983)	120,781	682,732	111,240									14,653	929,407	813,327											1,508	814,835	114,572	1,658,302		
59 (1984)	137,066	787,620	115,903									15,503	1,056,093	883,054											1,661	884,715	171,377	1,829,822		
60 (1985)	149,665	795,154	127,603									17,088	1,106,129	972,222											1,800	983,390	122,738	1,766,327		
61 (1986)	136,704	738,711	117,795			45,599						34,195	1,094,132	980,106											1,962	1,064,729	26,403	1,793,030		
62 (1987)	127,235	819,254	103,478			67,563						47,770	1,183,254	1,116,736											1,875	1,214,912	△31,659	1,759,679		
63 (1988)	130,613	847,666	99,306			103,417						61,373	1,261,771	1,135,818											1,842	1,231,475	30,295	1,785,309		
平成 元 (1989)	144,045	858,445	103,703			117,354						72,489	1,315,656	1,160,207											1,846	1,249,784	65,872	1,849,239		
2 (1990)	163,823	840,105	96,489			127,669						8,000	1,451,936	1,185,088											2,010	1,372,573	79,363	1,927,126		
3 (1991)	172,430	835,208	115,142			150,283						8,000	1,532,792	1,210,143											3,317	1,439,373	93,419	2,020,545		
4 (1992)	178,003	833,754	110,769			170,250						8,000	1,566,875	1,237,848											2,062	1,489,474	77,401	2,097,946		
5 (1993)	181,978	846,537	111,609			191,406						4,000	1,592,763	1,249,957											2,181	1,515,591	77,171	2,175,117		
6 (1994)	190,364	855,693	110,129			215,040						4,000	1,646,418	1,270,910											2,073	1,556,259	90,159	2,265,277		
7 (1995)	210,380	888,679	106,735			237,204						349	1,700,279	1,303,999											2,123	1,618,084	82,195	2,347,472		
8 (1996)	217,501	879,746	169,332			244,494						2,000	1,787,075	1,293,206											5,096	1,633,835	153,240	2,500,712		

注1 公共企業体職員等共済組合は昭和59(1984)年4月に国家公務員共済組合に統合された。  
 注2 昭和59(1984)年度以降は、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこの各共済組合の合計を計上した。  
 注3 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。  
 注4 簿価ベースの数値である。

(2) 日本鉄道共済組合

年度	収 入										支 出					年度末 積立金
	拠出(保険料)収入等		利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	長期財政 調整交付金	その他 収入	合 計	給付費	基礎年金 拠出金	制度間調整 拠出金	その他 支出	合 計	収支残		
	掛金 (本人負担)	負担金													百万円	
昭和 45 (1970)	17,797	54,864	15,515	•	•	•	0	88,176	53,431	•	•	11	53,442	34,734	259,342	
46 (1971)	20,875	64,706	17,966	•	•	•	0	103,547	64,195	•	•	10	64,205	39,343	298,782	
47 (1972)	23,133	74,043	20,625	•	•	•	0	117,802	75,955	•	•	9	75,964	41,838	340,709	
48 (1973)	26,346	86,984	23,252	•	•	•	2	136,583	95,356	•	•	17	95,373	41,210	382,010	
49 (1974)	33,332	113,414	29,198	•	•	•	26	175,969	131,486	•	•	33	131,519	44,450	426,570	
50 (1975)	37,759	132,290	30,696	•	•	•	4	200,749	182,931	•	•	42	182,972	17,777	444,492	
51 (1976)	43,922	155,512	30,182	•	•	•	0	229,615	238,394	•	•	72	238,466	△8,851	435,795	
52 (1977)	46,973	175,092	28,927	•	•	•	0	250,992	287,292	•	•	51	287,343	△36,351	399,634	
53 (1978)	56,148	257,781	30,998	•	•	•	0	344,927	336,559	•	•	73	336,632	8,296	408,082	
54 (1979)	57,050	286,017	32,613	•	•	•	0	375,680	382,949	•	•	73	383,022	△7,342	400,990	
55 (1980)	58,197	324,467	34,148	•	•	•	0	416,813	433,529	•	•	91	433,621	△16,808	384,313	
56 (1981)	69,368	395,967	34,214	•	•	•	0	499,549	503,951	•	•	136	504,087	△4,538	380,007	
57 (1982)	71,688	468,939	34,039	•	•	•	0	574,666	575,342	•	•	180	575,522	△856	379,461	
58 (1983)	74,476	541,451	34,563	•	•	•	0	650,491	642,819	•	•	152	642,972	7,519	387,270	
59 (1984)	83,126	622,745	35,806	•	•	•	0	741,676	691,055	•	•	176	691,231	50,446	437,846	
60 (1985)	82,834	599,857	36,944	•	•	•	0	736,723	755,060	•	•	142	755,202	△18,478	419,587	
61 (1986)	71,482	550,352	34,012	33,431	•	•	846	724,317	751,262	35,946	•	133	787,340	△63,023	356,820	
62 (1987)	59,766	620,593	21,533	52,458	•	•	256	802,375	846,992	40,287	•	31	887,309	△84,934	270,128	
63 (1988)	60,543	637,542	18,838	79,638	•	•	63	857,996	847,574	34,156	•	11	881,741	△23,745	240,814	
平成 元 (1989)	62,922	632,984	17,223	88,925	•	•	59	874,602	845,469	28,775	•	8	874,252	351	238,801	
2 (1990)	71,094	599,461	11,512	94,963	135,200	•	54	920,284	848,504	35,208	39,367	0	923,079	△2,795	234,473	
3 (1991)	76,683	591,935	11,300	111,375	168,025	8,000	127	967,443	854,762	38,666	53,025	1,133	947,636	19,807	254,280	
4 (1992)	80,838	585,989	11,387	129,119	173,807	8,000	143	989,283	864,372	42,954	58,807	11	966,143	23,139	277,420	
5 (1993)	83,976	592,597	10,578	145,385	159,201	4,000	159	995,896	865,296	46,096	62,201	41	973,634	22,282	299,682	
6 (1994)	86,513	599,603	10,557	164,945	164,331	4,000	337	1,030,287	872,893	48,079	67,331	16	988,319	41,967	341,649	
7 (1995)	92,683	615,472	8,751	183,994	136,602	2,000	258	1,039,761	885,598	52,538	74,602	17	1,012,756	27,005	368,654	
8 (1996)	94,133	601,037	26,393	190,411	143,796	2,000	368	1,058,138	873,700	56,321	81,796	115	1,011,933	46,206	414,860	

注1 日本鉄道共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 簿価ベースの数値である。



(3) 日本電信電話共済組合

年度	収 入										支 出						収支残	年度末 積立金
	拠出保険料収入等		利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	その他 収入	合 計	給付費	基礎年金 拠出金	制度間調整 拠出金	長期財政 調整拠出金	その他 支出	合 計					
	掛 金 (本人負担)	負担金																
昭和 45 (1970)	8,726	22,384	9,364	•	•	1,704	42,177	11,836	•	•	•	177	12,013	30,164	182,602			
46 (1971)	10,429	26,865	11,538	•	•	2,028	50,859	14,206	•	•	•	214	14,420	36,439	219,402			
47 (1972)	12,240	31,532	13,692	•	•	2,743	60,208	16,567	•	•	•	265	16,831	43,377	263,473			
48 (1973)	14,672	37,796	15,410	•	•	2,811	70,690	20,928	•	•	•	305	21,233	49,457	312,933			
49 (1974)	19,521	50,287	19,223	•	•	4,062	93,093	27,972	•	•	•	391	28,364	64,730	377,815			
50 (1975)	22,782	58,689	23,143	•	•	5,598	110,213	37,851	•	•	•	624	38,476	71,738	449,554			
51 (1976)	26,018	66,128	27,414	•	•	6,016	125,576	48,306	•	•	•	577	48,883	76,692	526,251			
52 (1977)	28,629	72,765	32,807	•	•	6,881	141,083	58,008	•	•	•	606	58,614	82,469	608,723			
53 (1978)	30,068	76,422	36,301	•	•	7,913	150,703	66,894	•	•	•	684	67,577	83,126	691,850			
54 (1979)	31,559	83,800	40,206	•	•	9,078	164,643	75,676	•	•	•	804	76,480	88,163	780,024			
55 (1980)	33,004	90,327	46,987	•	•	10,574	180,893	87,070	•	•	•	876	87,946	92,946	872,983			
56 (1981)	38,314	100,063	51,219	•	•	12,470	202,066	101,452	•	•	•	988	102,440	99,627	972,622			
57 (1982)	40,335	109,844	60,058	•	•	13,473	223,710	118,073	•	•	•	1,158	119,231	104,480	1,077,126			
58 (1983)	41,166	116,769	70,233	•	•	14,593	242,762	134,637	•	•	•	1,335	135,972	106,790	1,183,931			
59 (1984)	47,756	137,786	73,703	•	•	15,457	274,701	153,184	•	•	•	1,423	154,607	120,094	1,304,035			
60 (1985)	59,177	156,314	83,665	•	•	16,556	315,711	174,288	•	•	8,455	1,574	184,316	131,395	1,262,258			
61 (1986)	57,993	152,116	78,273	9,268	•	17,248	314,898	185,333	33,544	•	8,708	1,688	229,273	85,625	1,347,917			
62 (1987)	60,415	159,499	74,574	11,096	•	17,651	323,236	218,115	42,050	•	8,969	1,823	270,957	52,279	1,400,217			
63 (1988)	63,052	171,213	74,051	18,901	•	19,296	346,513	234,512	45,381	•	9,238	1,819	290,950	55,563	1,456,671			
平成 元 (1989)	73,218	187,065	81,337	22,376	•	19,533	383,530	257,210	44,320	•	9,515	1,839	312,883	70,647	1,527,702			
2 (1990)	84,074	200,309	78,535	26,423	53,270	18,497	461,107	275,597	45,959	55,249	—	2,010	378,815	82,292	1,610,033			
3 (1991)	86,519	203,080	98,305	31,383	72,127	45	491,459	293,194	47,963	74,526	—	2,055	417,738	73,720	1,683,753			
4 (1992)	87,444	208,195	94,460	32,549	79,892	59	502,599	310,535	52,274	82,285	—	1,988	447,082	55,516	1,739,270			
5 (1993)	88,044	212,780	96,879	36,659	85,124	97	519,583	321,265	53,895	87,120	—	2,077	464,357	55,226	1,794,496			
6 (1994)	93,360	214,464	96,003	39,954	93,064	54	536,900	333,430	57,799	95,014	—	1,989	488,233	48,668	1,843,163			
7 (1995)	106,080	230,408	94,675	42,381	103,916	81	577,540	352,088	63,061	105,173	—	2,084	522,405	55,135	1,898,298			
8 (1996)	111,591	236,046	139,984	43,100	114,306	71	645,099	353,528	64,080	115,599	—	4,967	538,174	106,924	2,005,223			

注1 日本電信電話共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 簿価ベースの数値である。

(4) 日本たばこ産業共済組合

年度	収 入						支 出						収支残	年度末 積立金	
	拠出保険料収入等		利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	制度間調整 拠出金	長期財政 調整拠出金	その他 支出			合計
	掛金 (本人負担)	負担金													
昭和 45 (1970)	1,429	4,191	2,139	•	•	89	7,848	3,261	•	•	•	0	3,261	4,586	35,310
46 (1971)	1,610	4,898	2,438	•	•	104	9,050	3,979	•	•	•	3	3,982	5,068	40,380
47 (1972)	1,795	5,653	2,726	•	•	123	10,296	4,717	•	•	•	8	4,725	5,571	45,953
48 (1973)	2,083	6,785	3,108	•	•	106	12,083	5,953	•	•	•	5	5,959	6,124	52,079
49 (1974)	2,673	8,992	3,611	•	•	149	15,424	8,107	•	•	•	2	8,109	7,316	59,396
50 (1975)	3,046	10,575	4,188	•	•	77	17,886	11,126	•	•	•	3	11,129	6,756	66,156
51 (1976)	3,428	11,979	4,522	•	•	47	19,976	14,291	•	•	•	40	14,331	5,645	71,803
52 (1977)	3,687	13,267	4,928	•	•	189	22,073	16,934	•	•	•	65	16,999	5,073	76,878
53 (1978)	3,835	14,193	5,137	•	•	84	23,248	19,421	•	•	•	30	19,450	3,798	80,678
54 (1979)	3,954	15,089	5,497	•	•	12	24,553	21,907	•	•	•	2	21,909	2,643	83,323
55 (1980)	3,994	15,807	5,995	•	•	7	25,803	24,612	•	•	•	0	24,613	1,190	84,516
56 (1981)	5,017	19,198	6,290	•	•	19	30,524	28,286	•	•	•	0	28,286	2,238	86,761
57 (1982)	5,181	20,955	6,222	•	•	32	32,391	32,324	•	•	•	2	32,325	66	86,829
58 (1983)	5,138	24,512	6,444	•	•	60	36,154	35,870	•	•	•	21	35,891	263	87,100
59 (1984)	6,184	27,090	6,394	•	•	47	39,715	38,815	•	•	•	63	38,878	837	87,941
60 (1985)	7,654	38,984	6,994	•	•	62	53,694	42,875	•	•	913	85	43,872	9,822	84,482
61 (1986)	7,229	36,244	5,510	2,900	•	33	51,917	43,511	3,523	•	940	141	48,115	3,801	88,293
62 (1987)	7,054	39,162	7,372	4,009	•	46	57,642	51,629	4,027	•	969	21	56,646	996	89,333
63 (1988)	7,018	38,911	6,417	4,879	•	36	57,262	53,732	4,043	•	998	12	58,785	△1,523	87,825
平成 元 (1989)	7,905	38,395	5,143	6,053	•	28	57,524	57,529	4,092	•	1,028	0	62,649	△5,125	82,737
2 (1990)	8,655	40,335	6,443	6,283	8,800	29	70,545	60,987	4,200	5,491	—	0	70,678	△134	82,620
3 (1991)	9,228	40,194	5,537	7,525	11,392	14	73,891	62,188	4,337	7,395	—	78	73,998	△108	82,512
4 (1992)	9,721	39,570	4,922	8,582	12,190	8	74,994	62,940	5,044	8,202	—	63	76,249	△1,255	81,257
5 (1993)	9,958	41,161	4,152	9,362	12,638	13	77,284	63,396	5,466	8,675	—	63	77,601	△317	80,940
6 (1994)	10,490	41,625	3,569	10,141	13,392	14	79,231	64,587	5,662	9,391	—	67	79,707	△475	80,464
7 (1995)	11,617	42,799	3,309	10,829	14,415	10	82,978	66,313	6,183	10,405	—	22	82,923	55	80,520
8 (1996)	11,777	42,662	2,954	10,984	15,408	53	83,838	65,977	6,330	11,408	—	13	83,728	110	80,630

注1 日本たばこ産業共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 簿価ベースの数値である。

5. 地方公務員共済組合

【厚生年金保険経理】

年度 (西暦)	収入				支出				収支残	年度末 積立金							
	保険料	国庫・ 公経済負担	追加費用	運用損益	基礎年金 交付金	厚生年金 交付金	財政調整 拠出金収入	その他 収入			合計	給付費	基礎年金 拠出金	厚生年金 拠出金	財政調整 拠出金	その他 支出	合計
平成 27 (2015)	1,599,215	377,828	1,422	104,047 <305,985>	77,921	1,659,764	3,459	1,365	3,832,897 <4,026,955>	1,955,520	727,501	1,623,802	—	10,930	4,317,753	△484,855 <△290,794>	19,569,688 <18,019,277>
28 (2016)	3,200,268	701,298	406,737	910,186 <398,654>	127,957	3,392,831	54,351	2,745	8,800,496 <8,284,841>	3,910,059	1,454,440	3,207,192	—	10,830	8,582,520	217,977 <△297,678>	20,047,808 <17,981,742>
29 (2017)	3,273,510	703,686	455,094	1,374,360 <798,808>	104,483	3,404,193	80,317	276,099	9,671,771 <9,066,189>	3,806,462	1,393,365	3,133,100	—	28,832	8,361,859	1,309,912 <734,331>	21,357,721 <18,716,072>
30 (2018)	3,347,637	710,613	392,705	269,635 <567,673>	94,384	3,312,431	104,035	2,318	8,240,068 <8,531,798>	3,814,709	1,398,533	3,089,636	—	14,190	8,317,068	△77,000 <214,730>	21,280,721 <18,930,802>
令和 元 (2019)	3,377,090	745,137	366,144	△1,013,776 <583,180>	89,588	3,231,562	106,583	2,116	6,910,472 <8,501,400>	3,795,455	1,454,062	3,053,656	—	14,133	8,317,306	△1,406,894 <184,094>	19,873,887 <19,114,896>

注1 時価ベースの年度末積立金は包括信託内の未収収益を含めた時価総額を計上している。  
注2 <>内は、簿価ベースである。

【経過的長期経理】

年度 (西暦)	収入				支出				収支残	年度末 積立金					
	事業主負担	国庫・ 公経済負担	追加費用	運用損益	基礎年金 交付金	厚生年金 交付金	財政調整 拠出金収入	その他 収入			合計	給付費	基礎年金 拠出金	厚生年金 拠出金	財政調整 拠出金
平成 27 (2015)	2,617	—	0	86,793 <405,322>	—	5,808	97,483	413,747	247,975	251,453	△153,970	<162,293>	20,976,678	<19,254,502>	20,976,678 <19,254,502>
28 (2016)	3,505	—	49,561	1,022,118 <401,740>	—	1,846	1,081,158	<456,652>	490,629	159,942	430,587	<△193,919>	21,147,122	<18,800,440>	21,147,122 <18,800,440>
29 (2017)	2,123	—	58,115	1,431,848 <842,922>	116	22,612	1,526,151	<925,889>	530,506	353,970	641,675	<41,412>	21,788,797	<18,841,852>	21,788,797 <18,841,852>
30 (2018)	1,944	—	44,974	247,856 <594,902>	161	318	301,706	<642,299>	536,202	7,203	△241,699	<98,894>	21,547,098	<18,940,746>	21,547,098 <18,940,746>
令和 元 (2019)	2,074	—	35,061	△1,012,940 <583,339>	81	590	△999,539	<621,204>	546,659	6,388	553,047	△1,552,866	<68,157>	19,994,512	<19,006,904>

注1 時価ベースの運用損益は、正味運用損益（運用損益から有価証券売却損等の費用を減じた収益額）に年度末積立金額の評価損益の増減分を加算して推計した参考値である。同様に、時価ベースの収支残は、年度末積立金額の評価損益の増減分を加算して算出した参考値である。  
注2 <>内は、簿価ベースである。

付属資料◆長期時系列表

【長期経理】

年度	収入										支出						収支残	年度末 積立金
	掛金 (本人負担)	拠出金 負担金	拠出金 負担金	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	財政調整 拠出金収入	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	年金保険者 拠出金	制度間調整 拠出金	財政調整 拠出金	その他 支出	合計			
																百万円		
昭和45(1970)	87,376	182,046	1,874	66,962	•	•	441	338,699	96,806	•	•	•	•	•	97,629	241,070	1,213,586	
50(1975)	253,029	555,531	2,797	197,907	•	•	1,974	1,011,238	410,026	•	•	•	•	1,351	599,861	3,421,490		
51(1976)	278,830	674,441	4,247	235,900	•	•	972	1,194,390	551,176	•	•	•	•	1,336	641,881	4,067,430		
52(1977)	305,525	844,453	5,615	278,347	•	•	1,712	1,435,652	679,325	•	•	•	•	1,560	680,885	4,823,062		
53(1978)	326,004	954,579	5,723	321,224	•	•	2,206	1,609,737	804,649	•	•	•	•	1,893	804,649	5,628,126		
54(1979)	356,256	1,054,427	6,419	374,067	•	•	836	1,792,005	925,132	•	•	•	•	1,748	926,880	6,493,473		
55(1980)	411,153	1,203,174	7,634	454,103	•	•	1,402	2,077,465	1,064,816	•	•	•	•	1,480	1,066,296	7,504,886		
56(1981)	439,879	1,321,411	8,426	517,685	•	•	1,098	2,288,498	1,246,320	•	•	•	•	1,496	1,247,816	8,545,817		
57(1982)	445,689	1,369,328	8,492	588,127	•	•	1,132	2,412,768	1,442,689	•	•	•	•	1,385	1,444,075	9,514,461		
58(1983)	459,345	1,507,095	8,514	656,400	•	•	1,694	2,633,048	1,605,698	•	•	•	•	985	1,606,684	10,541,019		
59(1984)	536,713	1,686,457	8,176	787,500	•	•	1,533	3,020,378	1,793,778	•	•	•	•	1,146	1,794,924	11,701,904		
60(1985)	680,817	1,931,357	7,916	807,386	•	•	14,990	3,442,467	2,016,399	•	•	•	•	13,863	2,030,263	13,113,980		
61(1986)	701,288	2,093,391	7,803	872,616	199,461	•	23,890	3,898,448	2,046,634	357,538	•	•	•	16,741	2,420,913	14,592,179		
62(1987)	716,581	2,186,200	7,106	905,332	296,242	•	25,068	4,136,529	2,367,990	437,956	•	•	•	15,844	2,821,790	15,907,036		
63(1988)	734,110	2,328,591	7,615	951,781	273,873	•	27,378	4,323,348	2,515,087	463,764	•	•	•	15,526	2,994,378	17,235,898		
平成元(1989)	824,406	2,547,882	7,286	1,049,141	249,536	•	26,650	4,704,902	2,712,037	462,413	•	•	•	20,798	3,195,248	18,745,724		
2(1990)	1,002,836	2,578,089	6,992	1,179,703	368,622	•	27,067	5,163,309	2,898,758	486,359	•	17,975	•	20,527	3,423,618	20,485,949		
3(1991)	1,047,759	2,620,552	6,755	1,240,998	424,511	•	8,516	5,409,093	3,098,659	526,974	•	21,599	•	2,567	3,649,799	22,245,465		
4(1992)	1,086,673	2,823,406	6,536	1,248,995	462,893	•	8,925	5,637,429	3,299,999	584,263	•	21,590	•	2,492	3,908,344	23,974,902		
5(1993)	1,119,817	2,899,617	6,294	1,228,493	462,351	•	12,158	5,728,729	3,448,572	622,423	•	18,245	•	2,102	4,091,342	25,612,458		
6(1994)	1,201,192	3,008,220	•	1,160,026	473,611	•	10,156	5,853,205	3,616,974	665,187	•	18,188	•	3,406	4,303,755	27,162,201		
7(1995)	1,360,370	3,199,456	•	1,154,270	527,577	•	3,915	6,245,588	3,817,568	735,103	•	11,817	•	2,963	4,567,451	28,840,558		
8(1996)	1,408,046	3,310,441	•	1,090,983	537,066	•	3,377	6,349,913	3,880,497	772,787	•	11,811	•	3,213	4,668,308	30,522,019		
9(1997)	1,473,163	3,390,803	•	1,100,889	520,826	•	3,454	6,489,134	3,937,609	802,125	19,750	1,987	•	4,283	4,765,753	31,242,483		
10(1998)	1,487,724	3,379,887	•	1,053,483	503,467	•	3,491	6,428,052	4,052,290	855,753	23,528	•	•	6,489	4,938,061	33,735,760		
11(1999)	1,496,501	3,356,694	•	1,210,895	495,581	•	3,744	6,563,416	4,117,695	914,453	23,528	•	•	9,024	5,064,700	35,234,559		
12(2000)	1,484,459	3,313,927	•	932,812	479,621	•	5,785	6,216,604	4,142,973	970,302	23,528	•	•	163,788	5,300,592	36,150,657		
13(2001)	1,483,454	3,310,036	•	787,165	454,478	•	3,380	6,038,513	4,200,502	986,094	23,528	•	•	52,414	5,262,539	36,926,665		
14(2002)	1,474,098	3,249,410	•	686,954	424,928	•	8,094	5,843,484	4,229,753	1,010,753	19,788	•	•	44,968	5,304,362	37,465,805		
15(2003)	1,471,785	3,161,261	•	699,988	394,630	•	3,107	5,730,771	4,261,828	1,055,670	18,782	•	•	30,581	5,366,860	37,829,707		
16(2004)	1,478,755	3,120,805	•	753,371	391,007	•	3,994	5,747,932	4,278,282	1,123,499	28,705	•	•	14,445	5,515,759	38,061,885		
17(2005)	1,498,023	3,084,338	•	1,360,355	371,781	•	3,507	6,318,004	4,291,509	1,122,556	27,539	•	•	117,243	5,571,641	38,808,249		
18(2006)	1,509,883	3,051,564	•	1,564,510	334,234	•	3,580	6,463,772	4,314,901	1,115,598	27,224	•	•	26,119	5,564,923	39,707,096		
19(2007)	1,514,337	3,043,559	•	1,196,646	311,915	•	4,364	6,070,820	4,350,254	1,168,716	24,608	•	•	19,164	5,625,185	44,535,021		
20(2008)	1,505,541	2,920,738	•	524,206	291,172	•	9,976	5,251,633	4,391,733	1,199,466	22,149	•	•	199,589	5,884,323	46,632,689		
21(2009)	1,471,690	3,080,789	•	501,375	275,147	•	4,980	5,333,981	4,469,357	1,256,041	14,462	•	•	100,236	5,928,516	48,594,535		
22(2010)	1,458,823	3,282,021	•	471,663	257,165	•	16,554	5,486,225	4,543,263	1,376,130	6,713	•	•	71,586	6,045,911	50,970,066		
23(2011)	1,472,595	3,308,018	•	396,884	236,043	•	14,016	5,427,554	4,571,036	1,438,836	4,229	•	•	80,781	5,564,923	52,849,397		
24(2012)	1,487,235	3,056,267	•	377,613	243,843	•	15,092	5,231,360	4,625,564	1,363,014	4,024	•	•	104,456	6,097,058	54,635,012		
25(2013)	1,473,277	2,875,409	•	1,244,529	183,596	•	4,273	5,802,543	4,557,406	1,357,431	7,450	•	•	15,852	5,938,139	56,860,282		
26(2014)	1,544,660	2,912,842	•	1,468,417	169,794	•	3,289	6,105,894	4,351,995	1,421,429	7,969	•	•	10,293	5,791,687	58,925,465		
27(2015)	766,384	1,649,321	•	806,510	76,750	•	2,641	3,359,321	2,201,399	742,814	3,612	•	•	3,735	2,951,560	60,365,795		

注1 平成6(1994)年度以降の負担金には払込金を含む。

注2 平成12(2000)年度その他支出には旧地方事務官移管金(1,436億円)を含む。

注3 昭和63(1988)年度から平成2(1990)年度の基礎年金拠出金は地方公務員共済組合連合会の基礎年金拠出金の合計であり、地方公務員共済組合連合会の基礎年金拠出金の基礎年金拠出金の合計である。

注4 簿価ベースの数値である。

6. 私立学校教職員共済制度

【厚生年金勘定・厚生年金経理】

年度	収入						支出				年度末 積立金								
	保険料	国庫負担	運用損益	基礎年金 交付金	厚生年金 交付金	その他 収入	(再掲) 派遣府県 補助金	合計	給付費	基礎年金 拠出金		厚生年金 拠出金	その他 支出	合計					
平成 27 (2015)	197,594	59,418	△16,063	<41,291>	2,448	149,723	17,119	6,871	410,238	<467,592>	134,008	115,715	165,704	1,486	416,914	△6,676	<50,678>	2,065,235	<1,914,171>
28 (2016)	403,123	123,876	114,619	<37,195>	4,985	295,758	36,958	7,033	979,318	<901,894>	272,283	243,572	333,822	2,184	851,862	127,457	<50,033>	2,056,228	<1,843,731>
29 (2017)	420,675	121,756	140,510	<61,589>	4,266	281,786	36,806	7,200	1,005,798	<926,878>	275,734	239,420	322,828	2,190	840,172	165,626	<86,706>	2,221,854	<1,990,437>
30 (2018)	438,369	126,777	29,791	<54,469>	3,545	277,257	37,475	7,376	913,215	<937,892>	281,802	249,445	313,359	2,613	847,220	65,995	<90,672>	2,287,849	<2,021,109>
令和元 (2019)	457,832	133,897	△106,574	<61,080>	3,033	281,699	38,131	7,557	808,019	<975,673>	287,844	263,807	316,855	2,780	871,285	△63,267	<104,388>	2,224,582	<2,125,497>

注1 <>内は、簿面ベースである。

注2 平成27(2015)年度の保険料には掛金を含む。

注3 平成28(2016)年度の運用損益は、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算額に係る評価損益を含めている。

【厚生年金勘定・職域年金経理】

年度	収入				支出			年度末 積立金					
	国庫負担	運用損益	その他 収入	合計	給付費	その他 支出	合計						
平成 27 (2015)	65	15,887	<92,516>	2,655	18,607	<95,236>	15,011	10,048	25,059	△6,452	<70,177>	2,007,469	<1,837,976>
28 (2016)	119	73,792	<48,929>	170	74,081	<49,218>	31,258	29,955	61,213	12,868	<△11,995>	2,156,801	<1,946,453>
29 (2017)	110	103,379	<77,271>	161	103,650	<77,542>	32,264	29,880	62,144	41,506	<△15,398>	2,198,307	<1,961,851>
30 (2018)	110	24,339	<61,137>	209	24,658	<61,456>	33,560	30,292	63,852	△39,194	<△2,396>	2,159,113	<1,959,455>
令和元 (2019)	100	△55,640	<56,504>	289	△55,251	<56,893>	34,807	30,951	65,758	△121,008	<△8,864>	2,038,105	<1,950,591>

注1 時価ベースの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金額の評価損益の増減分を加算して推計した参考値である。同様に、時価ベースの収支残は、年度末積立金額の評価損益の増減分を加算して算出した参考値である。

注2 <>内は、簿面ベースである。

注3 平成27(2015)年度のその他収入には掛金を含む。

注4 平成28(2016)年度の運用損益は、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算額に係る評価損益を控除している。

【長期勘定】

年度	収入						支出						収支残	年度末 積立金		
	掛金	国庫負担	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	その他 収入	(再掲) 都道府県 補助金	合計	給付費	基礎年金 拠出金	年金保険者 拠出金	制度間調整 拠出金			その他 支出	合計
昭和 45 (1970)	7,492	492	3,501	•	•	1,106	830	12,591	2,620	•	•	•	10	2,630	9,961	55,474
50 (1975)	28,078	1,962	10,460	•	•	4,553	2,846	45,053	10,067	•	•	•	86	10,153	34,900	160,631
51 (1976)	34,995	2,663	13,276	•	•	4,040	3,473	54,974	13,508	•	•	•	51	13,559	41,414	202,046
52 (1977)	40,358	3,336	16,225	•	•	4,490	3,950	64,409	16,729	•	•	•	55	16,784	47,626	249,671
53 (1978)	50,773	3,898	19,511	•	•	4,206	3,769	78,388	19,487	•	•	•	363	19,850	58,538	308,210
54 (1979)	61,222	4,171	23,930	•	•	4,550	4,137	93,873	20,894	•	•	•	446	21,340	72,533	380,742
55 (1980)	70,465	4,635	30,824	•	•	4,918	4,509	110,841	23,301	•	•	•	260	23,561	87,280	468,022
56 (1981)	77,865	5,621	37,588	•	•	5,240	4,819	126,314	28,264	•	•	•	86	28,350	97,964	565,985
57 (1982)	84,086	5,135	44,622	•	•	5,593	5,129	139,436	33,522	•	•	•	49	33,571	105,865	671,851
58 (1983)	89,120	5,904	52,644	•	•	5,770	5,264	153,439	38,510	•	•	•	90	38,600	114,839	786,689
59 (1984)	94,232	6,754	60,208	•	•	5,910	5,426	167,105	44,065	•	•	•	81	44,147	122,959	909,648
60 (1985)	99,469	7,806	68,498	•	•	6,210	5,759	181,983	50,860	•	•	•	60	50,920	131,063	1,040,711
61 (1986)	105,538	15,468	74,040	5,839	•	6,589	5,891	207,474	60,402	33,356	•	•	65	93,823	113,652	1,154,363
62 (1987)	111,110	17,469	78,991	10,577	•	6,841	6,168	224,987	67,680	42,104	•	•	65	109,849	115,138	1,269,501
63 (1988)	116,633	29,386	84,167	28,018	•	7,143	6,465	265,347	73,642	46,305	•	•	76	120,023	145,324	1,414,825
64 (1989)	123,374	21,562	94,918	29,021	•	7,754	6,865	276,628	82,291	47,825	•	•	81	130,197	146,432	1,561,256
2 (1990)	144,562	22,013	101,495	27,372	•	7,977	6,981	303,418	100,697	51,878	•	1,984	116	154,675	148,742	1,709,999
3 (1991)	154,011	24,616	105,675	31,305	•	8,893	7,424	324,501	112,553	56,898	•	2,400	221	172,073	152,428	1,862,427
4 (1992)	162,873	27,436	107,032	26,759	•	9,238	7,868	333,337	122,348	62,650	•	2,387	130	187,516	145,821	2,008,248
5 (1993)	170,289	25,308	109,593	26,744	•	9,770	8,228	341,704	130,947	65,942	•	1,991	179	199,059	142,645	2,150,893
6 (1994)	177,791	25,890	104,256	29,374	•	10,136	8,431	347,446	141,792	72,261	•	1,879	195	216,127	131,320	2,282,212
7 (1995)	206,585	29,441	105,631	29,480	•	10,170	8,669	381,307	153,779	81,264	•	1,244	400	236,687	144,620	2,426,832
8 (1996)	212,674	31,781	98,531	29,123	•	10,262	8,742	382,372	161,845	84,714	•	1,299	289	248,146	134,225	2,561,057
9 (1997)	223,813	32,684	99,626	28,462	•	11,383	8,819	395,969	169,382	87,914	4,833	211	386	262,725	133,244	2,694,301
10 (1998)	228,137	34,380	98,925	27,698	25	10,449	8,861	399,614	179,351	93,383	5,815	—	403	278,952	120,662	2,814,963
11 (1999)	231,473	36,827	101,312	26,145	29	9,331	8,472	405,117	186,401	100,386	5,815	—	456	293,058	112,059	2,927,022
12 (2000)	235,084	40,387	87,460	24,483	•	8,525	7,864	395,939	194,171	110,289	5,815	•	417	310,692	85,247	3,012,269
13 (2001)	238,449	41,518	78,289	23,227	•	8,382	7,668	389,866	202,262	113,666	5,815	•	430	322,173	67,692	3,079,961
14 (2002)	250,837	42,931	66,737	21,813	•	9,607	7,802	391,925	211,233	118,400	5,134	•	365	335,132	56,793	3,136,754
15 (2003)	265,836	45,229	66,968	20,314	•	8,713	7,783	407,059	218,482	126,343	14,283	•	4,543	363,651	43,408	3,180,162
16 (2004)	268,009	49,904	73,761	18,996	•	8,723	7,745	419,392	225,209	140,127	6,824	•	17,158	389,318	30,075	3,210,237
17 (2005)	278,884	53,696	135,922	17,774	•	8,540	7,646	494,816	230,953	145,196	7,773	•	3,128	387,050	107,766	3,318,002
18 (2006)	291,758	55,727	124,987	15,694	•	8,241	7,431	496,406	237,462	148,455	8,130	•	1,510	395,557	100,849	3,383,371
19 (2007)	304,887	60,523	87,284	14,632	•	29,780	7,277	497,106	244,147	159,221	7,402	•	3,309	414,078	83,028	3,467,682
20 (2008)	318,984	63,682	51,272	14,566	•	7,607	6,600	456,112	250,793	169,095	8,013	•	59,285	487,185	△31,074	3,436,608
21 (2009)	329,950	92,498	44,012	12,543	•	7,883	6,849	486,885	257,937	185,059	9,647	•	63,524	516,167	△29,282	3,407,327
22 (2010)	341,945	102,970	42,822	10,180	•	8,136	6,877	506,052	267,083	205,137	18,964	•	13,903	505,087	965	3,408,292
23 (2011)	354,900	109,703	40,457	8,753	•	7,745	6,576	521,558	271,783	215,713	21,939	•	4,797	514,232	7,325	3,415,617
24 (2012)	367,494	104,837	79,232	5,961	•	7,968	6,598	565,407	279,820	206,302	68,337	•	4,275	558,734	6,756	3,422,374
25 (2013)	381,266	105,940	181,597	7,865	•	8,739	6,585	685,407	286,666	208,299	65,835	•	650	561,449	123,958	3,546,332
26 (2014)	396,624	113,983	128,202	6,678	•	7,926	6,709	653,414	286,363	224,579	44,174	•	36,040	591,157	62,257	3,642,786
27 (2015)	202,473	62,041	8,117	3,276	•	706	—	276,613	147,274	122,473	18,355	•	4	288,107	△11,494	

注 簿価ベースの数値である。

7. 農林漁業団体職員共済組合

年度	収 入						支 出						収支残	年度末 積立金	
	掛金	国庫負担	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	年金保険者 拠出金	制度間調整 拠出金	その他 支出			合計
(西暦)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
昭和 45 (1970)	19,222	1,114	7,740	•	•	25	28,100	6,048	•	•	•	546	6,594	21,506	121,560
46 (1971)	22,715	1,441	9,529	•	•	15	33,700	7,708	•	•	•	608	8,315	25,385	146,945
47 (1972)	26,798	1,847	11,022	•	•	604	40,271	9,398	•	•	•	681	10,079	30,192	177,137
48 (1973)	31,745	2,462	13,217	•	•	602	48,027	12,534	•	•	•	801	13,335	34,692	211,829
49 (1974)	40,695	3,701	16,869	•	•	1,695	62,960	18,848	•	•	•	963	19,811	43,149	254,978
50 (1975)	52,587	5,272	21,267	•	•	1,142	80,268	26,616	•	•	•	1,204	27,820	52,448	307,426
51 (1976)	62,853	7,255	25,448	•	•	1,380	96,936	36,781	•	•	•	1,300	38,081	58,855	366,281
52 (1977)	70,780	8,967	29,807	•	•	1,007	110,560	45,498	•	•	•	1,435	46,933	63,627	429,908
53 (1978)	78,282	10,522	33,506	•	•	1,526	123,835	52,953	•	•	•	1,746	54,699	69,136	499,008
54 (1979)	84,555	12,321	38,291	•	•	1,743	136,910	62,729	•	•	•	1,626	64,355	72,556	571,600
55 (1980)	91,004	14,316	45,619	•	•	1,142	152,082	72,090	•	•	•	1,684	73,774	78,308	649,907
56 (1981)	107,513	17,193	51,459	•	•	2,895	179,060	86,387	•	•	•	1,742	88,129	90,930	740,837
57 (1982)	115,254	15,377	58,253	•	•	2,335	191,219	101,124	•	•	•	1,647	102,771	88,448	829,286
58 (1983)	120,210	17,606	66,765	•	•	1,915	206,495	115,224	•	•	•	2,101	117,325	89,170	918,456
59 (1984)	124,663	19,670	72,840	•	•	1,733	218,905	127,965	•	•	•	2,289	130,254	88,651	1,007,107
60 (1985)	129,449	22,558	76,222	•	•	4,119	232,348	146,407	•	•	•	2,053	148,460	83,888	1,090,995
61 (1986)	162,511	30,666	78,280	22,037	•	8,222	301,716	157,467	51,133	•	•	2,202	210,802	90,914	1,181,909
62 (1987)	170,034	33,761	79,266	33,597	•	9,458	326,116	183,794	63,621	•	•	2,323	249,738	76,379	1,258,288
63 (1988)	174,181	65,177	80,302	29,066	•	9,402	358,128	198,441	67,447	•	•	2,564	268,451	89,677	1,347,965
平成 元 (1989)	179,089	36,696	83,577	26,865	•	8,471	334,698	218,797	67,276	•	•	2,522	288,595	46,103	1,394,067
2 (1990)	224,400	37,752	86,199	38,126	•	7,294	393,770	236,472	71,249	•	•	2,531	311,564	82,206	1,476,273
3 (1991)	238,681	40,090	92,125	45,248	•	5,160	421,305	256,834	77,109	•	•	2,708	338,252	83,053	1,559,326
4 (1992)	251,044	44,384	90,528	57,309	•	5,387	448,653	277,261	85,679	•	•	2,855	367,392	81,261	1,640,586
5 (1993)	262,381	45,711	91,770	65,441	•	5,594	470,896	292,705	90,217	•	•	2,949	387,189	83,708	1,724,294
6 (1994)	269,859	47,921	86,197	67,836	•	5,642	477,454	313,055	97,140	•	•	3,146	414,646	62,808	1,787,102
7 (1995)	315,322	52,451	87,528	68,930	•	7,228	531,459	337,628	108,997	•	•	3,307	450,860	80,599	1,867,701
8 (1996)	321,284	53,944	78,069	58,921	•	7,656	519,874	346,669	113,235	•	•	3,144	463,934	55,940	1,923,641
9 (1997)	334,550	53,049	77,433	50,391	•	7,714	523,136	356,670	112,375	667	•	3,250	473,109	50,027	1,973,668
10 (1998)	333,395	52,328	71,484	48,099	5,780	7,652	518,738	370,700	115,633	847	5,774	3,310	496,263	22,474	1,996,142
11 (1999)	331,730	53,920	67,601	53,322	1,788	7,681	516,034	377,420	121,114	847	1,778	3,117	504,275	11,767	2,007,910
12 (2000)	328,906	57,968	69,768	56,251	•	7,940	520,834	385,377	127,946	847	•	3,242	517,412	3,422	2,011,332
13 (2001)	324,897	59,977	50,683	52,488	•	7,641	495,685	391,634	135,577	847	•	4,367	532,426	△36,740	1,974,592

注1 農林漁業団体職員共済組合は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注2 昭和58(1983)年度の過年度過払戻入金(286百万円)は給付費と相殺せずに、その他収入に計上している。なお、長期時系列表(3)の給付費の表の昭和58(1983)年度の数値は相殺した額を計上しているため、それぞれの値は一致しない。

注3 簿価ベースの数値である。

8. 国民年金  
(1) 国民年金動定

年度 (昭和)	収入			支出			収支	年度末積立金
	基礎年金 交付金	積立金より入 金	その他収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
昭和45 (1970)	106,433	39,399	26	<184,932>	15,057	•	1,251	16,308
50 (1975)	369,013	213,319	2,144	<693,754>	456,626	•	5,725	462,350
51 (1976)	411,116	120,000	112,732	<754,686>	711,027	•	6,944	717,971
52 (1977)	629,347	239,053	15,849	<995,044>	944,022	•	8,672	952,694
53 (1978)	832,409	407,550	44,439	<1,396,837>	1,146,264	•	12,023	1,158,287
54 (1979)	1,005,868	521,361	38,981	<1,691,492>	1,342,579	•	16,284	1,358,862
55 (1980)	1,182,371	541,961	32,729	<1,907,725>	1,576,336	•	21,433	1,597,769
56 (1981)	1,212,666	599,635	37,618	<2,060,075>	1,841,731	•	24,631	1,866,362
57 (1982)	1,376,101	790,458	28,566	<2,386,613>	2,069,069	•	25,568	2,094,637
58 (1983)	1,460,372	489,471	36,456	<2,178,923>	2,248,060	•	35,914	2,283,974
59 (1984)	1,500,687	695,719	42,149	<2,422,618>	2,424,456	•	37,355	2,461,810
60 (1985)	1,576,179	843,066	130,340	<2,732,328>	2,650,013	•	38,367	2,688,380
61 (1986)	1,212,666	656,720	218,357	<4,956,273>	2,913,674	1,440,151	43,736	4,397,561
62 (1987)	1,262,068	725,897	243,454	<5,188,209>	2,736,857	1,742,013	45,533	4,524,403
63 (1988)	1,284,420	919,737	240,910	<5,538,908>	2,928,581	2,006,921	46,613	4,982,115
平成元 (1989)	1,284,127	970,035	240,187	<5,637,490>	3,071,318	2,004,961	45,517	5,121,796
2 (1990)	1,305,264	954,757	240,024	<5,714,791>	3,172,816	1,850,325	47,804	5,070,945
3 (1991)	1,450,501	1,068,288	238,581	<6,239,949>	3,264,977	1,965,573	50,967	5,210,517
4 (1992)	1,541,601	1,155,029	238,238	<6,456,652>	3,276,256	2,125,998	53,975	5,456,229
5 (1993)	1,646,594	1,238,236	237,378	<6,559,861>	3,234,283	2,318,813	57,274	5,610,370
6 (1994)	1,729,585	1,088,933	235,564	<6,491,173>	3,132,807	2,537,141	59,700	5,815,184
7 (1995)	1,825,122	1,184,556	158,093	<6,672,993>	3,219,325	2,705,517	69,196	5,994,037
8 (1996)	1,920,898	1,467,872	105,650	<6,863,492>	3,104,236	2,732,338	82,552	5,919,126
9 (1997)	1,945,339	1,332,231	55,738	<6,456,652>	2,978,327	2,835,175	88,615	5,902,122
10 (1998)	1,971,603	1,326,490	4,419	<6,421,869>	2,893,295	2,960,658	80,817	5,934,769
11 (1999)	2,002,527	1,322,664	4,119	<6,272,638>	2,778,099	2,971,637	82,692	5,832,428
12 (2000)	1,967,841	1,363,651	4,334	<6,188,789>	2,645,400	3,092,488	98,241	5,836,132
13 (2001)	1,953,760	1,430,706	3,564	5,937,136	2,513,268	3,287,082	120,117	5,920,467
14 (2002)	1,895,738	1,456,538	3,217	5,595,554	2,381,898	3,369,340	119,643	5,870,881
15 (2003)	1,962,656	1,496,285	3,021	6,063,559	2,229,305	3,485,304	103,071	5,817,681
16 (2004)	1,935,434	1,521,882	1,641	5,731,932	2,088,782	3,543,720	109,058	5,741,560
17 (2005)	1,948,002	1,702,013	1,495	6,626,839	1,952,711	3,897,659	374,254	6,224,525
18 (2006)	1,903,806	1,797,136	287,928	6,007,915	1,814,902	4,100,247	120,696	6,035,846
19 (2007)	1,858,173	1,843,634	33,573	5,154,367	1,686,247	4,115,111	130,873	5,932,370
20 (2008)	1,746,999	1,855,801	42,390	4,712,731	1,577,938	4,121,836	134,604	5,834,438
21 (2009)	1,694,961	1,055,363	30,667	5,663,917	1,477,278	3,738,901	143,571	5,359,750
22 (2010)	1,671,654	1,689,847	39,123	4,685,239	1,338,604	2,983,621	143,555	4,665,781
23 (2011)	1,580,681	1,865,971	21,957	4,837,763	1,188,442	3,315,224	136,132	4,639,798
24 (2012)	1,612,399	2,193,764	21,085	5,917,040	1,068,972	3,998,677	136,830	5,194,479
25 (2013)	1,617,761	2,111,919	14,827	5,465,170	940,991	3,837,846	123,063	4,901,900
26 (2014)	1,625,468	1,928,332	12,678	5,272,766	827,578	3,499,228	141,377	4,468,183
27 (2015)	1,513,858	1,996,571	13,972	3,614,563	731,093	3,239,962	144,439	4,115,751
28 (2016)	1,506,945	1,996,571	9,251	4,622,457	639,985	3,593,479	144,996	4,378,460
29 (2017)	1,396,426	1,936,301	10,940	4,430,629	554,148	3,457,065	146,590	4,157,803
30 (2018)	1,390,377	1,32,864	6,986	3,733,094	476,986	3,210,251	123,039	3,810,277
令和元 (2019)	1,345,813	1,768,401	5,542	2,957,279	408,215	3,076,928	110,666	3,595,810

注1 平成17(2005)年度以降の欄には、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成17(2005)年度は年金積立金管理運用独立行政法人納付金)を加えたものを計上している。

注2 平成17(2005)年度以降の欄には、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成17(2005)年度は年金積立金管理運用独立行政法人納付金)を加えたものを計上している。

注3 平成18(2006)年度以降の欄には、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成18(2006)年度は年金積立金管理運用独立行政法人納付金)を加えたものを計上している。

注4 平成19(2007)年度以降の欄には、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成19(2007)年度は年金積立金管理運用独立行政法人納付金)を加えたものを計上している。

注5 平成20(2008)年度以降の欄には、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成20(2008)年度は年金積立金管理運用独立行政法人納付金)を加えたものを計上している。

注6 平成21(2009)年度以降の欄には、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成21(2009)年度は年金積立金管理運用独立行政法人納付金)を加えたものを計上している。

注7 平成22(2010)年度以降の欄には、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成22(2010)年度は年金積立金管理運用独立行政法人納付金)を加えたものを計上している。

注8 平成23(2011)年度以降の欄には、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成23(2011)年度は年金積立金管理運用独立行政法人納付金)を加えたものを計上している。

注9 平成24(2012)年度以降の欄には、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成24(2012)年度は年金積立金管理運用独立行政法人納付金)を加えたものを計上している。

注10 平成25(2013)年度以降の欄には、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成25(2013)年度は年金積立金管理運用独立行政法人納付金)を加えたものを計上している。

注11 平成26(2014)年度以降の欄には、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成26(2014)年度は年金積立金管理運用独立行政法人納付金)を加えたものを計上している。



(2) 基礎年金勘定

年度	入				出				収支残	年度末 積立金		
	拠出金等収入		運用損益	積立金より 受入	その他 収入	合 計	支 出					
	基礎年金 拠出金	拠出金等収入 特別国庫負担 相当額					基礎年金 給付費	基礎年金 交付金			その他 支出	合 計
昭和 61 (1986)	4,688,883	352,853	5,041,737	53,775	2	5,095,514	452,061	4,549,056	2	5,001,119	94,395	724,608
62 (1987)	5,863,292	398,164	6,261,457	52,071	95,612	6,409,140	661,972	5,484,377	689	6,147,038	262,102	724,608
63 (1988)	5,978,630	458,809	6,437,439	62,775	263,599	6,763,814	777,915	5,457,942	456	6,236,314	527,500	724,608
平成 元 (1989)	5,948,464	446,831	6,395,295	65,580	530,135	6,991,010	940,125	5,370,869	132	6,311,126	679,884	724,608
2 (1990)	6,563,995	422,061	6,986,056	66,036	683,477	7,735,568	1,089,080	5,973,074	64	7,062,217	673,351	724,608
3 (1991)	7,285,732	460,491	7,746,223	70,515	676,730	8,493,468	1,354,890	6,394,731	108	7,749,729	743,739	724,608
4 (1992)	8,228,323	446,915	8,675,238	74,817	747,284	9,497,339	1,954,815	6,671,688	209	8,626,712	870,627	724,608
5 (1993)	8,990,817	450,121	9,440,938	58,485	874,670	10,374,093	2,596,833	6,777,531	224	9,374,588	999,505	724,608
6 (1994)	9,565,915	468,856	10,034,771	92,209	1,004,245	11,131,225	3,335,146	6,634,391	232	9,969,769	1,161,456	724,608
7 (1995)	10,542,701	487,790	11,030,491	76,670	1,166,950	12,274,111	4,169,510	6,837,772	183	11,007,465	1,266,646	724,608
8 (1996)	11,015,122	499,918	11,515,040	69,970	1,272,522	12,857,532	4,945,478	6,679,046	197	11,624,721	1,232,811	724,608
9 (1997)	11,365,366	497,294	11,862,660	61,551	1,238,879	13,163,091	5,769,042	6,254,371	1,222	12,024,635	1,138,456	724,608
10 (1998)	12,159,012	489,780	12,648,792	38,457	1,144,093	13,831,342	6,711,387	6,078,054	393	12,789,834	1,041,508	724,608
11 (1999)	12,782,826	477,756	13,260,582	38,620	1,047,041	14,346,244	7,614,619	5,769,469	126	13,384,215	962,029	724,608
12 (2000)	13,300,151	481,568	13,781,719	30,441	967,652	14,779,812	8,477,441	5,296,171	103	13,773,716	1,006,096	724,608
13 (2001)	13,705,264	482,764	14,188,028	20,910	1,011,262	15,220,200	9,363,319	4,710,667	82	14,074,067	1,146,133	724,608
14 (2002)	14,321,906	475,681	14,797,587	17,463	1,151,446	15,966,496	10,249,367	4,349,885	73	14,599,325	1,367,171	724,608
15 (2003)	14,889,711	475,479	15,365,190	7,899	1,372,889	16,745,977	11,073,549	4,143,793	108	15,217,450	1,528,528	724,608
16 (2004)	15,542,696	473,595	16,016,291	8,257	1,532,930	17,557,478	11,811,815	4,196,666	78	16,008,559	1,548,919	724,608
17 (2005)	16,380,029	488,513	16,868,542	8,303	1,553,335	18,430,181	12,638,647	4,377,272	80	17,015,999	1,414,181	724,608
18 (2006)	17,209,375	498,591	17,707,966	11,476	1,418,659	19,138,101	13,490,924	4,214,853	94	17,705,871	1,432,231	724,608
19 (2007)	17,999,928	508,070	18,507,998	16,870	1,436,199	19,961,067	14,461,840	3,931,607	71	18,393,517	1,567,550	724,608
20 (2008)	18,736,473	519,375	19,255,848	17,191	1,571,767	20,844,806	15,445,794	3,806,742	49	19,252,585	1,592,221	724,608
21 (2009)	20,235,710	242,999	20,478,710	12,554	1,597,497	22,088,761	16,426,880	3,760,662	151	20,187,692	1,901,068	724,608
22 (2010)	20,828,944	256,506	21,085,450	9,324	1,907,796	23,002,569	16,969,603	3,566,870	409	20,536,882	2,465,688	724,608
23 (2011)	21,052,004	382,374	21,434,378	10,814	2,471,882	23,917,074	17,435,643	3,464,658	504	20,900,805	3,016,269	724,608
24 (2012)	20,567,104	352,820	20,919,923	10,571	3,020,924	23,951,419	18,303,551	2,953,227	452	21,257,230	2,694,188	2,322,277
25 (2013)	20,636,312	341,408	20,977,720	9,726	1,100,982	22,088,428	19,270,289	2,160,679	446	21,431,414	657,014	2,979,291
26 (2014)	21,513,384	315,300	21,828,684	9,469	4,518	22,346,542	19,986,019	1,646,103	600	21,632,722	713,820	3,189,241
27 (2015)	22,157,198	324,565	22,481,763	5,055	4,799	23,292,979	20,934,891	1,527,468	394	22,462,753	830,226	3,218,104
28 (2016)	22,791,479	346,274	23,137,754	4,911	4,393	24,005,527	21,683,300	1,489,054	246	23,172,599	832,928	3,192,563
29 (2017)	23,127,429	359,976	23,487,405	1,546	5,005	24,476,840	22,408,942	1,190,544	325	23,599,810	877,029	3,086,709
30 (2018)	23,728,046	375,031	24,103,077	1,545	8,639	25,098,809	22,904,720	959,367	354	23,864,442	1,234,367	3,335,528
令和 元 (2019)	24,161,067	405,100	24,566,167	1,495	9,658	25,606,455	23,335,232	849,156	360	24,184,748	1,421,707	3,728,099

注1 「基礎年金勘定の積立金」は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部を、この勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)の改正により、平成24(2012)年度以降、取支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

注2 簿価ベースの数値である。

(5) 公的年金各制度の財政指標の推移

年金扶養比率(受給権者ベース)の推移

年度末	厚生年金計	旧厚生年金	旧船員保険等 (含まない)	旧船員保険	国共済	連合会	旧郵政	旧三共済	日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ	地共済	私学共済	旧農林年金	国民年金	基礎年金
昭和45(1970)	...	42.16	42.78	18.82	9.54	11.22	6.85	4.65	3.37	12.18	5.29	11.10	75.83	23.16	...	...
50(1975)	...	22.64	22.90	10.60	5.79	6.42	4.58	3.76	2.59	9.86	3.75	8.04	51.91	11.63	9.48	...
51(1976)	...	19.08	19.29	9.04	5.39	5.94	4.29	3.65	2.50	9.54	3.68	7.33	45.55	10.61	7.80	...
52(1977)	...	16.44	16.61	7.81	5.06	5.55	4.08	3.47	2.36	9.09	3.41	6.85	41.42	9.87	6.94	...
53(1978)	...	14.55	14.72	6.54	4.68	5.06	3.88	3.26	2.22	8.54	3.23	6.48	38.01	9.19	6.28	...
54(1979)	...	13.30	13.45	5.77	4.37	4.72	3.64	3.03	2.05	7.92	3.00	6.07	34.86	8.52	5.67	...
55(1980)	...	12.33	12.48	5.10	4.11	4.40	3.46	2.80	1.90	7.15	2.72	5.70	32.34	8.05	5.18	...
56(1981)	...	11.36	11.51	4.35	3.85	4.10	3.29	2.54	1.70	6.51	2.39	5.31	29.63	7.42	4.78	...
57(1982)	...	10.46	10.60	3.76	3.62	3.84	3.12	2.28	1.52	5.81	2.12	4.91	27.25	6.81	4.41	...
58(1983)	...	9.53	9.66	3.21	3.41	3.61	2.94	1.99	1.30	5.13	1.89	4.57	24.24	6.21	4.08	...
59(1984)	...	8.84	8.97	2.72	3.20	...	...	1.78	1.14	4.54	1.76	4.25	22.38	5.72	3.86	...
60(1985)	...	8.15	8.29	2.23	2.97	...	...	1.42	0.83	3.95	1.57	3.97	20.69	5.33	3.67	...
61(1986)	...	7.39	...	...	2.78	...	...	1.32	0.77	3.50	1.34	3.77	18.85	5.09	...	5.63
62(1987)	...	7.03	...	...	2.64	...	...	1.16	0.61	3.25	1.24	3.59	17.92	4.94	...	5.47
63(1988)	...	6.81	...	...	2.50	...	...	1.12	0.60	2.97	1.15	3.41	17.14	4.73	...	5.31
平成元(1989)	...	6.64	...	...	2.38	...	...	1.08	0.60	2.68	1.06	3.26	16.30	4.57	...	5.16
2(1990)	...	6.51	...	...	2.26	...	...	1.04	0.58	2.50	0.96	3.15	12.86	4.44	...	4.99
3(1991)	...	6.40	...	...	2.21	...	...	1.04	0.59	2.35	0.99	3.04	12.21	4.30	...	4.88
4(1992)	...	6.14	...	...	2.16	...	...	1.04	0.61	2.20	1.02	2.94	11.60	4.23	...	4.68
5(1993)	...	5.83	...	...	2.11	...	...	1.04	0.62	2.10	1.04	2.86	10.97	4.15	...	4.49
6(1994)	...	5.53	...	...	2.08	...	...	1.02	0.64	1.93	1.03	2.79	10.34	4.00	...	4.31
7(1995)	4.26	4.98	...	...	1.99	...	...	1.02	0.65	1.83	0.99	2.64	8.15	3.83	...	4.15
8(1996)	4.11	4.76	...	...	1.97	...	...	1.02	0.66	1.82	0.97	2.59	7.47	3.68	...	4.00
9(1997)	3.91	4.28	...	...	1.95	...	...	...	...	...	...	2.52	7.06	3.49	...	3.83
10(1998)	3.70	4.01	...	...	1.92	...	...	...	...	...	...	2.45	6.70	3.35	...	3.69
11(1999)	3.51	3.79	...	...	1.91	...	...	...	...	...	...	2.40	6.36	3.24	...	3.57
12(2000)	3.34	3.57	...	...	1.89	...	...	...	...	...	...	2.32	5.98	3.09	...	3.43
13(2001)	3.13	3.33	...	...	1.85	...	...	...	...	...	...	2.24	5.65	2.93	...	3.29
14(2002)	3.00	3.17	...	...	1.81	...	...	...	...	...	...	2.16	5.60	...	...	3.16
15(2003)	2.85	3.00	...	...	1.76	...	...	...	...	...	...	2.09	5.34	...	...	3.05
16(2004)	2.76	2.91	...	...	1.73	...	...	...	...	...	...	2.00	5.14	...	...	2.96
17(2005)	2.72	2.87	...	...	1.71	...	...	...	...	...	...	1.95	5.02	...	...	2.87
18(2006)	2.68	2.82	...	...	1.68	...	...	...	...	...	...	1.89	4.88	...	...	2.77
19(2007)	2.60	2.74	...	...	1.62	...	...	...	...	...	...	1.79	4.67	...	...	2.67
20(2008)	2.47	2.60	...	...	1.58	...	...	...	...	...	...	1.69	4.49	...	...	2.55
21(2009)	2.35	2.47	...	...	1.53	...	...	...	...	...	...	1.60	4.32	...	...	2.45
22(2010)	2.27	2.39	...	...	1.53	...	...	...	...	...	...	1.53	4.19	...	...	2.40
23(2011)	2.21	2.33	...	...	1.52	...	...	...	...	...	...	1.47	4.09	...	...	2.33
24(2012)	2.17	2.28	...	...	1.50	...	...	...	...	...	...	1.43	4.00	...	...	2.23
25(2013)	2.20	2.32	...	...	1.52	...	...	...	...	...	...	1.43	4.04	...	...	2.15
26(2014)	2.21	2.33	...	...	1.53	...	...	...	...	...	...	1.41	4.01	...	...	2.08
27(2015)	2.22	2.35	...	...	1.54	...	...	...	...	...	...	1.38	3.98	...	...	2.02
28(2016)	2.30	2.44	...	...	1.58	...	...	...	...	...	...	1.40	4.07	...	...	1.99
29(2017)	2.32	2.46	...	...	1.61	...	...	...	...	...	...	1.39	4.08	...	...	1.93
30(2018)	2.33	2.47	...	...	1.61	...	...	...	...	...	...	1.36	4.08	...	...	1.91
令和元(2019)	2.38	2.53	...	...	1.66	...	...	...	...	...	...	1.39	4.15	...	...	1.89

注1 郵政共済組合は昭和59(1984)年4月に厚生年金に、船員保険は昭和61(1986)年4月に厚生年金に、農林漁業団体職員共済組合は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注2 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済及び私学共済の老齢・退年相当の受給者数は、退年相当の連動共済年金受給者と老齢相当の老齢厚生年金受給者の合計である。

注3 基礎年金の年金扶養比率は、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金受給者数として算出している。

年金扶養比率（受給者ベース）の推移

年度末	厚生年金計	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	基礎年金
(西暦)						
平成 16 (2004)	…	3.10	1.77	2.06	6.15	2.97
17 (2005)	2.88	3.04	1.75	1.99	5.86	2.88
18 (2006)	2.84	3.01	1.73	1.94	5.64	2.78
19 (2007)	2.78	2.95	1.66	1.86	5.42	2.68
20 (2008)	2.65	2.80	1.62	1.75	5.20	2.56
21 (2009)	2.51	2.66	1.57	1.66	5.01	2.47
22 (2010)	2.43	2.57	1.57	1.59	4.84	2.42
23 (2011)	2.36	2.50	1.56	1.53	4.71	2.35
24 (2012)	2.31	2.44	1.54	1.48	4.54	2.25
25 (2013)	2.32	2.46	1.55	1.45	4.43	2.16
26 (2014)	2.33	2.47	1.56	1.43	4.35	2.10
27 (2015)	2.34	2.48	1.56	1.41	4.30	2.04
28 (2016)	2.40	2.55	1.61	1.42	4.33	2.01
29 (2017)	2.42	2.57	1.64	1.42	4.30	1.95
30 (2018)	2.43	2.58	1.65	1.40	4.28	1.93
令和 元 (2019)	2.47	2.62	1.69	1.42	4.30	1.91

注1 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済及び私学共済の老齢・退年相当の受給者数は、退年相当の退職共済年金受給者と老齢相当の老齢厚生年金受給者の合計である。

注2 基礎年金については、分子を国民年金第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金受給者数として算出した。

付属資料◆長期時系列表

(厚生年金相当部分に係る) 総合費用率の推移

年度	厚生年金計	旧厚生年金 実績推計	国共済	地共済	私学共済
(西暦)		%	%	%	%
平成 10 (1998)	…	・ …	・ <18.5>	・ <13.5>	・ <12.3>
11 (1999)	…	・ …	・ <19.0>	・ <14.2>	・ <12.8>
12 (2000)	…	・ <18.5>	・ <19.2>	・ <15.0>	・ <13.4>
13 (2001)	…	・ <19.6>	・ <19.8>	・ <15.5>	・ <13.7>
14 (2002)	…	・ <20.7>	・ <20.5>	・ <16.3>	・ <13.4>
15 (2003)	…	18.1 <21.7>	16.2 <21.7>	13.3 <17.7>	10.5 <14.2>
16 (2004)	…	18.6 <22.3>	15.9 <21.4>	14.2 <18.9>	10.7 <14.4>
17 (2005)	18.0	18.7 <22.4>	15.5 <20.8>	14.9 <19.8>	11.0 <14.7>
18 (2006)	18.0	18.6 <22.3>	16.5 <22.0>	15.3 <20.4>	11.2 <14.9>
19 (2007)	18.2	18.6 <22.2>	17.5 <23.4>	16.0 <21.3>	11.5 <15.2>
20 (2008)	18.7	19.0 <22.7>	18.1 <24.2>	17.5 <23.4>	11.8 <15.6>
21 (2009)	19.7	20.2 <23.7>	18.1 <23.9>	17.9 <23.4>	11.4 <15.0>
22 (2010)	20.3	20.6 <24.3>	19.2 <25.1>	19.2 <24.9>	12.3 <16.1>
23 (2011)	20.0	20.1 <23.8>	20.1 <26.0>	19.7 <25.5>	12.6 <16.4>
24 (2012)	20.1	20.1 <23.7>	21.9 <28.1>	20.0 <25.8>	14.3 <18.4>
25 (2013)	20.2	20.1 <23.7>	21.6 <27.8>	21.5 <28.0>	14.3 <18.5>
26 (2014)	20.0	19.8 <23.5>	20.0 <26.1>	20.6 <26.9>	13.6 <17.6>
27 (2015)			19.8		
28 (2016)			19.4		
29 (2017)			18.9		
30 (2018)			18.8		
令和 元 (2019)			18.6		

- 注1 厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分を含め、国共済、地共済及び私学共済については職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。  
 注2 旧厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。  
 注3 国共済、地共済、私学共済は、職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。  
 注4 < >内の数値は、標準報酬月額ベースである。

共済組合等の職域加算部分等を含む総合費用率の推移

年度	旧厚生年金		国共済	旧三共済			地共済	私学共済	旧農林年金
	実績	実績推計		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ			
(西暦)	%	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和 61 (1986)	<9.8>		<10.7>	<28.7>	<11.8>	<16.3>	<6.7>	<6.5>	<12.5>
62 (1987)	<10.3>		<12.1>	<32.2>	<15.2>	<21.1>	<8.3>	<7.0>	<14.0>
63 (1988)	<8.9>		<11.0>	<22.5>	<14.5>	<22.6>	<9.3>	<5.1>	<13.1>
平成 元 (1989)	<10.6>		<14.6>	<19.3>	<15.4>	<25.9>	<8.6>	<6.2>	<16.6>
2 (1990)	<10.5>		<15.6>	<37.1>	<15.1>	<30.7>	<10.6>	<8.1>	<16.7>
3 (1991)	<10.8>		<16.3>	<33.1>	<15.9>	<28.9>	<10.9>	<8.5>	<17.0>
4 (1992)	<11.2>		<16.6>	<32.1>	<17.0>	<28.8>	<11.2>	<9.2>	<17.0>
5 (1993)	<11.6>		<16.7>	<31.6>	<17.2>	<27.0>	<11.7>	<9.7>	<16.9>
6 (1994)	<12.4>		<17.1>	<29.1>	<18.4>	<27.2>	<12.5>	<10.2>	<17.8>
7 (1995)	<13.7>		<18.7>	<31.3>	<19.7>	<27.9>	<13.2>	<10.8>	<19.3>
8 (1996)	<14.6>		<19.2>	<31.4>	<19.4>	<28.1>	<13.1>	<11.2>	<20.5>
9 (1997)	<15.1>		<19.1>	・	・	・	<13.5>	<11.8>	<21.7>
10 (1998)	<16.3>		<19.5>	・	・	・	<14.5>	<12.5>	<23.0>
11 (1999)	<17.0>		<20.3>	・	・	・	<15.4>	<13.1>	<23.5>
12 (2000)	<17.9>	<18.5>	<20.9>	・	・	・	<16.1>	<13.8>	<24.1>
13 (2001)	<18.8>	<19.6>	<21.5>	・	・	・	<16.7>	<14.3>	<25.3>
14 (2002)	<19.8>	<20.7>	<22.1>	・	・	・	<17.5>	<14.2>	・
15 (2003)	17.3 <20.7>	18.1 <21.7>	17.4 <23.3>	・	・	・	14.4 <19.1>	11.3 <15.2>	・
16 (2004)	17.8 <21.3>	18.6 <22.3>	17.1 <23.0>	・	・	・	15.4 <20.6>	11.5 <15.5>	・
17 (2005)	17.8 <21.4>	18.7 <22.4>	16.7 <22.4>	・	・	・	16.2 <21.6>	11.8 <15.7>	・
18 (2006)	17.9 <21.4>	18.6 <22.3>	17.6 <23.5>	・	・	・	16.8 <22.4>	12.0 <16.0>	・
19 (2007)	17.9 <21.4>	18.6 <22.2>	18.7 <25.1>	・	・	・	17.6 <23.5>	12.4 <16.4>	・
20 (2008)	18.2 <21.7>	19.0 <22.7>	19.9 <26.6>	・	・	・	19.2 <25.6>	12.7 <16.8>	・
21 (2009)	19.2 <22.5>	20.2 <23.7>	19.9 <26.3>	・	・	・	19.9 <26.1>	12.6 <16.5>	・
22 (2010)	19.7 <23.2>	20.6 <24.3>	20.2 <26.4>	・	・	・	20.2 <26.1>	13.6 <17.7>	・
23 (2011)	19.3 <22.8>	20.1 <23.8>	21.2 <27.4>	・	・	・	20.7 <26.9>	13.9 <18.1>	・
24 (2012)	19.0 <22.4>	20.1 <23.7>	24.0 <30.8>	・	・	・	22.0 <28.5>	15.7 <20.3>	・
25 (2013)	19.1 <22.5>	20.1 <23.7>	23.7 <30.5>	・	・	・	23.7 <30.9>	15.6 <20.2>	・
26 (2014)	19.0 <22.5>	19.8 <23.5>	22.1 <28.8>	・	・	・	22.6 <29.5>	14.9 <19.3>	・

- 注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は平成9(1997)年4月に、旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2(1990)年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。  
 注3 旧厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。  
 注4 < >内の数値は、標準報酬月額ベースである。

(厚生年金相当部分に係る) 独自給付費用率の推移

年度	厚生年金計	旧厚生年金実績推計		国共済		地共済		私学共済	
			%		%		%		%
(西暦)			%		%		%		%
平成 10 (1998)	...	・	...	・	<14.6>	・	<10.3>	・	<8.7>
11 (1999)	...	・	...	・	<14.8>	・	<10.8>	・	<9.0>
12 (2000)	...	・	<13.6>	・	<14.9>	・	<11.3>	・	<9.2>
13 (2001)	...	・	<14.5>	・	<15.4>	・	<11.8>	・	<9.5>
14 (2002)	...	・	<15.3>	・	<15.9>	・	<12.4>	・	<9.3>
15 (2003)	...	13.4	<16.0>	12.5	<16.8>	10.2	<13.6>	7.3	<9.8>
16 (2004)	...	13.7	<16.4>	11.9	<16.1>	10.9	<14.5>	7.2	<9.6>
17 (2005)	13.3	13.8	<16.5>	11.6	<15.6>	11.6	<15.4>	7.4	<9.9>
18 (2006)	13.2	13.5	<16.2>	12.6	<16.9>	12.0	<16.0>	7.6	<10.1>
19 (2007)	13.3	13.4	<16.1>	13.5	<18.0>	12.5	<16.7>	7.8	<10.3>
20 (2008)	13.6	13.6	<16.2>	14.0	<18.7>	13.9	<18.5>	7.9	<10.4>
21 (2009)	14.9	15.1	<17.7>	14.5	<19.2>	14.7	<19.3>	8.0	<10.5>
22 (2010)	15.2	15.2	<17.9>	15.1	<19.8>	15.6	<20.3>	8.6	<11.2>
23 (2011)	14.9	14.8	<17.5>	15.9	<20.5>	15.9	<20.6>	8.8	<11.4>
24 (2012)	15.4	15.2	<17.9>	17.7	<22.7>	16.3	<21.1>	10.6	<13.7>
25 (2013)	15.4	15.2	<17.9>	17.3	<22.3>	17.8	<23.2>	10.6	<13.7>
26 (2014)	15.0	14.6	<17.4>	16.0	<20.9>	16.8	<21.9>	9.8	<12.6>
27 (2015)				14.8					
28 (2016)				14.4					
29 (2017)				14.0					
30 (2018)				13.8					
令和 元 (2019)				13.5					

- 注1 厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分を含め、国共済、地共済及び私学共済については職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。  
 注2 旧厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。  
 注3 国共済、地共済、私学共済は、職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。  
 注4 < >内の数値は、標準報酬月額ベースである。

共済組合等の職域加算部分等を含む独自給付費用率の推移

年度	旧厚生年金		国共済	旧三共済			地共済	私学共済	旧農林年金
	実績	実績推計		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ			
(西暦)		%	%	%	%	%	%	%	%
昭和 61 (1986)	<7.3>		<8.5>	<25.9>	<9.6>	<13.9>	<4.7>	<4.5>	<9.7>
62 (1987)	<7.2>		<9.5>	<28.3>	<12.5>	<18.4>	<6.0>	<4.6>	<10.7>
63 (1988)	<6.0>		<8.2>	<19.4>	<11.8>	<19.8>	<6.9>	<2.6>	<9.7>
平成 元 (1989)	<8.0>		<11.8>	<16.7>	<12.8>	<23.2>	<6.3>	<3.7>	<13.3>
2 (1990)	<7.7>		<12.9>	<34.0>	<12.5>	<27.9>	<8.2>	<5.5>	<13.3>
3 (1991)	<7.8>		<13.6>	<29.9>	<13.3>	<26.2>	<8.5>	<5.7>	<13.5>
4 (1992)	<7.9>		<13.6>	<28.8>	<14.2>	<25.8>	<8.6>	<6.3>	<13.3>
5 (1993)	<8.2>		<13.7>	<28.2>	<14.4>	<23.9>	<9.1>	<6.8>	<13.2>
6 (1994)	<8.9>		<14.0>	<25.6>	<15.3>	<24.0>	<9.7>	<7.1>	<13.9>
7 (1995)	<9.9>		<15.2>	<27.5>	<16.4>	<24.5>	<10.3>	<7.5>	<15.0>
8 (1996)	<10.6>		<15.6>	<27.3>	<16.1>	<24.5>	<10.1>	<7.8>	<16.0>
9 (1997)	<11.1>		<15.5>	・	・	・	<10.4>	<8.4>	<17.3>
10 (1998)	<12.0>		<15.5>	・	・	・	<11.3>	<8.9>	<18.4>
11 (1999)	<12.2>		<16.2>	・	・	・	<11.9>	<9.3>	<18.6>
12 (2000)	<13.0>	<13.6>	<16.6>	・	・	・	<12.5>	<9.7>	<19.0>
13 (2001)	<13.7>	<14.5>	<17.1>	・	・	・	<13.0>	<10.1>	<19.8>
14 (2002)	<14.4>	<15.3>	<17.5>	・	・	・	<13.7>	<10.1>	・
15 (2003)	12.6 <15.1>	13.4 <16.0>	13.7 <18.4>	・	・	・	11.3 <15.0>	8.0 <10.9>	・
16 (2004)	12.9 <15.5>	13.7 <16.4>	13.2 <17.7>	・	・	・	12.1 <16.2>	8.0 <10.7>	・
17 (2005)	12.9 <15.5>	13.8 <16.5>	12.9 <17.2>	・	・	・	13.0 <17.3>	8.2 <11.0>	・
18 (2006)	12.8 <15.4>	13.5 <16.2>	13.7 <18.4>	・	・	・	13.5 <18.0>	8.5 <11.3>	・
19 (2007)	12.7 <15.2>	13.4 <16.1>	14.7 <19.7>	・	・	・	14.2 <18.9>	8.6 <11.4>	・
20 (2008)	12.8 <15.2>	13.6 <16.2>	15.8 <21.1>	・	・	・	15.5 <20.7>	8.8 <11.6>	・
21 (2009)	14.1 <16.6>	15.1 <17.7>	16.4 <21.6>	・	・	・	16.7 <21.9>	9.2 <12.0>	・
22 (2010)	14.3 <16.8>	15.2 <17.9>	16.2 <21.1>	・	・	・	16.6 <21.5>	9.8 <12.8>	・
23 (2011)	14.0 <16.5>	14.8 <17.5>	17.0 <21.9>	・	・	・	16.9 <22.0>	10.1 <13.1>	・
24 (2012)	14.0 <16.6>	15.2 <17.9>	19.7 <25.3>	・	・	・	18.4 <23.8>	12.0 <15.6>	・
25 (2013)	14.2 <16.7>	15.2 <17.9>	19.4 <25.0>	・	・	・	20.0 <26.0>	12.0 <15.5>	・
26 (2014)	13.8 <16.4>	14.6 <17.4>	18.0 <23.5>	・	・	・	18.8 <24.6>	11.1 <14.3>	・

- 注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は平成9(1997)年4月に、旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。  
 注2 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2(1990)年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。  
 注3 旧厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。  
 注4 < >内の数値は、標準報酬月額ベースである。

付属資料◆長期時系列表

基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金計	旧厚生年金 実績推計	国共済	地共済	私学共済
(西暦)		%	%	%	%
平成 7 (1995)		<3.8>	<3.5>	<2.9>	<3.3>
8 (1996)		<4.0>	<3.6>	<3.0>	<3.4>
9 (1997)		<4.0>	<3.7>	<3.1>	<3.4>
10 (1998)		<4.4>	<3.9>	<3.2>	<3.6>
11 (1999)		<4.7>	<4.1>	<3.4>	<3.8>
12 (2000)		<4.9>	<4.3>	<3.7>	<4.1>
13 (2001)	…	・ <5.0>	・ <4.4>	・ <3.7>	・ <4.2>
14 (2002)	…	・ <5.3>	・ <4.6>	・ <3.8>	・ <4.2>
15 (2003)	…	4.7 <5.6>	3.7 <4.9>	3.1 <4.1>	3.2 <4.4>
16 (2004)	…	4.9 <5.8>	3.9 <5.3>	3.3 <4.4>	3.5 <4.8>
17 (2005)	4.7	4.9 <5.9>	3.9 <5.2>	3.3 <4.4>	3.6 <4.8>
18 (2006)	4.8	5.1 <6.1>	3.8 <5.1>	3.3 <4.4>	3.6 <4.7>
19 (2007)	4.9	5.2 <6.2>	4.0 <5.4>	3.5 <4.6>	3.7 <4.9>
20 (2008)	5.2	5.4 <6.5>	4.1 <5.5>	3.7 <4.9>	3.9 <5.2>
21 (2009)	4.8	5.1 <5.9>	3.6 <4.7>	3.2 <4.1>	3.4 <4.5>
22 (2010)	5.2	5.4 <6.4>	4.1 <5.3>	3.6 <4.6>	3.8 <4.9>
23 (2011)	5.1	5.3 <6.3>	4.2 <5.4>	3.8 <4.9>	3.9 <5.0>
24 (2012)	4.7	4.9 <5.8>	4.3 <5.5>	3.6 <4.7>	3.7 <4.7>
25 (2013)	4.8	4.9 <5.8>	4.2 <5.4>	3.7 <4.8>	3.6 <4.7>
26 (2014)	4.9	5.1 <6.1>	4.1 <5.4>	3.8 <4.9>	3.9 <5.0>
27 (2015)			5.0		
28 (2016)			5.0		
29 (2017)			5.0		
30 (2018)			5.1		
令和 元 (2019)			5.1		

注 < >内の数値は、標準報酬月額ベースである。

保険料比率の推移

年度	厚生年金計	旧厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
		実績	実績推計				
(西暦)	%	%	%	%	%	%	%
平成 7 (1995)	・	111.9	…	96.3	123.5	121.4	117.5
8 (1996)	・	107.1	…	96.0	126.3	118.4	144.5
9 (1997)	・	106.8	…	98.9	126.5	115.6	118.8
10 (1998)	・	99.1	…	97.0	117.1	109.5	113.0
11 (1999)	・	95.5	…	92.7	110.7	104.5	114.3
12 (2000)	・	90.5	…	89.9	105.0	99.0	109.1
13 (2001)	・	86.2	…	87.2	101.3	95.8	100.4
14 (2002)	・	82.8	…	84.7	96.4	95.8	94.0
15 (2003)	・	76.2	…	82.9	90.6	93.2	95.0
16 (2004)	・	74.3	…	84.3	85.3	90.9	92.0
17 (2005)	・	75.6	75.5	87.0	83.3	91.7	85.7
18 (2006)	・	77.3	77.7	83.5	82.5	92.7	79.1
19 (2007)	・	79.3	79.2	79.1	80.5	93.0	78.1
20 (2008)	・	79.8	79.1	75.0	75.7	93.1	74.1
21 (2009)	・	77.6	76.4	75.7	74.7	96.9	93.8
22 (2010)	・	77.2	76.3	75.8	75.1	92.3	125.8
23 (2011)	・	81.1	80.1	74.1	74.7	92.5	106.5
24 (2012)	・	84.4	82.2	66.6	72.1	84.3	80.6
25 (2013)	・	85.9	84.0	69.2	68.3	86.8	85.9
26 (2014)	・	88.3	86.5	75.6	73.0	92.8	96.8
27 (2015)			87.0				98.1
28 (2016)			91.2				89.8
29 (2017)			94.8				87.2
30 (2018)			95.8				93.7
令和 元 (2019)			97.3				94.8

注1 厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。

注2 旧厚生年金の実績は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。旧厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。

注3 平成26(2014)年度までの国共済、地共済及び私学共済の保険料比率は、職域加算部分等を含んだものである。

注4 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

収支比率の推移

年度	厚生年金計	旧厚生年金		国共済	旧三共済			地共済	私学共済	旧農林年金	国民年金(国民年金勘定)	
		実績	実績推計		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ				実績	実績推計
昭和 61 (1986)	・	… <61.5>	…	… <56.3>	<136.0>	<63.9>	<80.4>	… <36.0>	… <39.1>	<64.7>	… <71.5>	…
62 (1987)	・	… <64.4>	…	… <63.2>	<160.4>	<81.3>	<95.5>	… <44.7>	… <41.7>	<72.2>	… <66.6>	…
63 (1988)	・	… <66.4>	…	… <68.8>	<117.0>	<81.0>	<107.6>	… <47.8>	… <30.2>	<67.5>	… <74.7>	…
平成 元 (1989)	・	… <67.2>	…	… <67.9>	<99.8>	<76.8>	<124.6>	… <43.2>	… <35.3>	<84.7>	… <77.6>	…
2 (1990)	・	… <60.7>	…	… <68.4>	<101.0>	<73.3>	<100.5>	… <46.0>	… <41.6>	<75.1>	… <69.5>	…
3 (1991)	・	… <61.4>	…	… <72.6>	<92.7>	<72.1>	<100.1>	… <47.6>	… <43.4>	<75.6>	… <53.5>	…
4 (1992)	・	… <63.5>	…	… <74.1>	<92.2>	<78.7>	<103.8>	… <49.8>	… <48.0>	<77.0>	… <54.6>	…
5 (1993)	・	… <66.0>	…	… <74.9>	<92.6>	<79.0>	<100.9>	… <53.2>	… <51.0>	<77.1>	… <60.0>	…
6 (1994)	・	… <68.2>	…	… <76.1>	<86.4>	<82.1>	<101.3>	… <56.9>	… <55.3>	<83.1>	… <75.4>	…
7 (1995)	・	… <69.0>	…	… <75.1>	<91.5>	<81.4>	<99.8>	… <57.0>	… <55.3>	<81.0>	… <72.5>	…
8 (1996)	・	… <72.4>	…	… <76.0>	<86.4>	<69.2>	<99.8>	… <57.2>	… <58.4>	<87.1>	… <59.1>	…
9 (1997)	・	… <73.8>	…	… <75.7>	・	・	・	… <57.7>	… <60.6>	<89.0>	… <71.7>	…
10 (1998)	・	… <80.5>	…	… <80.8>	・	・	・	… <63.2>	… <64.4>	<95.5>	… <75.6>	…
11 (1999)	・	… <84.9>	…	82.0 <85.1>	・	・	・	… <64.5>	… <67.3>	<98.2>	… <75.3>	…
12 (2000)	・	… <91.0>	83.6	95.5 <89.3>	・	・	・	… <72.6>	… <74.3>	<100.3>	… <80.2>	…
13 (2001)	・	102.4 <97.2>	94.5	101.4 <95.2>	・	・	・	… <78.1>	… <79.2>	<110.6>	93.6	<89.2>
14 (2002)	・	119.2 <104.7>	111.4	100.6 <97.2>	・	・	・	… <84.3>	108.2 <83.0>	・	108.5	<96.7>
15 (2003)	・	98.3 <117.2>	97.1	91.3 <98.0>	・	・	・	70.2 <89.3>	82.8 <86.2>	・	85.7	<97.6>
16 (2004)	・	113.1 <124.3>	112.3	96.9 <98.3>	・	・	・	83.1 <93.5>	78.6 <86.8>	・	95.6	<103.1>
17 (2005)	・	90.7 <121.3>	88.5	79.1 <93.0>	・	・	・	57.9 <82.7>	65.5 <74.0>	・	87.6	<109.0>
18 (2006)	・	107.4 <115.2>	104.1	96.4 <95.6>	・	・	・	83.4 <80.0>	73.2 <76.1>	・	109.8	<114.6>
19 (2007)	・	161.9 <117.2>	148.5	132.6 <99.6>	・	・	・	234.3 <89.1>	178.1 <84.0>	・	153.5	<120.9>
20 (2008)	・	203.6 <116.3>	196.7	196.5 <114.5>	・	・	・	1,176.2 <112.5>	511.4 <92.8>	・	204.2	<127.0>
21 (2009)	・	92.8 <128.8>	98.7	92.8 <115.3>	・	・	・	73.7 <114.5>	58.8 <91.3>	・	81.3	<106.6>
22 (2010)	・	131.3 <128.1>	137.5	120.5 <113.3>	・	・	・	133.8 <114.6>	106.8 <96.5>	・	80.4	<79.4>
23 (2011)	・	111.8 <122.5>	108.2	117.0 <117.8>	・	・	・	104.9 <118.0>	92.6 <97.3>	・	85.0	<93.8>
24 (2012)	・	82.6 <115.6>	85.6	109.6 <129.7>	・	・	・	67.3 <123.1>	65.3 <97.9>	・	85.5	<121.5>
25 (2013)	・	84.4 <108.1>	84.8	109.2 <123.1>	・	・	・	75.8 <103.0>	68.6 <78.5>	・	82.6	<105.2>
26 (2014)	・	73.4 <101.6>	71.0	88.9 <110.1>	・	・	・	61.5 <93.0>	58.3 <81.7>	・	64.3	<88.5>
27 (2015)					141.5						131.6	<86.2>
28 (2016)					86.0						84.2	
29 (2017)					79.1						80.7	
30 (2018)					97.1						97.4	
令和 元 (2019)					138.3						160.2	

注1 厚生年金計及び旧厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。  
 注2 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は平成9(1997)年4月に、旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。  
 注3 平成26(2014)年度までの国共済、旧三共済、地共済、私学共済及び旧農林年金の収支比率は、職域加算部分等を含んだものである。  
 注4 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2(1990)年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。  
 注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。  
 注6 <>内の数値は、簿価ベースである。

積立比率の推移

年度	厚生年金計	旧厚生年金		国共済	旧三共済			地共済	私学共済	旧農林年金	国民年金(国民年金勘定)	
		実績	実績推計		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ				実績	実績推計
昭和 61 (1986)	・	… <6.8>	…	… <9.5>	<1.7>	<10.2>	<5.3>	… <15.9>	… <14.4>	<7.0>	… <2.7>	…
62 (1987)	・	… <6.8>	…	… <9.0>	<1.6>	<8.5>	<4.3>	… <13.8>	… <14.1>	<6.6>	… <2.4>	…
63 (1988)	・	… <8.0>	…	… <10.4>	<1.6>	<8.6>	<4.1>	… <13.2>	… <20.3>	<7.3>	… <2.4>	…
平成 元 (1989)	・	… <6.8>	…	… <8.4>	<1.7>	<8.3>	<3.4>	… <15.0>	… <17.8>	<6.1>	… <2.6>	…
2 (1990)	・	… <6.7>	…	… <8.0>	<0.9>	<8.4>	<2.7>	… <12.7>	… <14.8>	<6.0>	… <3.1>	…
3 (1991)	・	… <6.6>	…	… <7.8>	<0.9>	<8.2>	<2.6>	… <12.8>	… <14.8>	<5.9>	… <4.1>	…
4 (1992)	・	… <6.7>	…	… <7.8>	<0.9>	<7.9>	<2.5>	… <13.0>	… <14.0>	<5.9>	… <4.4>	…
5 (1993)	・	… <6.8>	…	… <7.9>	<1.0>	<8.1>	<2.6>	… <12.9>	… <13.7>	<6.0>	… <4.4>	…
6 (1994)	・	… <6.6>	…	… <7.9>	<1.1>	<7.7>	<2.5>	… <12.6>	… <13.4>	<6.0>	… <3.8>	…
7 (1995)	・	… <6.3>	…	… <7.4>	<1.2>	<7.4>	<2.4>	… <12.2>	… <12.9>	<5.5>	… <4.1>	…
8 (1996)	・	… <6.2>	…	… <7.4>	<1.3>	<7.5>	<2.4>	… <12.8>	… <13.0>	<5.4>	… <5.2>	…
9 (1997)	・	… <6.1>	…	… <7.6>	・	・	・	… <13.0>	… <12.7>	<5.2>	… <4.8>	…
10 (1998)	・	… <6.0>	…	… <7.7>	・	・	・	… <12.6>	… <12.4>	<5.1>	… <4.9>	…
11 (1999)	・	… <6.2>	…	7.7 <7.6>	・	・	・	… <12.4>	… <12.3>	<5.1>	… <5.1>	…
12 (2000)	・	… <6.1>	7.5	7.5 <7.3>	・	・	・	… <12.4>	… <11.9>	<5.0>	… <5.2>	6.2
13 (2001)	・	5.9 <5.9>	7.3	7.4 <7.3>	・	・	・	… <12.3>	… <11.7>	<4.8>	… <5.0>	6.0
14 (2002)	・	5.5 <5.6>	6.9	7.3 <7.2>	・	・	・	… <12.0>	… <11.4>	・	4.8 <4.9>	5.8
15 (2003)	・	5.2 <5.5>	6.6	7.1 <7.0>	・	・	・	11.2 <11.4>	10.8 <10.7>	・	4.6 <4.8>	5.5
16 (2004)	・	5.2 <5.2>	6.4	7.3 <7.2>	・	・	・	10.9 <10.9>	10.6 <10.5>	・	4.6 <4.7>	5.6
17 (2005)	・	5.2 <5.2>	6.2	7.5 <7.4>	・	・	・	10.7 <10.5>	10.6 <10.3>	・	4.3 <4.3>	5.2
18 (2006)	・	5.2 <4.9>	6.2	7.4 <7.1>	・	・	・	11.2 <10.6>	10.8 <10.3>	・	4.0 <3.8>	5.0
19 (2007)	・	5.0 <4.7>	6.0	7.0 <6.7>	・	・	・	11.1 <10.5>	10.6 <10.1>	・	3.9 <3.7>	4.9
20 (2008)	・	4.6 <4.5>	5.5	6.4 <6.3>	・	・	・	10.0 <10.1>	9.8 <9.9>	・	3.6 <3.5>	4.6
21 (2009)	・	4.1 <4.3>	4.9	6.0 <6.3>	・	・	・	9.2 <10.0>	9.1 <9.9>	・	4.0 <4.3>	5.2
22 (2010)	・	4.1 <4.1>	4.8	6.1 <6.2>	・	・	・	9.7 <10.0>	9.0 <9.0>	・	5.7 <5.6>	7.3
23 (2011)	・	3.9 <3.9>	4.7	5.7 <5.8>	・	・	・	9.3 <9.7>	8.6 <8.7>	・	5.2 <5.2>	6.7
24 (2012)	・	3.9 <3.8>	4.6	5.1 <5.1>	・	・	・	8.8 <9.1>	7.7 <7.7>	・	3.9 <3.9>	5.1
25 (2013)	・	4.0 <3.6>	4.7	5.1 <5.0>	・	・	・	8.9 <8.5>	8.1 <7.7>	・	4.3 <3.9>	5.5
26 (2014)	・	4.1 <3.5>	4.8	5.1 <4.9>	・	・	・	9.4 <8.6>	8.9 <8.2>	・	5.0 <4.2>	6.4
27 (2015)	5.2	4.5 <3.5>	5.2	5.2				5.4	5.2		6.0 <4.7>	7.5
28 (2016)	4.9	4.8		4.9				5.0	4.9		6.6	
29 (2017)	5.0	4.9		4.9				5.6	4.8		7.1	
30 (2018)	5.1	5.1		5.1				5.8	5.1		7.8	
令和 元 (2019)	5.1	5.1		5.0				5.7	5.1		8.1	

注1 旧厚生年金(実績推計)及び厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分、国庫負担繰延額を含めた推計値である。  
 注2 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は平成9(1997)年4月に、旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。  
 注3 平成26(2014)年度までの国共済、旧三共済、地共済、私学共済及び旧農林年金の積立比率は、職域加算部分等を含んだものである。  
 注4 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2(1990)年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。  
 注5 平成27(2015)年度の積立比率算出における国共済、地共済及び私学共済の積立金は、単年度収支状況(厚生年金相当部分の推計)から算出した前年度末積立金(推計値)である。  
 注6 平成27(2015)年度の積立比率算出における国共済、地共済及び私学共済の積立金は、単年度収支状況(厚生年金相当部分の推計)から算出した前年度末積立金(推計値)である。  
 注7 国民年金(国民年金勘定)の実績推計は、国庫負担繰延額を含めた推計値である。  
 注8 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。  
 注9 <>内の数値は、簿価ベースである。

## 5 最近の経済等の状況

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
①消費者物価指数の前年比 ( % 暦年)	0.8	△ 0.1	0.5	1.0	0.5
②ベンチマーク収益率 (年度)					
国内債券 ( %)	4.30	△ 0.79	0.74	1.38	△ 0.49
国内株式 ( %)	△ 10.82	14.69	15.87	△ 5.04	△ 9.50
外国債券 ( %)	△ 2.74	△ 5.41	4.23	2.46	4.37
外国株式 ( %)	△ 9.66	14.61	9.70	8.21	△ 13.40
③国内債券 (新発10年国債利回り) ( % 年度末)	△ 0.04	0.07	0.05	△ 0.09	0.02
④国内株式 (TOPIX配当なし) (ポイント 年度末)	1,347.20	1,512.60	1,716.30	1,591.64	1,403.04
増減率 ( % 年度末)	△ 12.70	12.28	13.47	△ 7.26	△ 11.85
⑤国内株式 (日経平均株価) (円 年度末)	16,758.67	18,909.26	21,454.30	21,205.81	18,917.01
増減率 ( % 年度末)	△ 12.75	12.83	13.46	△ 1.16	△ 10.79
⑥外国債券 (米国10年国債利回り) ( % 年度末)	1.77	2.39	2.74	2.41	0.67
⑦外国株式 (NYダウ) (ドル 年度末)	17,685.09	20,663.22	24,103.11	25,928.68	21,917.16
増減率 ( % 年度末)	△ 0.51	16.84	16.65	7.57	△ 15.47
⑧外国為替 (ドル/円) (年度末)	112.40	111.43	106.35	110.69	107.96
⑨実質GDP成長率 ( % 前年度比)	1.7	0.8	1.8	0.3	△ 0.3
⑩完全失業率 ( % 暦年)	3.4	3.1	2.8	2.4	2.4
⑪人口 (千人 各年10月1日現在)					
総人口	127,095	126,933	126,706	126,443	126,167
年少人口 (0~14歳)	15,945	15,780	15,592	15,415	15,210
生産年齢人口 (15~64歳)	77,282	76,562	75,962	75,451	75,072
老年人口 (65歳以上)	33,868	34,591	35,152	35,578	35,885
⑫合計特殊出生率 (暦年)	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36
⑬65歳の平均余命 (男) (年 暦年)	19.41	19.55	19.57	19.70	19.83
⑭ 同 (女) (年 暦年)	24.24	24.38	24.43	24.50	24.63

引用：①総務省「消費者物価指数年報」（総合指数、全国）、

②～⑧は年金積立金管理運用独立行政法人「業務概況書」（②について、国内債券は複合ベンチマーク収益率（注1）、国内株式はTOPIX配当込み、外国債券はFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）、外国株式はMSCI ACWI（除く日本、円ベース）（注2））

（注1）NOMURA-BPI「除くABS」、NOMURA-BPI国債、NOMURA-BPI/GPIF Customized、NOMURA J-TIPS Index（フロアあり）及びNOMURA-BPI物価連動国債プラスの複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）。

（注2）MSCI ACWIは、「除く日本、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後」で算出したもの。

※なお、上記の注書きは令和元(2019)年度のものである。

⑨は内閣府「国民経済計算（2015年（平成27年）基準・2008SNA）」（国内総生産（支出側））、

⑩は総務省「労働力調査」（就業状態別15歳以上人口—全国）、

⑪は総務省「人口推計」（平成26年の総人口は平成22年及び27年国勢調査結果による補間補正人口）、

⑫は厚生労働省「人口動態統計」、⑬⑭は厚生労働省「簡易生命表」（ただし、平成27年は「完全生命表」）



## 6 令和2(2020)年年金改正法の概要

## 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

(令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布)

## 改正の趣旨

より多くの人により長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

## 改正の概要

1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】
  - ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(現行500人超→100人超→50人超)。
  - ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
  - ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。
2. 在職中の年金受給の見直し【厚生年金保険法】
  - ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
  - ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和2年度額)に引き上げる。)
3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】
 

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。
4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】
  - ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。
 

※ 企業型DC: 厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC (iDeCo): 公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
  - ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。
5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】
  - ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
  - ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
  - ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体の年数は政令で規定)
  - ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報照会の対象者の見直し
  - ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

## 施行期日

令和4(2022)年4月1日(ただし、1①は令和4(2022)年10月1日・令和6(2024)年10月1日、1②・③は令和4(2022)年10月1日、4①は令和4(2022)年10月1日・同年5月1日等、4②は公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日・令和4(2022)年10月1日等、5②・③は令和3(2021)年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3(2021)年3月1日 等)

## 7 用語解説

ここでは、以下の用語について、解説している（解説文中に下線を付した用語については、別に解説がある。）。なお、用語については、五十音順に配している。

### 【か行】

- 解散厚生年金基金等徴収金
- 基礎年金給付費
- 基礎年金拠出金
- 基礎年金交付金
- 基礎年金相当給付費
- 基礎年金等給付費
- 基礎年金費用
- 基礎年金費用率
- 旧厚生年金
- 旧厚生年金の実績推計
- 給付費
- 共済組合等
- 経過的長期経理
- 厚生年金、厚生年金勘定、旧厚生年金
- 厚生年金保険経理
- 厚生年金基金の代行部分
- 厚生年金拠出金
- 厚生年金交付金
- 国民年金、国民年金（国民年金勘定）、国民年金（基礎年金勘定）、国民年金勘定、基礎年金勘定
- 国民年金の実績推計
- 国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金
- 国共済と地共済の財政調整
- 国共済＋地共済
- 国庫・公経済負担
- 国庫負担繰延

### 【さ行】

- 財政検証
- 財政再計算
- 財政の現況及び見通し
- 実施機関
- 実質的な運用利回り
- 実質的な支出
- 収支比率

- 承継資産
- 職域等費用納付金
- 職域加算部分
- 政府負担金
- 総合費用
- 総合費用率

### 【た行】

- 代行部分
- 短時間労働者
- 単年度収支状況
- 長期経理
- 追加費用
- 通老・通退相当
- 積立金相当額納付金
- 積立比率
- 独自給付費
- 独自給付費率
- 特別国庫負担
- 特別支給の老齢・退職年金
- 独立行政法人福祉医療機構納付金

### 【な行】

- 年金総額
- 年金扶養比率
- 年金保険者拠出金
- 納付率

### 【は行】

- 賦課方式
- 平均年金月額
- 報酬、賞与、総報酬
- 保険料水準固定方式
- 保険料比率

### 【ま行】

- みなし基礎年金給付費
- 免除保険料

### 【や行】

- 有限均衡方式

### 【ら行】

- 老齢・退年相当と通老・通退相当

- 用語解説参考図表 1 被用者年金の給付構造（老齢・退職年金の場合）  
 用語解説参考図表 2 国庫が負担する費用一覧（国民年金及び厚生年金の場合）  
 用語解説参考図表 3 特別支給の老齢・退職厚生年金の支給開始年齢

## ○解散厚生年金基金等徴収金

厚生年金基金が解散または確定給付企業年金に移行する際、代行部分に関する権利義務は国に引き継がれるが、それに伴って解散厚生年金基金等から国庫（厚生年金勘定）に納められるもの。物納による徴収分は、ここには含まず、直接積立金に入る。

## ○基礎年金給付費

昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入以降に新法の基礎年金として裁定された老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の給付に要する費用のことであり、全国民共通の給付として基礎年金勘定から支払われる。

## ○基礎年金拠出金

基礎年金等給付費を分担して負担するため、国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等が基礎年金勘定に納付する又は繰り入れる額のことである。

厚生年金の実施機関と国民年金（国民年金勘定）は、基礎年金等給付費の額から所定の特別国庫負担の額を控除した額を、被保険者数（基礎年金拠出金算定対象者数）に応じて分担して負担する。ただし、毎年度の決算額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計である（概算額と確定額の差額は、翌々年度に精算される。）。

### ●保険料・拠出金算定対象額

基礎年金等給付費の額から所定の特別国庫負担の額を控除した額

### ●基礎年金拠出金算定対象者

厚生年金の実施機関の場合は国民年金第 2 号被保険者（20 歳以上 60 歳未満の者に限る。）と国民年金第 3 号被保険者の人数の合計である。

国民年金（国民年金勘定）の場合は国民年金第 1 号被保険者数について年間の保険料納付済月数の総数を 12 で割ることで人数換算したものである。ただし、半額免除の場合は 1/2 月、平成 18(2006)年 7 月に導入された多段階免除制度における 4 分の 1 免除、4 分の 3 免除の場合はそれぞれ 3/4 月、1/4 月として計上される。例えば、半額免除の者が 1 年間保険料を納付した場合には 1/2 人とカウントされる。

### ●基礎年金拠出金単価

保険料・拠出金算定対象額を基礎年金拠出金算定対象者数で除したものであり、基礎年金拠出金算定対象者 1 人当たりの保険料・拠出金算定対象額を意味する。

### ●厚生年金の各実施機関と国民年金（国民年金勘定）が負担する基礎年金拠出金額

基礎年金拠出金単価×当該実施機関又は制度の基礎年金拠出金算定対象者数

### ○基礎年金交付金

昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入前の国民年金及び被用者年金（旧法年金）の給付費のうち基礎年金に相当する給付に要する費用（基礎年金相当給付費）に充てるため、基礎年金勘定から国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等に繰り入れられる又は交付される額のことである。

### ○基礎年金相当給付費〔＝みなし基礎年金給付費〕

昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入前の旧法に基づき裁定された年金給付のうち昭和 36（1961）年 4 月以降の加入期間に基づき支給される基礎年金に相当する部分の給付に要する費用のことである。みなし基礎年金給付費ともいう。

### ○基礎年金等給付費

基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計のことである。

### ○基礎年金費用

基礎年金拠出金から基礎年金拠出金にかかる国庫・公経済負担を除いたものである。

### ○基礎年金費用率

基礎年金費用の標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金費用}}{\text{標準報酬総額}}$$

基礎年金費用率は総合費用率を分解したものである。

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費率} + \text{基礎年金費用率}$$

### ○旧厚生年金

「厚生年金、厚生年金勘定、旧厚生年金」を参照。

### ○旧厚生年金の実績推計

厚生年金の財政検証では、厚生年金基金の代行部分を含めた厚生年金制度全体について将来見通しが作成されている。さらに、将来見通しにおいては、返済期日の定まっていない国庫負担繰延額については当初から積立金額に加算され、給付費は基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されている。

そこで、将来見通しと比較するために、厚生年金勘定の実績（時価ベース）に以下の修正を加えた「旧厚生年金の実績推計」を作成している。

- ① 厚生年金基金の代行部分の取扱い
  - 保険料収入に厚生年金基金に係る免除保険料を加える。
  - 給付費に厚生年金基金から給付されている代行給付額（年度末の最低責任準備金を算出する際に用いられている額）を加える。
  - 積立金額に厚生年金基金の最低責任準備金を加え、運用損益にその修正等により発生したであろう運用損益を加える。
  - 収入から解散厚生年金基金等徴収金を控除する。
- ② 国庫負担の繰延べ額などの取扱い
  - 積立金額に国庫負担の繰延べ額（当該繰延べ額に係る運用損益相当額を含む。）を加える。
  - 収入から「積立金より受入」を控除する。
- ③ 基礎年金交付金、職域等費用納付金の取扱い
 

将来見通しと比較できる内容とするため、収入から基礎年金交付金及び職域等費用納付金を、給付費から基礎年金交付金相当額及び職域等費用納付金相当額を控除する。

## ○給付費

厚生年金においては「保険給付」（共済組合等の一元化前の共済法に基づき裁定された共済年金においては「長期給付」）に、国民年金（国民年金勘定）においては昭和61(1986)年度の基礎年金制度導入前の旧法国民年金の「給付」及び同改正後の新法国民年金の基礎年金以外の「給付」に、それぞれ要する費用のことである。

（留意点）

- ・国民年金（国民年金勘定）の給付費には、新法国民年金の基礎年金の給付に要する費用（基礎年金給付費）は含まれず（これは基礎年金勘定から支給される。）、基礎年金相当給付費は含まれる。
- ・平成25(2013)年度までの国民年金（国民年金勘定）の給付費には、老齢福祉年金の給付に要する費用は含まれない（旧福祉年金勘定に含まれる）。
- ・平成26(2014)年度に国民年金勘定に旧福祉年金勘定が統合されたが、旧福祉年金勘定に係る給付費及び国庫・公経済負担については、本報告においては、それぞれ、給付費及び国庫公経済負担に含めていない。
- ・厚生年金の各実施機関の給付費には、基礎年金給付費は含まれず（これは基礎年金勘定から支給される。）、基礎年金相当給付費は含まれる。
- ・厚生年金の各実施機関の給付費には、原則60～64歳の者に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金の給付に要する費用が含まれるが、これには報酬比例部分のほか定額部分も含まれる。

- ・平成 16(2004)年度以降の厚生年金の給付費には、厚生年金基金への政府負担金を含む。

### ○共済組合等

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金の一元化後の厚生年金の実施機関のうち、

- ① 国家公務員共済組合（国家公務員共済組合連合会を含む。）
- ② 地方公務員共済組合（全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会を含む。）
- ③ 日本私立学校振興・共済事業団

を本報告では共済組合等としている。

### ○経過の長期経理

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金の一元化により、共済組合等の職域加算部分（旧 3 階部分）は廃止されたが、一元化前に受給権が発生した共済年金には職域加算額が含まれ、また一元化後に受給権が発生する共済組合等の厚生年金の受給者には一元化前の期間に係る共済年金（経過の職域加算額）の給付も行われる。この職域加算額と経過の職域加算額を管理運用する経理のことである（私学共済においては「厚生年金勘定・職域年金経理」である。）。

### ○厚生年金、厚生年金勘定、旧厚生年金

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金の一元化により、厚生年金は全ての被用者が加入する制度となったが、被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合等を実施機関として活用することとされた。厚生年金の被保険者は実施機関に応じ、民間被用者は第 1 号厚生年金被保険者、国共済の組合員たる国家公務員は第 2 号厚生年金被保険者、地共済の組合員たる地方公務員は第 3 号厚生年金被保険者、私学共済の加入者たる私立学校教職員は第 4 号厚生年金被保険者となっている。

被用者年金の一元化の経緯から、「厚生年金」という用語は、

- ① 全被用者共通の年金制度として用いられる場合
- ② 厚生年金保険の実施者たる政府に係る保険料の収入、給付の支出等を管理運用し、共済組合等との間で厚生年金拠出金や厚生年金交付金の授受を行う「年金特別会計厚生年金勘定」に係る部分に限定して用いられる場合

の 2 つがある。

これらを区別するため、本報告では、「厚生年金」は全被用者共通の年金制度として用い、厚生年金勘定から直接給付される受給権者及びその年金については「旧厚生

年金」としている。

### ○厚生年金保険経理

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化後の共済組合等において、厚生年金相当部分を管理運用する経理のことである（私学共済においては「厚生年金勘定・厚生年金経理」である。）。

### ○厚生年金基金の代行部分

「代行部分」、「免除保険料」の項を参照。

### ○厚生年金拠出金

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化後、厚生年金等給付に要する費用を分担するため、共済組合等から厚生年金勘定に納付される拠出金のことである。

具体的には、厚生年金の全実施機関について厚生年金等給付費（国庫・公経済負担及び追加費用を除いたもの）及び基礎年金拠出金（国庫・公経済負担を除いたもの）を合計した厚生年金拠出金算定対象額に、共済組合等のそれぞれにおいて標準報酬按分率と積立金按分率を乗じ、基礎年金拠出金（国庫・公経済負担を除いたもの）を控除したものとなっている。ただし、当分の間、激変緩和措置として、厚生年金拠出金算定対象額の半分のみが標準報酬按分及び積立金按分とされ、残り半分は支出費按分とされている。

（注）厚生年金等給付費については 1-2-17(52 頁)を参照。

### ○厚生年金交付金

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化後、共済組合等は、厚生年金相当給付（共済年金のうち厚生年金に相当する部分の給付）のほか、各共済組合等に係る厚生年金給付の給付を行うが、これらの給付のために厚生年金勘定から共済組合等に交付される交付金のことである。具体的には、当該共済組合等が支給する厚生年金等給付費（厚生年金相当給付費と厚生年金給付費の合計）から国庫・公経済負担及び追加費用を控除した額である。

（注）厚生年金相当給付、厚生年金給付、厚生年金等給付費については 1-2-17(52 頁)を参照。

### ○国民年金、国民年金（国民年金勘定）、国民年金（基礎年金勘定）、国民年金勘定、基礎年金勘定

国民年金の被保険者は、

- ① 国民年金第1号被保険者（国民年金第2号及び第3号被保険者のいずれにも該当しない20歳以上60歳未満の者。自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人など）
- ② 国民年金第2号被保険者（厚生年金の被保険者。ただし、65歳以上で老齢給付の受給権を有する者は除く。）
- ③ 国民年金第3号被保険者（国民年金第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者）
- ④ 任意加入被保険者（厚生年金の被保険者でない60歳以上65歳未満の国内居住者や20歳以上65歳未満の国外居住者などであって、国民年金の被保険者となることを厚生労働大臣に申し出た者）

である。

国民年金の給付には、年金特別会計基礎年金勘定から支給される全国民共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金）がある。また、年金特別会計国民年金勘定から支給される国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者に係る付加年金等の国民年金独自の給付や、昭和61(1986)年度の基礎年金制度導入前の旧法による年金の給付がある。

本報告では、年金特別会計基礎年金勘定に係る事項については「基礎年金勘定」あるいは「国民年金（基礎年金勘定）」と、年金特別会計国民年金勘定に係る事項については「国民年金勘定」あるいは「国民年金（国民年金勘定）」と表記する。

なお、単に「国民年金」と呼ぶ場合には、全国民共通の「基礎年金」として用いられる場合と、決算における「国民年金勘定」に対応するものや、国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者に係る部分に限定して用いられる場合がある。

## ○国民年金の実績推計

国民年金（国民年金勘定）の財政検証では、国庫負担繰延額については当初から積立金額に加算され、給付費は基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されている。

そこで、将来見通しと比較するために、国民年金勘定の実績（時価ベース）に以下の修正を加えた「実績推計」を作成している。

- ① 国庫負担繰延額などの取扱い
  - 積立金額に国庫負担繰延額（当該繰延額に係る運用損益相当額を含む。）を加える。
  - 収入から「積立金より受入」を控除する。
- ② 基礎年金交付金の取扱い
  - 将来見通しにおいては、給付費は基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付



部分について示されていることから、収入から基礎年金交付金を、給付費から基礎年金交付金相当額を控除する。

## ○国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金

旧三公社共済組合（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の厚生年金への統合（平成 9(1997)年 4 月）に伴う支援措置に基づき、国共済、地共済、私学共済及び農林年金は厚生年金に拠出金を納付していた。なお、この拠出金は、平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化に伴い廃止されている。

### ●国共済組合連合会等拠出金収入

厚生年金における国共済、地共済、私学共済及び農林年金から納付される拠出金収入の合計額のことである。

### ●年金保険者拠出金

国共済、地共済、私学共済及び農林年金の各制度における厚生年金に納付する拠出金のことである。この合計額は国共済組合連合会等拠出金収入と一致する。

## ○国共済と地共済の財政調整

国共済と地共済の財政単位の一元化に伴い、平成 16(2004)年 10 月から実施されている国共済と地共済の間の財政調整のことであり、費用負担の平準化のための財政調整（財政調整A）と年金給付に支障を来さないための財政調整として、収支に着目した財政調整（財政調整B）及び積立金に着目した財政調整（財政調整C）がある。この財政調整による拠出金が「財政調整拠出金」、その受入れ額が「財政調整拠出金収入」である。

## ○国共済＋地共済

国共済と地共済は、決算はそれぞれで行われているものの、平成 16(2004)年度から財政的に一元化されているため、実績と令和元(2019)年財政検証結果との比較にあたっては、年金数理部会において国共済及び地共済を合計したもの（「国共済＋地共済」と表記）について行っている。

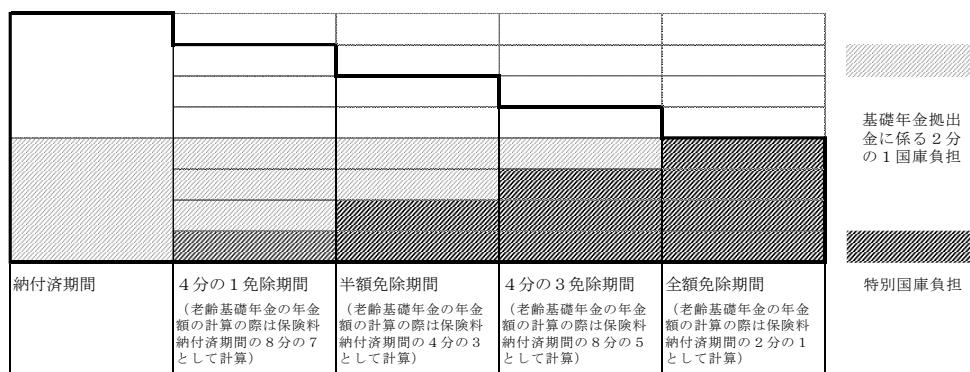
## ○国庫・公経済負担

基礎年金拠出金の 2 分の 1（平成 15(2003)年度までは 3 分の 1 であったが平成 16(2004)年度から段階的に引上げられ平成 21(2009)年度に 2 分の 1 となった。なお、平成 18(2006)年度は約 35.8%（3 分の 1 + 1000 分の 25）、平成 19(2007)年度、平成 20(2008)年度は約 36.5%（3 分の 1 + 1000 分の 32）である。）に相当する額、厚生年

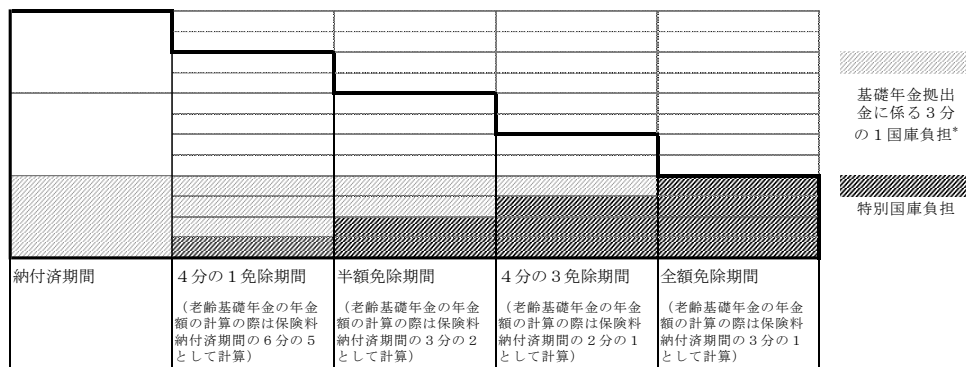
金においては昭和36年4月前の加入期間に係る給付に要する費用（恩給公務員等期間に係る費用は除く。）の一定割合（旧厚生年金（旧農林年金を除く）は20%、国共済及び地共済は15.85%、私学共済及び旧農林年金は19.82%）に相当する額、国民年金にあっては国民年金の保険料免除期間に係る基礎年金給付費の全額（全額免除期間）又は<sup>注1</sup>5分の3（4分の3免除期間）、3分の1（半額免除期間）、7分の1（4分の1免除期間）、20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の一部など<sup>注2</sup>を国庫又は地方公共団体等が負担するものとされており、これらの負担額のことである。

〔⇒用語解説参考図表2 国庫が負担する費用一覧 参照〕

注1 国民年金保険料免除期間（平成21年度以降の免除期間）に係る国庫負担（太枠内が老齢基礎年金の給付額に相当）



(参考) 国民年金保険料免除期間（平成20年度以前の免除期間）に係る国庫負担（太枠内が老齢基礎年金の給付額に相当）



\* 平成16(2004)年度以降、従来の3分の1から段階的に引き上がった。

注2 上記以外の国庫・公経済負担の例

- ・旧法国民年金の保険料免除期間に係る給付費に対するもの、旧法障害福祉年金等の20/100\*、優遇分（いわゆる嵩上げ（カサ上げ）加算分）の4分の1及び5年年金の8分の1
  - ・旧法被用者年金の老齢年金に相当する分のうち国民年金の嵩上げ相当分の4分の1
  - ・新法国民年金の付加年金に対するもの
- など

\* 平成17(2005)年度までは40/100、平成18(2006)年度は38/100、平成19(2007)・20(2008)年度は37/100。

## ○国庫負担繰延

厚生年金勘定及び国民年金勘定の国庫負担について、過去においては国の厳しい財政状況に鑑み、やむを得ずその一部が繰り延べられたことがある。このときに繰り延べられた国庫負担については年金財政の安定が損なわれることのないよう、運用損益相当額を含め後日返済されることが法律に明記されている。

## ○財政検証

平成 16(2004)年の制度改正により保険料水準固定方式により運営されることとなった厚生年金、国民年金において、従来の財政再計算に代わって、少なくとも5年ごとに行われる「財政の現況及び見通しの作成」のことである。

なお、平成 13(2001)年 3 月 16 日付けの閣議決定により、社会保障審議会年金数理部会で行うことになった、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政検証・財政再計算時に行う検証を指す場合もある。現在は、両者を区別するため、年金数理部会においては、「財政検証・財政再計算時の検証（ピアレビュー）」または「財政検証・財政再計算時のピアレビュー」と称することとしている。また、旧社会保障制度審議会年金数理部会においても、平成 8(1996)年 3 月 8 日付けの閣議決定において、同様のことを行うもの（本文 1-3-4 を参照）とされていた。

## ○財政再計算

保険料水準固定方式が導入される前の公的年金では、保険料(率)は、給付に要する費用額等を予想し、将来にわたって財政の均衡が保たれるように計算されていたが、実際の被保険者数や受給者数、財政状況は必ずしも予想どおりとはならないので、少なくとも5年に一度、経済社会の変化・事業状況に基づき予想の前提等を改めた上、収入と支出の長期的均衡が図られるよう、保険料(率)及び財政見通しを再計算することとされていた。これが財政再計算である。財政再計算を実施する際には、給付設計の見直しなどの制度改正も併せて行われることが多かった。

なお、平成 16(2004)年の制度改正で保険料水準固定方式となったため、厚生年金及び国民年金は、財政再計算に代わって、「財政の現況及び見通しの作成」を行うこととなった。

## ○財政の現況及び見通し

平成 16(2004)年の制度改正で、厚生年金、国民年金については、財政再計算に代わって、少なくとも5年ごとに、財政の現況及び財政均衡期間における見通し（以下、「財政の現況及び見通し」という。）の作成を行うこととなった。ここで、財政均衡期間はおおむね 100 年間とされている。

また、財政の現況及び見通しを作成するに当たり、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、マクロ経済スライドによる給付水準調整を開始し、この調整を行う必要がなくなったと認められるときは、終了することとされている。

なお、財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しの作成が作成されるまでの間に所得代替率（標準的な年金受給世帯（夫婦2人）における年金額の現役男子の平均手取り賃金に対する比率）が50%を下回るような給付水準となることが見込まれる場合は、マクロ経済スライドの調整の終了等の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討することとされている。

平成27(2015)年10月の被用者年金の一元化後の令和元(2019)年の財政の現況及び見通しの作成は、一元化後の厚生年金全体で行われるとともに、旧厚生年金、国共済、地共済及び私学共済の見通しも示されている。

## ○実施機関

平成27(2015)年10月の被用者年金の一元化により、厚生年金は全ての被用者が加入する制度となったが、被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（本報告では共済組合等という）を活用することとされた。被用者年金の一元化後においては、従前から厚生年金の事業を実施してきた厚生労働大臣と共済組合等が厚生年金の実施機関である。

## ○実質的な運用利回り

名目運用利回りが名目賃金上昇率を上回る部分のことを、公的年金においては実質的な運用利回りという。

$$\text{実質的な運用利回り} = \frac{1 + \text{名目運用利回り}}{1 + \text{名目賃金上昇率}} - 1$$

これは、公的年金では、長期的には保険料や給付費が概ね名目賃金上昇率に応じて増減することから、実績と財政検証との比較に当たり、運用利回りの実績を財政検証で前提としている運用利回りと比較する際は、実質的な運用利回りについて行うことが適当であるためである。

なお、名目運用利回りが物価上昇率を上回る部分である実質運用利回りとは異なる指標であることに注意が必要である。

$$\text{実質運用利回り} = \frac{1 + \text{名目運用利回り}}{1 + \text{物価上昇率}} - 1$$

## ○実質的な支出

公的年金制度において、保険料収入、運用損益及び国庫・公経済負担で賄うことになる支出のことである。

$$\text{実質的な支出} = \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金}$$

厚生年金勘定→	+ 厚生年金交付金	- 厚生年金拠出金収入
厚生年金保険経理→	+ <u>厚生年金拠出金</u>	- <u>厚生年金交付金</u>
	+ 制度間調整拠出金 <sup>1</sup>	- 制度間調整交付金 <sup>2</sup>
	+ <u>年金保険者拠出金</u>	- <u>国共済組合連合会等拠出金収入</u>
	+ 財政調整拠出金	- 財政調整拠出金収入
		- <u>追加費用</u>
		- <u>職域等費用納付金</u>

なお、「実質的な支出」における「実質的な」は、社会保険制度として負担すべき意味での支出という意味の「実質的な」であって、「実質的な運用利回り」における「実質的な」とは意味が異なる。

## ○収支比率

保険料収入と運用損益の計に対する総合費用の比率である。

<sup>1</sup> 制度間調整拠出金とは、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成 9(1997)年 4 月 1 日廃止）に基づき、制度間調整交付金に要する費用に充てるため、厚生年金、各共済組合が厚生年金の制度間調整勘定に繰り入れる又は拠出する額のことである（精算措置があるため平成 11(1999)年度まで発生する。）。

<sup>2</sup> 制度間調整交付金とは、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法に基づき、厚生年金の制度間調整勘定から厚生年金、各共済年金に繰り入れられる又は交付される額のことである（精算措置があるため平成 11(1999)年度まで発生する。）。

なお、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置とは、老齢・退職年金のうち制度共通部分に係る費用負担を調整するもので、平成元(1989)年の年金制度改正において、公的年金一元化が行われるまでの当面の地ならし措置として導入された。昭和 59(1984)年の国家公務員共済組合法と公共企業体職員等共済組合法の統合に伴い、旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）が国共済の下に入り給付が揃えられることとなった際、国共済、日本たばこ共済、日本電電共済から国鉄共済に財政援助が行われることとなったが、この財政援助を拡大したものである。平成 2(1990)年度から始まったが、平成 9(1997)年度から旧三公社共済統合に伴う支援措置が始まった際に廃止となった。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{総合費用}}{\text{保険料収入} + \text{運用損益}}$$

### ○承継資産

旧年金福祉事業団が財政投融资制度を通じて資金を借り入れ行っていた資金運用業務を、平成 13(2001)年度に旧年金資金運用基金（平成 18(2006)年度より年金積立金管理運用独立行政法人）が引き継いだことに伴い、同基金が旧年金福祉事業団から承継した資産（当初約 26 兆円）のことである（財政融資資金（旧年金資金運用部）への借入金の返済義務という債務と共に引き継いでいる）。この資金運用業務は、借入金の償還が終了する平成 22(2010)年度に終了した。

### ○職域等費用納付金

平成 9(1997)年 4 月に当時の厚生年金に統合された旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金（統合時点で受給権が発生しているものに限る。）は、統合前の国家公務員等共済組合法による職域加算部分及び恩給公務員期間等に係る部分も含めて厚生年金が引き継いで支給するものとされているが、このうち職域加算部分及び恩給公務員期間等に係る部分の給付に要する費用に充てる分として、旧三公社共済の存続組合が厚生年金勘定に納付する額のことである。

### ○職域加算部分

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化前の共済年金の報酬比例部分の額は、厚生年金の給付乗率と同じ給付乗率で計算される額（厚生年金相当部分）に、別に定められた給付乗率を用いて計算される額を加算したものであるが、その加算額のことである。この職域加算部分については、被用者年金一元化に伴い将来に向けて廃止された。

なお、職域加算部分が、上記の形となったのは、昭和 61(1986)年 4 月の基礎年金導入以後である。基礎年金導入に伴い、それまでの共済年金は、基礎年金の上乗せ分として報酬比例年金を給付する新共済年金に改められたが、その報酬比例年金については、厚生年金と同じ年金額計算式からなる分に職域加算部分が加算される仕組となった。厚生年金と同じ算式による厚生年金相当分を 2 階部分、さらにその上乗せである職域加算部分を（旧）3 階部分ということがある。職域加算部分があるのは、元来、共済年金は、公的年金としての性格を有すると同時に、公務員制度等の一環としての年金制度という性格を有していることによる。なお、職域等費用納付金の額の計算の際に行われているように、旧共済年金についても、所定の方法で厚生年金相当分と職域

加算部分に分けて取り扱う場合がある。

【退職共済年金における厚生年金相当部分と職域加算部分の給付乗率】 (千分比)

適用する 組合員期 間 <sup>注2</sup>	平成12年改正（5%適正化）後の 年金額計算用			平成12年改正前の従前額計算用 （従前額保障の仕組がある）		
	厚生年金 相当部分	職域加算部分		厚生年金 相当部分	職域加算部分	
		組合員期 間が20年 以上の者	組合員期 間が1年 以上20年 未満の者		組合員期 間が20年 以上の者	組合員期 間が1年 以上20年 未満の者
平成15年 3月以前	9.5 <sup>注1</sup> ） 7.125	0.475 ） 1.425	0.238 ） 0.713	10.00 ） 7.5	0.5 ） 1.50	0.25 ） 0.75
平成15年 4月以後	7.308 ） 5.481	0.365 ） 1.096	0.183 ） 0.548	7.692 ） 5.769	0.385 ） 1.154	0.192 ） 0.577

注1 生年月日に応じて異なる。

注2 平成15(2003)年4月の総報酬制導入に伴い、年金額は組合員期間を標準報酬月額を用いる平成15(2003)年3月以前の期間と賞与を含んだ標準報酬を用いる平成15(2003)年4月以後の期間とに分けて計算される。

### ○政府負担金

昭和60年改正以降、厚生年金基金が代行給付を支給するにあたり、免除保険料でその財源が手当てされなかった部分に関し、経過的な財源調整措置として、給付時に政府が負担することとなった額のことである。

老齢厚生年金の給付乗率は生年月日及び加入期間の区分に応じて定められているが、免除保険料の算定基礎となる給付の範囲は、昭和60(1985)年度以前の期間は8/1000、昭和61(1986)年度から平成14(2002)年度までの期間は7.5/1000、平成15(2003)年度から平成16(2004)年度までの期間は5.769/1000、平成17(2005)年度以降の期間は5.481/1000が基準となっている。このため、生年月日等に応じて定められている代行給付の給付乗率のうち免除保険料で賄えない部分の費用について、政府が年金特別会計厚生年金勘定から政府負担金を交付することによって、財源を手当てすることになっている。

[「代行部分」、「免除保険料」の項を参照。]

### ○総合費用

実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）

$$\text{総合費用} = \text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}$$

## ○総合費用率

総合費用の標準報酬総額に対する比率である。積立金及びその運用損益がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当することから、純賦課保険料率と言われることもある。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{総合費用}}{\text{標準報酬総額}}$$

総合費用率は、独自給付費用率と基礎年金費用率に分解できる。

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費用率} + \text{基礎年金費用率}$$

なお、自営業者等を対象とする国民年金については、標準報酬という概念がないことから、総合費用率は定義されない。

## ○代行部分

老齢厚生年金（報酬比例部分）の給付のうち、厚生年金基金が国に代わって支給する部分（物価水準の変動に対応した給付改善分（スライド部分）と過去の賃金水準を現在の水準に見直すことによる給付改善分（再評価部分）を除いた部分）のことである。

[「免除保険料」、「政府負担金」の項を参照。]

## ○短時間労働者

1週間の所定労働時間又は1月間の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満であり、以下の要件を満たす厚生年金保険被保険者をいう。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 以下のいずれかに該当する事業所で働いていること

ア. 短時間労働者でない被保険者数が常時501人以上の企業の事業所または国、地方公共団体の事業所

イ. 短時間労働者でない被保険者数が常時500人以下の企業で、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている事業所

なお、いわゆる「短時間正社員」（他のフルタイムの正規型の労働者と比較し、その所定労働時間が短い正規型の労働者であって、期間の定めのない労働契約を締結しているものであり、かつ、時間当たり基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用される同種フルタイムの正規型の労働者と同等であるもの）は通常の労働



者に区分され、短時間労働者に区分されない。

### ○単年度収支状況

年金数理部会が公的年金各制度から報告を受けた財政収支状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したものである。

単年度収支状況の作成においては、

- ①単年度の収入総額は、「運用損益」、厚生年金及び国民年金の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いて算出
- ②単年度の支出総額は、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券売却損等」を「その他」から除いて算出
- ③運用損益分を除いた単年度収支残は、単年度の収入総額と支出総額の差としている。

### ○長期経理

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化前の共済組合等の共済年金を管理運用していた経理のことである。被用者年金一元化に伴い、長期経理は厚生年金保険経理（私学共済は厚生年金勘定・厚生年金経理）と経過的長期経理（私学共済は厚生年金勘定・職域年金経理）に分割・承継された。

### ○追加費用

国共済と地共済の制度発足（それぞれ昭和 34(1959)年、同 37(1962)年）前の恩給公務員期間等に係る給付費について、国及び地方公共団体等が当時の事業主として負担している費用のことである。整理資源ということもある。

国共済、地共済制度の発足までは、これらの費用については、恩給公務員期間は全額を、旧令共済期間については後発債務部分を、国や地方公共団体等が負担していた。国共済、地共済制度の発足に際して、これらの期間相当分の給付についても新しい制度の給付と通算して給付することとされたが、その費用負担としては、これらの期間の雇用主であった国・地方公共団体等が、将来における給付発生の都度支払う方法が採られた。このため、現在も毎年度、国又は地方公共団体等が当該給付分を追加費用として負担している。

### ○通老・通退相当

「老齢・退年相当と通老・通退相当」の項を参照。

### ○積立金相当額納付金

平成 9(1997)年 4 月の旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の当時の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧三公社共済の存続組合が分割して行っている納付金と、平成 14(2002)年 4 月の旧農林年金の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧農林年金の存続組合が納付した概算納付金及び精算納付金のことである。

なお、旧日本電信電話共済は平成 18(2006)年度が分割の最終年度であったことに加え、旧日本鉄道共済が平成 18(2006)年度に残額を一括納付したことにより、平成 18(2006)年度をもって積立金相当額納付金の支払は全て完了した。

### ○積立比率

総合費用（実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない分）に対する前年度末に保有する積立金の比率であり、前年度末（すなわち当年度初）の積立金が、総合費用の何年分に相当しているかを示す指標である。これは、世代間扶養を基本として運営される年金制度において急激な保険料負担増あるいは給付減を回避するために保有する積立金について、その規模を把握するための指標の一つである。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{総合費用}} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

なお、積立比率は積立度合（前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを示す指標）とは異なることに注意が必要である。

$$\text{積立度合} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} + \text{追加費用}}$$

### ○独自給付費用

総合費用から、国庫・公経済負担分を除いた基礎年金拠出金を控除したものである。

$$\text{独自給付費用} = \text{総合費用} - \text{基礎年金拠出金} \quad (\text{国庫・公経済負担分を除く})$$

### ○独自給付費用率

独自給付費用の標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{独自給付費用}}{\text{標準報酬総額}}$$

独自給付費用率は総合費用率を分解したものである。

総合費用率＝独自給付費用率＋基礎年金費用率

### ○特別国庫負担

本文図表 2-3-30 の特別国庫負担など、基礎年金拠出金を算定する際に基礎年金等給付費の額から控除する額のことを特別国庫負担と呼ぶ。特別国庫負担は、国民年金の保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費に関する国庫負担、旧国民年金法の老齢年金の嵩上げ加算分や5年年金の給付費に関する国庫負担など、基礎年金等給付費に含まれる費用に関する国庫負担のことである。

特別国庫負担には、基礎年金拠出金の2分の1に相当する額に係る国庫・公経済負担は含まれない。

〔⇒用語解説参考図表2 国庫が負担する費用一覧 参照〕

### ○特別支給の老齢・退職年金

昭和60(1985)年の制度改正により、老齢・退職年金の支給は原則65歳からになったが、旧制度から新制度に移行する間、経過的に60～64歳間に支給される、いわゆる「60歳代前半の老齢厚生年金・退職共済年金」のことである。65歳以降支給される「本来支給」に対して、「特別支給」として区別される。特別支給の老齢・退職年金は、加入期間に応じて計算される「定額部分」、平均標準報酬額と加入期間に応じて計算される「報酬比例部分」、「加給年金<sup>3</sup>」で構成される。

特別支給の老齢・退職年金は、定額部分の支給開始年齢が平成13(2001)年度から、報酬比例部分の支給開始年齢が平成25(2013)年度から、それぞれ生年月日に応じて61歳から64歳に段階的に引き上げられ、最終的には65歳支給開始の本来支給の年金のみとなる。なお、厚生年金の女性についてはそれぞれ5年遅れで引き上げられる。

〔⇒用語解説参考図表3 特別支給の老齢・退職年金の支給開始年齢 参照〕

### ○独立行政法人福祉医療機構納付金

旧年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を平成18(2006)年度以降は独立行政法人福祉医療機構が承継しており、当該業務で回収された回収金が年金特別会計へ納付されたもの<sup>4</sup>。

<sup>3</sup> 加入期間が20年（中高齢の特例の場合15～19年）以上ある年金の場合、生計を維持されている65歳未満の配偶者または18歳未満（18歳の誕生日の属する年度末まで）の子、20歳未満で1級・2級の障害の子がいるときに加算される年金額。

<sup>4</sup> 平成17(2005)年度末に旧年金資金運用基金が解散したことに伴い、年金住宅等融資事業等に係る財政融資資金からの長期借入金の繰上償還を行うなど、事業の廃止に必要な費用等を平成17(2005)年度に

## ○年金総額

ある時点においてとらえた受給権者又は受給者（受給権者のうち全額支給停止された者を除いたもの）について、その時点で裁定済の受給権ベースの年金額（年額）を総和したものである。したがって、受給者の年金総額には一部支給停止されている金額も含んでいる。受給権者の年金総額と受給者の年金総額との差は全額停止された年金額の総和である。

なお、これは、受給者に実際に支給される年金の給付に要する費用を財政収支の支出項目として捉えた給付費とは別の概念であり、その差は、上で述べた一部支給停止額や各年度内での新規裁定や失権といった支給状況の違いにより発生する。

## ○年金扶養比率

被保険者数と老齢・退年相当の受給権者数の比率である。1人の老齢・退年相当の受給権者を、何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度(末)被保険者数}}{\text{年度(末)老齢・退職年金（老齢・退年相当）受給(権)者数}}$$

## ○年金保険者拠出金

「国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金」の項を参照。

## ○納付率

国民年金の納付月数を納付対象月数で除したものであり、月数ベースで算出した納付割合である。ここで、「納付対象月数」とは、ある年度について保険料として納付すべき月数（法定免除、申請全額免除、学生納付特例及び納付猶予に係る月数を含まない）をいい、「納付月数」とは、納付すべき月数のうち、実際に納付された月数をいう。

### ●現年度納付率

ある年度の保険料（当該年4月分～翌年3月分まで）について、納付すべき月数に対し、当該年度中（翌年度4月末まで）に納付された月数の割合をいう。

### ●最終納付率

ある年度の保険料について、納付すべき月数に対し、時効前（納期から2年以内）

---

厚生年金、国民年金から支出した（財政融資資金繰上償還等資金財源）ため、平成18年度以降は、回収金が厚生年金、国民年金の収入として計上される。

なお、平成18(2006)年度については、「旧年金資金運用基金の解散に伴い年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入」（年金資金運用基金資産承継収入）という名称で、それぞれの会計に計上された。

までに納付された月数の割合をいう。

## ○賦課方式

賦課方式とは、年金給付に必要な費用を、その都度、被保険者（加入者）からの保険料で賄っていく財政方式である。一方、積立方式とは、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てていく財政方式である。

厚生年金及び国民年金においては、保険料水準を将来に向けて、段階的に上げていくこととしていた。このように、保険料水準を将来に向けて段階的に上げていくことをあらかじめ想定して将来見通しを作成し、財政運営を行う財政方式のことを段階保険料方式という。

平成 16(2004)年の制度改正では、保険料水準を段階的に上げて、平成 29(2017)年度以降、一定の水準で固定し、給付水準を自動調整するという保険料水準固定方式がとられたが、この財政方式についても、保険料水準の上げをあらかじめ想定し財政運営を行うという観点からは、段階保険料方式の一形態と考えることができる。段階保険料方式は、制度の成熟や少子高齢化の進行に並行して保険料（率）が引上がる場合は、賦課方式の要素を持つと言える。一方、制度の成熟段階で積立金を形成し、将来、これを活用することにより一定の保険料水準で運営を行うところは積立方式の要素を持つ。

積立金の水準をみると、段階保険料方式は、制度発足当初、低い保険料水準に抑えられていることから、積立方式と比べ、積立金の形成が緩やかなものとなる。どれだけの積立金が形成されるかについては、保険料水準の上げペースにより決定されることとなり、賦課方式の保険料水準に近いペースで上げればほとんど積立金は形成されず、より早く上げればより大きな積立金が形成されることとなる。積立水準からみてどちらの方式に近いかは、成熟段階の保険料と上げペースに大きく依存する。

厚生年金、国民年金は、現在の積立金の水準からみれば賦課方式を基本とした方式であり、また、平成 16(2004)年の制度改正では、100 年後の積立金を支出の 1 年分とする財政方式が取られたことから、今後も積立金水準から見ると、賦課方式を基本とした財政方式といえる。

厚生年金、国民年金は積立金水準としては、賦課方式に近い積立金水準を維持することで、積立方式における運用リスクを軽減する一方、一定の積立金を保有し活用することで、将来の保険料水準や給付水準を平準化するとともに、賦課方式における少子高齢化に伴う急激な負担の上昇や給付の低下を回避する財政方式をとっている。

## ○平均年金月額

年金総額を受給権者数（または受給者数）で除することにより平均年金額を求め、これを12で除した金額をいう。（旧厚生年金においては、厚生年金基金の代行部分が含まれている。）

ここで、各制度における年金総額は、当該制度から給付される旧法及び新法・特別支給の定額部分（1階部分）を含んでいるが、国民年金（基礎年金勘定）から給付される基礎年金分は含んでいない。そこで、1階部分を含めた年金の水準をみるため、「年金総額」に「当該受給権者（受給者）のうち基礎年金対象者に係る基礎年金の年金総額（推計値）<sup>5</sup>」を加えた額を分子として用いた「基礎年金を含む平均年金月額」を算出している。

## ○報酬、賞与、総報酬

### ●報酬・賞与

厚生年金で、保険料や年金額算定の基礎となるもの。

「報酬」は、賃金、給料、俸給、手当等、被保険者が労働の対償として受け取るものすべてを含むが、そのうち臨時に受け取るもの及び3月を超える期間ごとに受け取る「賞与」は含まれない。なお、平成27(2015)年9月までの地共済では、報酬の代わりに給料が使われていた。これは各地方公共団体等が定めた給料表によるものであり、報酬には含まれる各種の手当では含まれていなかった（このため、給料にかかる保険料率は標準報酬ベースの料率に一定割合（1.25）を乗じて調整し、平均給与月額算定の際には給料に一定割合（1.25）を乗じて調整していた<sup>6</sup>。私学共済では給与と称していたが、報酬と同じ概念であった。

「賞与」は、被保険者が労働の対償として受けるすべてのもののうち3月を超える期間ごとに受け取るものをいう。

公的年金制度では、平成14(2002)年度までは、標準報酬月額ベースだったが、平成15(2003)年度からは賞与も含めた総報酬ベースとなっている。

---

<sup>5</sup> 基礎年金の年金総額（推計値）は、当該制度の加入期間に限定した分ではなく、全期間に係る基礎年金総額全体を計上している。

<sup>6</sup> 地共済では、報酬の代わりに手当を含まない給料を使用していたが、給付ではその元となる平均給料月額として給料の1.25倍に賞与を加えスライド等の再評価を加えたものを使用し、給料に係る保険料率は手当を含んでいない分高く設定されていた。なお、この1.25という数値は、諸手当の割合を考慮して、地共済法施行令（第23条第1項）及び同施行規則（第2条の3）で定められていた。また、他制度と比較するため、地共済の数値については、給料×1.25を標準報酬月額とし、保険料率は給料に係る料率を1.25分の1に換算して使用している。

被用者年金一元化前（～平成 27(2015)年 9 月）までの公的年金制度での報酬等

厚生年金	国共済	地共済	私学共済
報酬	報酬	給料	給与
賞与	期末手当等	期末手当等	賞与

### ●標準報酬月額・標準賞与額

標準報酬月額は、被保険者の報酬月額をいくつかの階級に当てはめたものであり、令和元(2019)年度は、第 1 級 (8.8 万円) ～第 31 級 (62 万円) の 31 区分である。また、標準賞与額は、賞与の千円未満の端数を切り捨て、150 万円が上限である。保険料は、これらの額に保険料率を乗じて徴収される。

標準報酬月額と標準賞与額を合わせたものが標準報酬(総報酬)であり、年度間累計値や、それを 12 で割ったもの(総報酬ベース・月額換算)が使われる。

年金額の算定では、全被保険者期間の標準報酬月額と標準賞与額に賃金スライドや物価スライドを含めた再評価が考慮された、「平均標準報酬額」が用いられる。なお、平成 14(2002)年度までの期間については「平均標準報酬月額」が用いられ、平成 15(2003)年度から総報酬制になったが、年金額はその前後の期間で別々に計算され、合算される。

### ○保険料水準固定方式

保険料(率)の引上げ過程及び最終保険料率をあらかじめ決め、それによる収入の範囲内で財政の均衡が図られるよう給付を調整する財政運営のこと。厚生年金、国民年金について平成 16(2004)年の制度改正で、給付水準を調整するマクロ経済スライドとともに導入された。なお、厚生年金、国民年金について平成 16(2004)年の制度改正までは、給付が先に決まり、財政の均衡を保つよう必要な保険料率を後から定める方式がとられていた。

### ○保険料比率

総合費用に対する保険料収入の比率である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{総合費用}}$$

### ○みなし基礎年金給付費 [=基礎年金相当給付費]

「基礎年金相当給付費」の項を参照。

### ○免除保険料

厚生年金基金が代行給付を支給するために、基金に加入する事業主が厚生年金保険料のうち国へ納付することを免除される保険料のことである。免除保険料は、2.4%から5.0%の範囲で厚生労働大臣が厚生年金基金ごとに決定する免除保険料率により決定される。なお、国民年金の保険料の免除とは異なる。

[「代行部分」、「政府負担金」の項を参照。]

### ○有限均衡方式

年金の財政が一定期間（財政均衡期間）で均衡するように、保険料（率）や給付水準等を決めて財政計画を策定する方法。平成16(2004)年の制度改正で導入された。なお、平成16(2004)年の制度改正までは、将来にわたるすべての期間で収支の均衡が図られるように財政計画を策定する方法（永久均衡方式）がとられていた。

### ○老齢・退年相当と通老・通退相当

老齢・退年相当とは、当該制度の加入期間が25年以上（経過的期間短縮を受けているものを含む。）の新法の老齢厚生年金、退職共済年金及び老齢基礎年金並びに旧法の老齢年金及び退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

通老・通退相当とは、当該制度の被保険者期間が老齢・退年相当に満たない新法の老齢厚生年金、退職共済年金及び老齢基礎年金並びに旧法の通算老齢年金及び通算退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。



用語解説参考図表 1 被用者年金の給付構造（老齢・退職年金の場合）

1 新法年金

・原則、昭和 61 年 4 月 1 日時点で 60 歳未満の者（大正 15 年 4 月 2 日以降生まれ）の老齢・退職年金

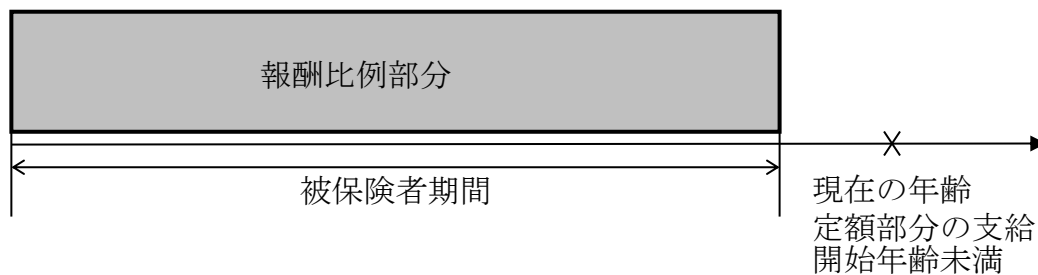
(1) 65 歳未満の者 特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金

被用者年金の額（網掛け部分）

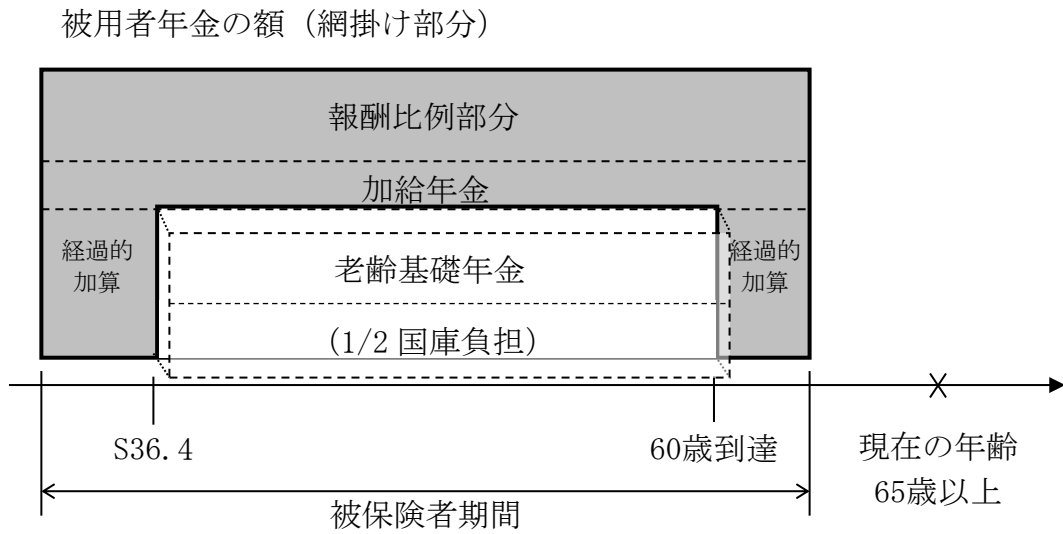


- 平成 13 年度末時点（厚生年金の女性は 18 年度末時点）で 60 歳の者から、定額部分・加給年金の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられており、定額部分の支給開始年齢に到達するまでの間、定額部分・加給年金は支給されない。

被用者年金の額（網掛け部分）



(2) 65歳以上の者 老齢厚生年金・退職共済年金と老齢基礎年金



2 旧法年金（旧厚生年金の老齢年金、旧共済年金の退職年金）



注 65歳以降支給分の場合である。

[⇒「給付費」の項を参照。]

## 用語解説参考図表2 国庫が負担する費用一覧（国民年金及び旧厚生年金の場合）

### 1 いわゆる2分の1国庫負担が対象とする費用

- 基礎年金の給付に要する費用<sup>※1、※2</sup>のうち、被用者年金制度が負担する部分以外の分の1/2<sup>※3</sup> [国民年金法（以下特に断りがない限り国民年金法を指す）第85条第1項第1号、平16附則第13条第7項及び第14条の2]
  - 基礎年金の給付に要する費用<sup>※1、※2</sup>のうち、被用者年金制度が負担する部分（国民年金への基礎年金拠出金として負担）の1/2<sup>※3</sup> [厚生年金保険法第80条第1号、第94条の2第1項、平16附則第32条第5項及び第32条の2]
- ※1 基礎年金の給付に要する費用とみなされる給付費（基礎年金相当給付費）を含む。
- ・旧法国民年金の給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭60附則第35条第4項）
  - ・旧法厚生年金による給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭60附則第35条第3項）
- ※2 ただし、次の2で●を付した費用の額は、別途国庫負担の対象となることから、ここからは除かれる。 [第85条第1項第1号、昭60附則第34条第2項]
- ※3 平成16(2004)年の制度改正により段階的に引き上げられた。

### 2 2分の1国庫負担以外の国庫負担が対象とする費用

#### （基礎年金関連）

- 保険料全額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の全額 [平16附則第14条第2項]
- 保険料3/4免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の3/5<sup>※1</sup> [平16附則第14条第2項]
- 保険料半額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の1/3<sup>※1</sup> [平16附則第14条第2項]
- 保険料1/4免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の1/7<sup>※1</sup> [平16附則第14条第2項]
- 20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の20/100<sup>※2</sup> [第85条第1項第3号、平16年附則第13条第7項及び第14条の2]
- 旧障害福祉年金が裁定替えされた障害基礎年金及び旧母子福祉年金等が裁定替えされた遺族基礎年金の給付費の政令で定める割合（20/100<sup>※2</sup>） [昭60附則第34条第1項第2号]
- 老齢基礎年金の給付費のうち、老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭60附則第34条第1項第3号]

※1 平成21(2009)年度以降の免除期間に係る給付費についてである。基礎年金拠出金の国庫負担割合は従来3分の1であったが、その免除期間に係る給付費についてはそれぞれ1/2（保険料3/4免除期間）、1/4（保険料半額免除期間）、1/10（保険料1/4免除期間）となっている。

※2 平成17(2005)年度までは40/100、平成18(2006)年度は38/100、平成19(2007)・20(2008)年度は37/100。

#### （新法国民年金）

- 付加年金等の給付費の1/4 [昭60附則第34条第1項第1号]

#### （旧法国民年金）

- 旧法国民年金の給付費で免除期間に係る部分の全額 [昭60附則第34条第1項第4号]
- 老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭60附則第34条第1項第5号]
- 嵩上げ加算分の1/4相当分 [昭60附則第34条第1項第5号]
- 5年年金の給付費の1/8 [昭60附則第34条第1項第7号]
- 昭48附則第12条第2項で計算される老齢年金、10年年金に係る通算老齢年金の差額分の1/4 [昭60附則第34条第1項第8号]

- 付加保険料納付済期間に係る老齢年金及び通算老齢年金の給付費の1/4 [昭60附則第34条第1項第6号]
- 老齢福祉年金の給付費の全額 [昭60附則第34条第1項第9号]

(旧法厚生年金)

- 昭和36年4月1日前の期間に係る給付費のうち20/100（第3種被保険者期間については25/100） [昭60附則第79条第1号]  
（注）国共済・地共済は15.85%、私学共済・旧農林年金は19.82%
- 旧厚生年金保険の老齢年金の給付費のうち、旧国民年金の老齢年金の嵩上げに相当する部分の1/4 [昭60附則第79条第2号]

用語解説参考図表3 特別支給の老齢・退職年金の支給開始年齢

1 特別支給の老齢・退職年金の支給開始年齢の引上げ

一般男子・共済女子			旧厚年女子					
年度	生年月日	令和元(2019)年度末年齢				年度	生年月日	令和元(2019)年度末年齢
平成12(2000)	昭和16(1941)年4月1日	79歳以上	60歳 特別支給の老齢厚生年金 報酬比例部分	65歳 老齢厚生年金		平成17(2005)	昭和21(1946)年4月1日	74歳以上
			特別支給の老齢厚生年金 定額部分	老齢基礎年金				
平成13(2001)	昭和16(1941)年4月2日	78歳	60歳 61歳 特別支給の老齢厚生年金 報酬比例部分	65歳 老齢厚生年金		平成18(2006)	昭和21(1946)年4月2日	73歳
平成15(2003)	昭和18(1943)年4月1日	77歳		特別支給の老齢厚生年金 定額部分	老齢基礎年金	平成20(2008)	昭和23(1948)年4月1日	72歳
平成16(2004)	昭和18(1943)年4月2日	76歳	60歳 62歳 特別支給の老齢厚生年金 報酬比例部分	65歳 老齢厚生年金		平成21(2009)	昭和23(1948)年4月2日	71歳
平成18(2006)	昭和20(1945)年4月1日	75歳		特別支給の老齢厚生年金 定額部分	老齢基礎年金	平成23(2011)	昭和25(1950)年4月1日	70歳
平成19(2007)	昭和20(1945)年4月2日	74歳	60歳 63歳 特別支給の老齢厚生年金 報酬比例部分	65歳 老齢厚生年金		平成24(2012)	昭和25(1950)年4月2日	69歳
平成21(2009)	昭和22(1947)年4月1日	73歳		特別支給の老齢厚生年金 定額部分	老齢基礎年金	平成26(2014)	昭和27(1952)年4月1日	68歳
平成22(2010)	昭和22(1947)年4月2日	72歳	60歳 64歳 特別支給の老齢厚生年金 報酬比例部分	65歳 老齢厚生年金		平成27(2015)	昭和27(1952)年4月2日	67歳
平成24(2012)	昭和24(1949)年4月1日	71歳		特別支給の老齢厚生年金 定額部分	老齢基礎年金	平成29(2017)	昭和29(1954)年4月1日	66歳
	昭和24(1949)年4月2日	70歳	60歳 65歳 特別支給の老齢厚生年金 報酬比例部分	老齢厚生年金			昭和29(1954)年4月2日	65歳
	昭和28(1953)年4月1日	67歳		老齢基礎年金			昭和33(1958)年4月1日	62歳
平成25(2013)	昭和28(1953)年4月2日	66歳	61歳 65歳 特別支給の老齢厚生年金 報酬比例部分	老齢厚生年金		平成30(2018)	昭和33(1958)年4月2日	61歳
平成27(2015)	昭和30(1955)年4月1日	65歳		老齢基礎年金		令和2(2020)	昭和35(1960)年4月1日	60歳
平成28(2016)	昭和30(1955)年4月2日	64歳	62歳 65歳 特別支給の老齢厚生年金 報酬比例部分	老齢厚生年金		令和3(2021)	昭和35(1960)年4月2日	59歳
平成30(2018)	昭和32(1957)年4月1日	63歳		老齢基礎年金		令和5(2023)	昭和37(1962)年4月1日	58歳
令和元(2019)	昭和32(1957)年4月2日	62歳	63歳 65歳 特別支給の老齢厚生年金 報酬比例部分	老齢厚生年金		令和6(2024)	昭和37(1962)年4月2日	57歳
令和3(2021)	昭和34(1959)年4月1日	61歳		老齢基礎年金		令和8(2026)	昭和39(1964)年4月1日	56歳
令和4(2022)	昭和34(1959)年4月2日	60歳	64歳 65歳 特別支給の老齢厚生年金 報酬比例部分	老齢厚生年金		令和9(2027)	昭和39(1964)年4月2日	55歳
令和6(2024)	昭和36(1961)年4月1日	59歳		老齢基礎年金		令和11(2029)	昭和41(1966)年4月1日	54歳
令和7(2025)	昭和36(1961)年4月2日	58歳以下		老齢厚生年金		令和12(2030)	昭和41(1966)年4月2日	53歳以下
				老齢基礎年金				

## 2 定額部分の支給開始年齢の引上げ年度

定額部分の 支給開始年齢	一般男子 共済女子	旧厚年女子
6 1 歳	平成13(2001)年度	平成18(2006)年度
6 2 歳	平成16(2004)年度	平成21(2009)年度
6 3 歳	平成19(2007)年度	平成24(2012)年度
6 4 歳	平成22(2010)年度	平成27(2015)年度
6 5 歳	平成25(2013)年度	平成30(2018)年度

注 各支給開始年齢に引き上げられる年度である。

## 3 報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ年度

報酬比例部分の 支給開始年齢	一般男子 共済女子	旧厚年女子
6 1 歳	平成25(2013)年度	平成30(2018)年度
6 2 歳	平成28(2016)年度	令和 3 (2021)年度
6 3 歳	令和元(2019)年度	令和 6 (2024)年度
6 4 歳	令和 4 (2022)年度	令和 9 (2027)年度
6 5 歳	令和 7 (2025)年度	令和12(2030)年度

注 各支給開始年齢に引き上げられる年度である。

[⇒「特別支給の老齢・退職年金」の項を参照。]